

(表紙)

十八代
久倍第八
文祿三
至同四

町田氏正統系譜

十九

藤原姓町田氏正統系譜卷第十九久倍八

○文祿三年甲午正月廿八日、久倍奉賤于朝鮮行營近
習川上忠兄・大田忠綱、以上歳首慶禮於 義弘公
也、是時 忠恒公及久四郎忠清參直京師、因奉寄
其消息也、

○二六〇 町田久倍書狀

猶々、乍些少五明五本致進上候、誠表御祝言
計候、以上、

年甫之御吉慶重疊、猶以不可有際限候、抑今歳者
勝例年、御方御繁榮之段、目出度奉存候、尤其等
之御祝儀一人以雖可申上候、遠邦之故乍存御無沙
汰慮外至極候、仍來三月之御歸朝誠待久敷奉存候、
兼又自京都頃到來候、 又八郎殿様旧冬十二月十
三日ニ大坂へ御着船候て、同十五日、治少様へ被
成御參會、御仕合一段事能相聞得候、御目見得日
限之事業者、未定之由候、殊 久四郎殿様御勇健之
由候、又八様御目見得事成次第、 久四様可爲御
下向之由候、此等之旨可然様御取申所仰候、恐々
謹言、

『文祿三年』

正月廿八日

町田出羽入道

存松判

川上四郎兵衛尉殿

大田吉兵衛尉殿

御宿所

○大野將右衛門久重・蒲池伊賀入道甫心住居于伊作、
而爲久倍撰行地頭邑政者、爰慶府宮女桐壺之兄玉

利某家婢本豊後産、乃不可得侍掖庭身邊矣、於是正月晦日、久倍告大野・蒲池二士、而驗治其豊後女令勿呼名桐壺之使女矣、且謂枯穗帳檢踏本年稻田不熟、登其災數於籍、以供單地頭、即今上見帳也、

○二六一 町田久倍書狀

〔國分蒲地某藏〕
尚々、きりつほの下女と候へ者、奥へ御格護

ニ相似候て悪候之間、兄之玉利名字之方之下

女と申て可然存候、兼又枯穗之帳御持せ候へ

共、門屋敷浮免持合之人無之候之間、其元沙

汰人へ談合被成、早々付記可被差越事專一候、

當所衆之内爰元へしれ申候分於之書付候、持

合之仁へ、凡しれ申候へ共、在所何方と無御

座間申事ニ候、

奥へ被召仕候きりつほ之兄玉利名字之仁所へ、豊

州之者有之由、只今納所衆より承候、其元糺明被

成候て書付同前可被差越候、左候へ、きりつほ

の下女とハ御無用ニて候、玉利名字之下女と可有之候、乍不申日記之書様此中申越候之間、不能細筆候、恐々謹言、

(文祿三年)

正月晦日

町田羽入

存松(花押)

大野將右衛門尉殿

蒲池伊賀入道殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄附録一」一〇七号文書ト同文ナリ)

○文祿三年春二月、久倍以石谷水田二段二畝十三歩・

島廻中水口田及陸田一段四畝、為息男玉龍宗活居

士牌位免地、永施于石谷永福寺也、

○二六二 町田久倍寄進狀

〔在家藏〕

薩州伊集院石谷名之内水田貳段二畝十三歩・嶋廻

白水口三番・四番井同名島地壹段四畝、慶巢 為

玉龍宗活居士牌免、永代令寄附者也、餘載校割帳

畢、仍狀如件、

文祿三年甲午二月吉日

町田出羽入道

存松(花押)

永福寺

○文祿三年三月七日、義弘公自朝鮮還書、以答今

春久倍等上歳首賀儀、兼教傳同旨于吉田美作守・

喜入大炊助・平田豊前守・是枝大膳坊等之在京諸

臣也、

○二六三 島津義弘書狀

『新納内藏』

猶以御供衆中へ各在京辛勞之段、別紙を以可

申候へ共、急便之間、可然候様御心得頼入候、

幸便之条令啓候、仍其元御無事ニ御座候由、尤目

出度候、然者今度書狀并音信之物共、銘々到來疎

重之至候、此界之事新儀無之候、此比者大明之到

來も不承付候、然者可爲長陣と存計候、兼又吉美

作・喜大炊・平豊前・大善坊・肥新左・五右入・

福宮内・醫王院・松和泉各々音信慥相届候、懇志

祝着之至、別紙を以可申渡候へ共、急便之間不能

其儀之由、御心得憑存候、猶追々可申通候、恐々

謹言、

①『文祿四年』
三月七日

義弘(花押)

(本田親貞)

本野入

(新納忠元)

新武入

(町田久倍)

町羽入

(本文書ハ「旧記雜錄後編二一四七三号文書ト同文ナリ」)

○文祿三年三月、久倍奉職適京師、自携妻室率家人、

而保護 義久公姫龜壽君、君昔年天正十五丁亥歳

質於京師、翌年戊子八月、義久公將歸國、悲與

君別、乃作二世不期親子歌、遺細川幽齋、幽齋以

公歌白關白、關白憐之免君與 公俱歸國、其後文

祿元年三月、君復質於京師、

國分蒲池孫太郎藏、近衛前久公遺 義久公書曰、

○二六四 近衛前久書狀

三月十八日之芳札、六月三日令披見候、唐入ニ付御肝煎尤候、就夫義弘・久保渡唐、去二月廿六日之由、遙々蒼海陣旁令察候、就中御息女被差上之候之由、條々承候、毛頭之不可存疎意候、乍憚可被任置候、隨分馳走可申候、此方之儀不可有御氣遣候、至京都御上候ハ、新造をも節々御息女之御伽ニ申付可越置候、可御心安候、略

『文祿元年』
六月九日 竜山『御花押』

龍伯

御返事

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」八九七号文書中ニアリ)

由下文、自文祿元年至今歲三年、君仍留在大坂歟、

○文祿三年五月廿四日、義久公在京師、久信請命

曰、雖非更直之期、陰至京師而代當番、是時 公

姫稽留大坂、乃命日、宜奉護而來于京師、其路次

云云蓋謂遡大坂川乎、兩役人賄之事、按天正十九

年十二月四日、關白朱記書曰、兵庫頭又一郎妻子

其外留守仕候者之妻子をも同前ニ、早々到大坂可差上候、然者御扶持方可被下候間、上着次第於大坂帥法印・松浦讚岐守兩人ニ申付、人数等書付右兩人墨付取候て可申上候、觀之則當初大坂質子、則量其口而給米俸也、故謂任朱印書、就兩役人可稟俸祿也、雖然是非敢質言、當俟後考云、

○二六五 島津義久書狀

『在家藏』

内ニ替上洛之儀佗被申候、大閣様 御前爲拙子

〔圖〕爰迄無御座様存之前ニ候、難〔圖〕事雖察候、

いかにも輕々と分別候て可被指上候、大坂へ愚息

女致〔圖〕留候之間、路次之校量まで欵与存候、着船

候者任御朱印兩役人賄之儀可被申候、委敷者令口

能〔圖〕、恐々謹言、

五月廿四日

龍伯(花押)

町田出羽守殿

○文祿三年、義久公在京、久倍從焉、太閤立忠

恒公為家督、配龜壽姬君為夫人、六月廿五日、

忠恒公至名兒屋、是歲太閤使石田治部少輔三成降

命丈量薩・隅・日之田地、按田吏黒川右近・大音

新介・中小路傳五・大橋甚右衛門等將至本藩、

義久公還遣伊集院右衛門大夫忠棟、以知丈量事、

於是忠棟就吾及本田下野守親貞入道三省、上誓章

也、按平壤錄云、秀吉將薩摩田地丈量起稅、即此

時之世俗謂、文祿三年賦法是也、

今茲九月十四日、自伊佐郡大口丈起、其打竿、縱

六十弓ツエ横六間云、

○二六六 伊集院忠棟起請文

起請文

今度御書被成下候、忝奉頂戴候、

一國元江御檢地衆可為下向候、就夫何篇別而御奉公

可申之旨、被仰出候、任上意、別而念入御奉

公可申上事、

一不輕囑於出合候者、伺上意、御意次第ニ可致其

沙汰事、付百姓町人以下之者於科仕出者、功者之

人衆ニ遂談合、其囑可仕事、

一御為ニ惡儀於承付候者、無用捨可遂言上事、付

某就身退、何篇氣任之儀於被聞食付者、則時ニ

可被仰聞事、

右之條々、偽於致相違者、

神名

文祿三年

七月拾一日

伊集院右衛門入道

幸侃(花押)

三 清

存 松

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三四七号文書ト同文ナリ)

○文祿三年、久倍與本田親貞・新納忠元在京師、十

月十六日、義弘公自朝鮮還書、下示番船引去之

狀、且降年内須早搬運兵糧之旨、按此時、公居

朝鮮唐島城、九月廿九日、番船大小二百余艘至唐

島攻四國陣、義弘公遣伊集院抱節將兵援之、十月

朔日、番船復至、義弘公擊退之、番船皆去、四日、番船廿四艘餘復至、既而去、公使輕舸逐之、八日、番船向竹島悉去、無復至者、廿六日、忠恒公至釜山浦、晦日至唐島、

○二六七 島津義弘書狀

猶以石治少様并安三兵へ書申狀參らせ候、銘々被御覽分、使者を以御届候て可被下由、竜伯様へ可被申上候、以上、

此表之兵船、去月廿九日差出、今月七日迄相支候へ共、指行も無之、同八日ニ六七里程引退御様子、具 竜伯様へ申上候、然者寒中之海上にてさへ如此候条、明春海上も長閑ニ罷成候者、定而番舟之行一途可在之と存候、當陣湊口へ番船相支候者、日本船之通用一切不可在之候、左様ニ候者、當陣兵糧可相續様有間敷候、何としても兵糧之儀年内被差渡候様、遮而國元へ被仰下尤候、於御由断者可爲迷惑候、自是も國元へ不申越候へ共不調候間、

被入御念候様可被申上候、恐々謹言、

十月十二日

義弘(花押)

(本野親貞)

本野入

(新納忠元)

新武入

(町田久倍)

町羽入

(本文書ハ「旧記雜錄後編」一四〇二号文書ト同文ナリ)

○文祿三年、久倍到職京師、携家累率臣僕、且子息忠綱・久幸出征朝鮮、所領之從兵亦多衆、久倍嘗白不堪、是故 義久公告諸 義弘公、召還久倍之家臣行役于朝鮮者、令勤戍京師久倍許、

○二六八 島津龍伯義久書狀

猶々、唐帝より到其方、朝鮮表和陸之儀懇望之由、被仰通事も可在之候、爲心得候、兼又久四郎所勞無紛之處、祐乘坊江養生頼候而より殊更さかしく候、已伊勢・御多賀・春日なんとまで參廻り候、大慶之至候、次者鉄炮之玉くすり此方江へ無之候

間、國元江申下候、定可差渡候、其元江存松之手
之者共未罷居申候哉、兩方江分候而ハ難成由申候、
在京にて奉公仕候間、爰元江可召置候之間、殘置
者共被差下候而可然存候、以上、

『文祿三年』
拾一月十三日

龍伯「御花押」

兵庫頭殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」一四二〇号文書トモトハ同文ナリ〕

○文祿四年乙未正月廿九日、石田三成丈量薩・隅・

日之田地、至是完濟、凡獲公領五十七萬八千七百
三十三石餘焉、其他大隅加治木・溝邊等十箇村一
萬石為宮地、國分・清水・敷根等五箇村六千三百
石餘為石田三成邑、肝屬・高隈等三箇村三千五百
餘為細川幽齋邑、又八萬三石為伊集院忠棟邑、此
餘出水郡二萬九千七百二十八石餘係官地、且北郷
氏先領都城改、領祁答院三萬七千石、清水領主島
津以久改領種子・屋久二島一萬石、種子島久時主
知覽、禰寢重張主吉利、入來院氏徙湯尾、佐多久

慶徒川邊等、改封私邑者若干焉、於是四月六日、
石田三成家老安宅三郎兵衛奉復朝鮮 義弘公之
書、証見于左、

○二六九 安宅秀安書狀

猶以御國衆役氣任、此比一入まし申由候、併
竜伯様・御貴殿御覚悟候故ニ、今日御後悔も
無事候、以上、

御礼拜見本望至極候、仍又八郎様より治部少へ年
頭御礼之事、餘御延引咲止ニ存、町出入へ申候て
頓相調申候条、此度之御使者御音信之由申候事、
一御同國檢地中、爲何儀も出合可申哉と、別而心遣
ニ存候處、無吳儀相濟、檢地衆一昨日四日ニ伏見
へ悉上着候、大慶存候事、
一長壽院ハ是非共役御侘可申達由候て、頓ニ上着候、
一幸侃一昨日大坂迄上着、幸侃直ニ被申分、未不承
候へ共、是も爲一人何共成間敷由被申由候、如此
之段、御家中衆氣任故候、

一 貴殿様御歸朝之事も、檢地之儀申上刻、達 上聞
由被申、御歸朝候へとの事ニ候て、則 御朱印相
調可被進之由内ニ候、此使者先急差下、追而自
是御歸朝之事可被申入由候、

一 貴老御覚悟一ツにて御國可被爲留候哉、御分別此
時候、さま／＼子細共御座候へ共、書中難申分候、

追而可得御意候、恐惶謹言、

『文祿四年』

卯月六日

『安宅三郎兵衛』

秀安(花押)

羽兵様

参御報

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一四八八号文書トモトハ同文ナリ)

○文祿四年四月、太閤命召 義弘公曰、薩摩國丈完
速歸朝受封、久倍在京師、五月十六日、上牋于朝
鮮執事島津圖書頭忠長、而陳賀 義弘公歸朝之告
命、且候 忠恒公起居、兼拜謝恩旨、

○二七〇 町田久倍書状

『川東』
猶々、川善左衛門にて忝儀共被仰聞せ候、是

又過分至極ニ候、彼是宜御披露所希候、

武庫様御歸朝付而、御朱印之着渡候間、目出度奉
待候、殊更惣別御歸帆之由、取沙汰候之条、若
殿様御同前之可爲御歸楫候、重疊之御満足、已下
ニいたる迄大慶不過之候、兼又京都御仕合弥々事
能御座候、可御心安候、自然之時者御取合所仰候、
恐惶謹言、

『文祿四年』

五月十六日

町田出羽入道

存松『花押』

圖書頭殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五一五号文書ト同文ナリ)

○文祿四年五月十日、義弘公既發唐島、六月五日、
到大坂、同十二日、公入京、時 忠恒公留守唐
島城、六月、自唐島還駐屯加徳島、六月十四日、
久倍呈書于朝鮮留守執事鎌田出雲守政近、而賀
義弘公歸朝、且候 忠恒公起居、

〇二七一 町田久倍書状

以上

武庫様今月五日、被成御着船、同十二日、御上洛にて候条、千秋万歳奉存候、仍 若殿様御勇健之由承、誠々目出度奉存候、殊其表御和睦之儀相濟、急度御引陳之由候之間、爰元上下之満足不過之候、兼又此地御兩殿様被成御打合、夜白御談合最中候、旁宜預御披露候、恐々謹言、

六月十四日 町田出羽入道 存松(花押)

鎌田出雲守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一五三七号文書ト同文ナリ)

〇文祿四年六月十七日、安宅三郎兵衛致久倍等 三公留任之情由十二條、先是三郎兵衛奉太閤之旨、來于薩藩、主京師質子及征韓調兵事、與聞成敗、而國人怨之不順多為扞格、久倍亦辭以罷老中職、不欲與三郎兵衛參知政事也、三郎兵衛憂吾衆不置心腹、數說付託不效于 公及久倍等焉、蓋石田・

安宅之輩猶如後之御附人國御目附耳、

〇二七二 安宅秀安覺

『渋谷四郎左衛門藏』
覺

一 治部少かたへ之御使可被成御定事、但兩人可然候事、

一 町出入御老中役被召免候間、諸事御斟酌之由被仰候事、

一 竜伯様御ためと申なから、竜伯様もさして不被入御心、并重代之御家來衆も國家之御ためにも不被相構候て、面々の勝手次第ニ候て、何事も三成并我等式ニふり被懸候段、不能分別候事、對三成六ヶ敷事与仰懸候共、御家中之衆恣之儀仕候を先堅被仰付、其後三成并我等式ニも可被仰聞段尤候、但重代之御家來衆ニ不被仰達候者、此方へ一切不及承候事、
一 於薩・隅爲 公儀申置儀共、御家來衆以御分別三成ニ被失面目作事条々在之、

一 幸侃下國以來之事、

一 御家中衆雖爲誰々、何篇雜說申出もの於有之者、
はたと被成御糺明可有御慶旨、竜伯御神文之事、
付老中并御使兩人も御神文之事、

一 公儀并國家之御ためにも悪儀共申出、又才覚仕候
者於有之者、はたと被成御糺明可被遂御成敗旨、
竜伯様御神文之事、付、老中御神文之事、

一 今日通までハ竜伯様へ之使治部少申付候、然ニ惣
別私成儀を申候とハ不存候、雖然心に相たくまず、
竜伯様并御老中ニたいし不謂族申入儀萬一於有之
者、何ケ度も無御隔心差返し^(可)被仰之由、竜伯様
并老中并御使兩人御せいし可有事、さ様ニ候者何
様にも弥無腹藏可申談事、

一 幽齋・治部少御そうしや被申候、御兩人以同意被
申儀者不及是非候、御兩人被申様兩様に候者、能
々被成御分別、有様次第ニ御同心專一候事、

一 惣別後日可出合子細者、證文證據よく被召置可然
候、京都・御國元兩方ニ本書と写と可被成御置候

事、義久・義弘・又八郎殿互御在國候時、萬事京
都御國遠路故、御國へ尋申ニ付而何事モ延引者御
ため不可然候事、

一 治部少御取次あまた候へ共、如此内しう之事迄承
儀無之候事、

一 專用ノハ御家來衆之無沙汰を堅固ニ御法度被仰
達、以其上三成御入魂尤候、御家中衆氣任恣之族
被成御用捨、對三成、御老中役其外御まかない以
下之事迄、被成御頼事不能分別候、さ様に候て御
家中衆何かと申時、竜伯様并老中又悪覚悟候者御
同心候へハ、皆悉三成ため不可然候、此一ケ条ニ
相究候、無其儀由被仰候者、其證據可有之候哉之
事、

以上
『文祿四年』
六月十七日
石田三成家老
安宅三郎兵衛
三兵

幸侃老 吉田美作守殿

町出入老 白濱次郎左衛門尉殿

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二一五三九号文書ト向文ナリ〕

文祿四年八月三日、義弘公御狀曰、國置目ニ付下向可申由、不図去月十七日京を罷立、大坂十九日出船、同廿四日細島へ着岸、栗野へ廿八日無恙下着候、安宅三郎兵衛尉殿・幸侃も追而從跡可有下向候、

由此則安宅氏は歳復來本藩乎、

文祿四年九月四日、義久公託久倍、以京師留守

及經營事、今歳八月廿八日、石田三成遺忠恒公書

曰、仍龍伯羽兵御國元知行支配置目等可申付旨被

成御説、御兩人共御下向候、此方之儀可御心安候、

又同年十月二日、義弘公與忠恒公書曰、去月

十九日一本作十八日、伯公御下著云云、由此則義久公九

月十八日至自京師也、又義久公御狀曰、洛中之

諸屋形如伏見可被引移由候、當屋形此比大略相調

候處、又々如伏見可移事大儀之事候得共、諸屋形

同前之儀候間、如其可致分別候、又曰、國元惣別

所替仁相定候、我々茂大隅江可移覺悟候、麿島事

者義弘移仁天有倍久候云云、於是令京師祇役衆曰、

從事于久倍所指揮、當董作伏見邸、或有不奉此條章者、隨其輕重處以嚴科、是歳太閤命毀京師聚樂城、築伏見城屬山城、州木幡、令關東・北越・奥羽之諸侯助役、凡役軍功廿五萬人、因宣旨四國・九州之諸將曰、朝鮮在陣勞則有之、而比伏見土木功、猶若易然、蓋謂經營伏見城之費弊也、

〇二七三 島津龍伯義久條書

『在家藏』
掟

一今度普請之事大儀之段候、然者、上下共ニ普請奉行之下知ニまかせ、精を入へき儀可爲肝要候事、

一普請奉行衆、互以熟談、精を入へき事專要たるへ

く候、自然、普請衆法度をそむき、難澁いたす族

等於有之者、則可被致成敗候、但於日用者可有用

捨事、

一存松事、京都へ殘置候間、每篇彼下知次第、留守

居衆可相勤事肝要候事、

右条々之旨相そむく族於有之者、依輕重可處罪科

者也、

九月四日

龍伯(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二二〇二号文書ト同文ナリ)

斯書無年、按文祿四年九月、義久公在京師、且

久倍亦在京、故置諸此、識者審之、

忠恒公朝鮮御渡海日記曰、(旧記雜錄後編二一六四三号ニアリ)

文祿四年十二月廿三日 唐島 忠恒公 御本宮

一比志嶋紀伊守出仕被成候、

一矢藏より御鉄炮被遊候、

一京都江入部大膳亮御使ニ被罷上候、武庫様・存松・

拙齋・江庵・其庵江銘ニ御書參候 中略

夜入候而、於書院御月待ニ和漢にて候、

發句

待月に一よを千夜の時雨かな 御句

○文祿四年、久倍賜薩之伊佐郡大口、為一所地、奉

特旨代 義久公、守大口城者也、始石田三成丈量

薩藩之田地也、使 公移居大口、於是新修大口城、

義弘公在上方、賜新納忠元狀曰、普請之儀被入精

大方致周備之由是也、而 義久公不欲居之、乃命

久倍令處守之、夫久倍曩時領市山一所地、嘗戍市

山城、乃若大口城、初菱刈氏所據、後新納忠元居

之、俗或謂之牟田口城 以四方泥、津田地也、至是使新修築之、

忠元爲之監督也、而文祿三年、忠元上京、至五年

之春歸郷、被除移薩之清敷 今樋脇郷、慶長二年、轉領

飯野地頭職、然則使久倍守大口城、當在今年耳、

小苗代村永福寺寺門今稱呼町田門、當初賜久倍大

口城代時之城門、後移以為永福寺之門故也、其門

大而撲、蓋昔日城門之製云 大口郷土傳稱、慶長四年久倍

是謂久倍見住大口地頭職、前此文祿四年以來久倍到職京師、未

遠就大口、慶長三年間初、入大口城、翌歲復赴大坂、其明年没

焉、歸葬大口永福寺、此乃爲一所之地故也、而、

是年慶長五年、久幸襲職主於大口、並見下文

○伊佐郡大口城址・菱刈郡市山永福寺及長羽村等略

圖 大口全圖固大矣、今所寫係大口及、市山城蹟・長羽村永福寺之幅頭耳

文祿四年十月十二日、龍伯様より朝鮮□ 又八

郎様江之御狀に、拙者大口江可罷移之通、於京都

(繪図アリ、口繪ニ)

申入候得共、餘々住居難成在所之間、大隅之濱之市近所に屋鋪を構候而、年内必可罷移之企ニ而候事、

町田大概記曰、文祿二年御國京檢地有之、其後御國一城之由、関白秀吉被仰定候、大口之城ハ肥後境片端ニ候得者、大口之城を被為割捨城ニ而無之候、御居城ニ被成御定、龍伯様者濱市富隈江被成御移、為御名代大口江久倍被罷移候、其後久倍夫婦上洛之由、京都より被仰下被罷登候、

按久倍代 公移大口、蓋在慶長三四年之交、非今年事也、

早水豊前守願状案曰、

○二七四 早水豊前守願状案

『大口早水藏』

申上候条々

肥後湯之浦へ被召移候て罷居候處ニ、大闇様御下向之時分何れも爲被召移人數、如御國之被參候剋、

我等事も大口へ如本拙齋様爲御分別被召置候、然處幸侃老御老中之折節、肝付へ可被召移之由、伊集院新右衛門殿を以兩度承候へとも、罷成間敷由申候て、拙齋老ニ如此幸侃老被仰候と申入候、此以後又々被仰候ハ、御返事被成候て可給由被仰候、其後鹿兒嶋へ拙齋老爲御使者參候、於御内幸侃以御面談頻ニ召移候へと被仰候へ共、最前之御返事ニ如申、罷成間敷由申入候、從其幸侃儀ニ相迦申候故、從大口肥後替候而被下候、知行候返地も終ニ不被下候、然者拙齋老御堅固之内返地可被下之由申入候處、當時兵部少輔様大口之御見廻御頼被成候間、當分御上洛被成候条、御下向候剋御談合被成、被仰達候而可被下之由候處、無程拙齋御果被成候間于今延引申候、其時分書物ヲ以申上候子細共候、左様成使當所ニ御座候中嶋對馬守被申上候、當分高廿四石被下置申候、此知行之儀者肥後へ罷移申候剋、浮免六段懸持仕候、存松尊老御地頭之剋、庄内加増三石、其後又存松老御

堅固之時分、前後ニ御奉公共仕候間、知行御申被成可被下之由被仰聞候處、御果被成候剋、爲其首尾候と勝兵衛様從御前三石被下候、又拙齋老大口へ御地頭之時分、大墻御陳之以後、九州衆芦北へ陳を取、薩摩へ可參催申候砌、又如前足輕役被仰付候、其刻御披露ニて候十五石爲加増と被下候、終ニ肥後表へ御替候て被下候知行之返地于今不被下候、今度遮而御返地可被下様ニ奉頼候事、

慶長廿年

三月廿日

早水豊前守

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一二三七号文書ト同文ナリ)

『北郷家臣平在山下某藏』

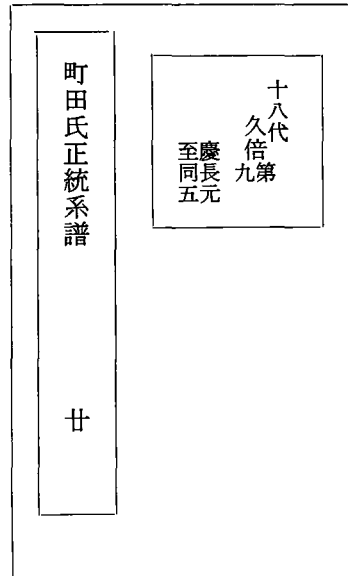
樋脇由來書曰、文祿比、伊集院右衛門入道幸侃智

略ニ而、諸士之私領諸外城衆中迄、繰替被致候中略

清敷地頭を新納武藏守忠元江被爲當候而、大口より被爲移候、新宅尾迫と申所也、息次郎兵衛殿者入來ニ而、米良備中被居候屋敷ニ被爲移、是清敷之外城立シ始ニ而候、城ノ名ハ上代より清敷と申

之由候、山崎中郷衆中罷移候時分、文祿四年乙未之年也、然ニ清敷衆中無人數之由を、武藏殿より公儀江被迎上、其後大村衆中を五ヶ所衆中と爲申之由ニ而候、其後武藏守殿者慶長二年夏之比より飯野之地頭を被爲當、彼方江被爲移候、

(表紙)



藤原姓町田氏正統系譜卷第二十久倍九

○慶長元年丙申文祿五年改元正月十五日、久倍蒙近衛前關

白前久公之賤教、且賜揮毫之扇面三本、以為新年

賀儀、因所令宜歲首慶禮於 忠恒公夫人即龜壽也、姫君

按是歲 義弘公在伏見、報 忠恒公於朝鮮狀曰、

○二七五 島津義弘書狀

誠今年之御慶、千々萬々不可有尽期候、為此等之御祝、御礼并御太刀一腰・馬一疋被懸御意候、目

出玳重之至候、就中聖門様・石治少・幽齋・安三・

州麻吉左各江の御祝物共存松相調進入候、銘々御

返事被成遣之由、隨而聖門様江被申上候、御手本

之儀中略、只今出來候間持せ候、何も急度可爲歸朝

候条、以面可申談候、恐々謹言、

(慶長元年) 三月十日

義弘(御花押)

又八郎殿

是當年正月、久倍事 公夫人于伏見、可知矣聖門様昭

高院如誓、親王也

○二七六 近衛前久書狀

『在家藏』 光曆之吉兆雖事舊候玳重候、仍扇三本乍懼染禿筆

進之候、祝儀計候、將亦又八郎女中へ爲當春之礼

義以使節申候、可然候様可被申事專一候也、

(慶長元年) 正月十五日

(近衛前久) 花押

(上包)

町田出羽入道とのへ 竜

○慶長元年、久倍與吉田美作守清存等、事 公夫人
于伏見、証見新納忠元狀、

○二七七 新納忠元書狀

『加治木新納仲左衛門藏』

尚々依樂見續之儀、此比やうく出船之由聞

得候、飯米可爲相應候、先々御物借下され候

て、見續待付候やうに、御取成偏々奉頼候、

いまたかこしまのはまに有船之事情之間、定

六月末つかたへこそ可致上着候欵、其御分別

所仰候、兼又今程國本之仕合不及是非、依子

細走上候處ニ、武庫様以御分別於中途討果候、

御満足之由候、龍伯様へ御丁寧御礼被仰下、

外聞実忝候、此等之次第、御前様へ御仕合可

然折節、御披露憑存候、次存松老へも申入度

候、其外吉作州・休心老・白次左、いつれに

もく在洛中御懇志之儀、又依樂召置被懸御

目候、然者御酒御振舞可爲應廻之由、御心得
所希候、

就好便令啓達候、卯月廿二日、細島着岸仕候而、
入來院江ハ今月二日、漸罷着候、御堅約之日州よ
り濱市迄、夫丸五人相閉候て越着仕候、悉皆貴老
御力まてにて遂下向候、過分之至難申盡候、帖佐
江參上申、上下無何事候、御在所江急申候之間、
使ハかりを進覽候、御息御兄弟御さかし候、可
御心易候、愚老進退之儀、兎角不申上、如入來之
罷通、大方見廻申候、一切無心付候条、能々見合
候而、濱市江以祇候御宅可申上分別ニ候、追而吉
左右申へく候、恐惶謹言、

『慶長元年』

五月六日

旅庵老

參人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」六三号文書ト同文ナリ)

同武藏入道
(世元)

爲舟(花押)

○慶長元年閏七月廿八日、今春正月 義弘公至大坂、

時有明王遣使於皇國之報、關白秀吉徵諸侯預備儀
仗示國威、至是久倍與新納旅庵在京師、アツクリキヲ參知藩邸
事、因呈石田三成之藩内領分年糧折銀及利息運賃
之目錄于安宅三河守、

○二七八 町田久倍・新納長住連署証狀

文祿四年分

石田治部少輔殿藏入目錄之事、

米

合三千六百拾六石七斗七升

右之内、船ちん米上着百石付廿式石五斗ツ、

此米

六百六拾四石三斗五合五夕

此銀

五貫七百拾三匁壹分

但壹石ニ付米六分ツ、

以上、

文祿五

閏七月廿八日

(新納長住)

旅庵

(町田久住)
存松

安宅三川守殿
(秀安)

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」九一号文書ト同文ナリ)

○二七九 町田久倍・新納長住連署証狀

文祿四年分

石田治部少輔殿藏入目錄之事、

米

合三千六百拾六石七斗七升

此代

合銀三拾壹貫百四匁壹分二り

右利平、去四月より閏七月迄五ヶ月之利平銀四貫
六百六拾五匁六分五里、

但壹ヶ月ニ壹貫目ニ付利平卅目ツ、

以上、

以上、

文祿五

閏七月廿八日

旅庵

安宅三川守殿

存松

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」九二号文書ト同文ナリ)

○慶長二年丁酉正月十二日、久倍在伏見、曩者囑阿蘇墨齋玄與、需近衛信輔公之墨痕、則今日染翰以賜之、或以謂、公書古今和歌集之序文也、而凶于元祿之災矣、

阿蘇玄與上洛日記曰、文祿五年七月十日、薩州鹿兒嶋より近衛左大臣信輔公御歸洛也、中慶長二年

正月十二日、伏見にて近衛様より御書キ被下候物之本、薩州衆町田入道存松より被頼事遣候也、今按中豐大閣遂近衛信輔公于坊津之還也、天下無知其由者、余嘗覽公手帖、其略曰、今度之仕合ハ、時ニあたつてハ、さらく身にあやまりも不審無之事ニて、彼仰出様も先年小田原御陣之時ノ仕合を被聞召届候ニ、関白ニ望をかけ七候故、それカ狂氣になり候との事に候へハ、御隔心ニ思召候間、早々薩江可罷下由、幽齋紹巴を以家康迄被仰出、家康より案内ニあつかり候事にて候、時にあたりての慮外狼藉聊以無之候、惣別去と年関白殿御前ニて行幸の時民法印と口論いたし候てより後、法印と金掣ニなり申つか、名護屋ニて一かと仕合ニて罷上候事を一大事と相心得、速々へ申候由候つか、終ニさへたふされ申事ニて候、由此則公遺鏝金之讒言也、今因其飯洛事著其實云

○慶長二年是秋、島津袈裟菊左衛門督歳久養子三郎四郎忠隣之子、即又吉常久也、

之母使家臣宇多與右衛門詣京師呈遺領安堵之願狀于安宅三河守、三河守將聽其訟、傳旨於久倍等、

久倍使京師祇役士五代友喜・有川貞豊・帖佐宗允遣安宅氏之廳ウツロ而判決之、蓋袈裟菊之母寡居攝其家政、然而婦人不解官事、越訴安宅氏也、故斷願狀上之義久公、公以轉致 太守義弘公云、袈裟菊訴訟事、詳日置阿

多平右衛門藏書、

○二八〇 五代友喜外二名連署覚書

袈裟菊殿内宇多與右衛門尉到安宅殿ニ、申狀を出し候、然者彼與右衛門尉から今日廿二日、可被申聞召置候由、三州より使を以被仰候而、存松・平田太郎左衛門・福崎新兵衛より我々三人も罷出可承之由、三州御差圖ニ而候、依之存松より肱枕江以捻被仰候之間、可罷出之由被申付候条、差出承候、勿論申狀ニ巨細御座候、此外ニ申分段ニ在之事、

慶長二

八月廿二日

帖佐彦左衛門

宗允

有川助兵衛

貞豊

五代右京入道

友喜

川上四郎兵衛殿

(中見)

梶山權左衛門殿

(久患)

參

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」三〇〇号文書ノ抄ナリ)

○慶長三年戊戌十月四日、忠恒公賜手書久倍等、以

示泗川大捷、且誠留任老中曰、卿等當益恪勤ツツシク而匪懈矣、

○二八一 島津忠恒家書狀

急度申遣候、此國之儀自大明國大軍打出、蔚山・順天・泗川右三ヶ道打分、人數別而當所江大勢相賦依押寄、連々如覺悟候、晋州表江召置候番手之衆も如本城引入候之處、此境ニ差向將軍和睦入眼

之旨頗ニ依令懇望、小西攝津守殿・寺澤兵庫頭殿遂相談、日本と大明後代無嘲様ニと和平ニて入魂候處ニ、自敵方令違變、右之沙汰有之間繰寄猛勢、去月廿七日、古館ニ爲見物少々召置候人數捕卷、雖欲討果候、各碎手切通、無異儀當城江引籠候、乍去少々越度共候而、其儘敵も引退ニ付、其涯不及行、最前和睦之約諾令表裏、剩人數被打果、其鬱憤難散處ニ、去朔日已刻數拾萬押寄、當城相困鋒楯候事、自大國之催ニ而候間、夥數儀可有推量候、然間長々於及籠城者、諸卒之勞彌防戰可難成と令儀定、不計善惡安否之合戰、切崩數萬騎討捕不慮之勝利、於三國發名譽候事不可勝計候、兵庫様御事者不始于今儀候、我等始而之事ニ此等之仕合、併非所人力之成候、抑當家之儀者代々信心專ニ候處ニ、近年神社及毀破候之条、佛力神力も無頼、連々雖訟之、龍伯様・兵庫様被碎御信心之旨不被成御忘失、往古之勤故ニ哉、惣別當國平生不相見得白狐・赤狐戰場江走出、奇妙不思議各

成威力、是ニ軍兵得勇、猛勢易討果候事、偏ニ神力且諸卒之粉骨難盡筆舌次第ニ候、寺社中連ニ被抽懇祈方可被申渡候、如此於手前得大利之故、順天・蔚山取卷候敵も悉引退候、順天事者此中海陸取卷候之間、番船爲可討果、南海・固城衆寺志以相談調兵船掛候之處、番船も早破軍候而、一二艘後行候を焼忘候、當時者何事も静謐之躰ニ候、從爰在高麗諸大名衆預使者播面目候、近日又自敵方差出使官、無事之儀申候、尚以寺澤志摩殿・小西攝津守殿日ニ申含、右之使返進候、無別儀於相濟者、定儀可爲歸朝、今少之儀候間、留守居衆以熟談、弥無緩様ニ分別肝要ニ候、謹言、

慶長三年

十月四日

忠恒

本田六右衛門殿

鎌田出雲殿

比志島紀伊殿

山田越前入道殿

新納武藏入道殿

平田太郎左衛門殿

町田出羽入道殿

(忠元)
(賴宗)
(久倍)
(本文書ハ「旧記雜錄後編」三五三七号文書ト同文ナリ)

○慶長三年、石田三成部下八十島助左衛門留、住筑前博多、以所聞新納旅庵、悉言之石田三成、乃十一月廿四日、助左衛門以報之久倍等、同日、三成亦以所聞于旅庵、又遣書於久倍等、並見下三通、

○二八二 八十島助左衛門書狀

尚以彼表之儀、吉左右追々可申入候、以上、旅庵被越ニ付而、預御狀ニ先以本望之至ニ存候、其許ハ算用免合之儀、何れも旅庵御物語之通、治部少へ懇ニ申聞候、就夫ニ条書を以被申入候、有御披見、何れへも可被仰聞せ候、次ニ高麗表之儀無事ニ相濟、當月十日十一日ニ御歸朝之御出船ニ候之處、小攝州居城番舟を五百艘計ニ而押詰之由

候、就夫ニ武庫様・橘殿今迄之御城を者被引拂、
小攝御手前へ當月十七八日ニ後詰被成之旨候、就
夫ニ高麗之諸將人も有後詰、番船被追退小攝可被
引取候行之由、其聞候、雖然至今日ニ何とも左右
無之候、一段、心元なかるニ候、併武庫様彼表へ御
入候事ニ候之条、又可被得勝利との各さけすミ迄
ニ候、相替儀於在之者、跡より吉左右可申入候、
恐ニ謹言、

『慶長三年』
十一月廿四日
八十嶋助左衛門
侍

町田出羽入道様
山田越前入様
平田太郎左様
比志嶋紀伊守様
本田六右衛門尉様
長壽軒
御報
(本文書ハ「旧記雜錄後編」二五八六号文書ト同文ナリ)

○二八三 八十嶋助左衛門書状

猶以此方へ之飛脚之儀、堅被仰付候而可被下
候、伏見へも同前之儀ニ候、治少被申候間、
可爲其御心得候、以上、

追而申入候、治部少被申候へ、轉多逗留來月十日
比迄可有之通ニ候、就夫其地より旅庵歸宅被申候
而より二日めニ、此方より被申入候、返事共被下
候旨被付候、左様ニ候へ者、乍御大儀御留守居中
として、四日ニ一度〳〵此方逗留の間へ、此地へ
可被下候、伏見被罷上候者、伏見迄之飛脚ニ四日
ニ一度ツ、の番おりニさせられ、可有仰越之旨被
申候、左様ニ於其方番折之書付をも可被下之旨ニ
候、先一番ニ此書札參着之地より、橋本・入江兩
人より書状御執候て可被越之旨被仰候、委細者旅
庵可被仰候、恐惶謹言、
『慶長三年』
十一月廿四日
八十嶋助左衛門

町羽州
御報
山越州
侍判

本田六右さま

比志嶋紀州

長壽軒

平田太郎左さま

人と御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五八七号文書ト同文ナリ)

○二八四 石田三成書状

猶以三殿之者并高麗・京都ニ相詰者共切米方、

如例年無緩可被相渡、專一ニ候、以上、

追而申越候、加治木御藏入過半荒地罷成候之間、

當納も存知之外少々如何子細候哉、様子旅庵ニ相

尋候処、或走又者身をうり下人を賣申ため、かた

／＼荒地ニ罷成候由被申候、然者賣人之儀覚書ニ

も如申付召返、百姓ニ可被返付之旨、我等兩人か

うへ堅申付候、左候者人をうり候て、只今取かへ

し候百姓之手前より、米老斛宛可出之旨被申付尤

ニ候、三殿藏入分之儀も如右被申付、代官中より

執立きもいり百姓ニ判させ、帳仕立可被上候旨可

被申付候、右之八木是又別藏入置、封を付置可被

申候、將又今年切米方之儀、爲役中被相改、急度

可被相渡候、猶旅庵可被申候、恐々謹言、

『慶長三年』

十一月廿四日

石治少

三成

町田出羽入道殿

本田六右衛門殿

山田越前入道殿

長壽軒

比志嶋紀伊守殿

平田太郎左衛門殿

參

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」五八八号文書ト同文ナリ)

○慶長四年己亥三月九日、忠恒公誅伊集院忠棟入

道幸侃于伏見下邸、幸侃懷篡國志、反形漸著、

公喚茶室而手刃之也、時石田三成不喜謂 公曰、

幸侃嘗有寵於故殿下、猶公朝之臣也、而今不告而

殺之、宜避邸以引咎、公自拘于高雄寺焉、久倍

等遙聞之、則同年閏三月朔日、與新納忠元等十人

致書于伏見邸執事伊勢貞昌曰、公誅戮幸侃不敢
執天下正法、何故石田三成使公至于此乎、臣等
聞之、不堪驚悸無以處心、雖然幸侃之昭惡三成素
知之、想夫原有不遠、臣等伏須吉問、謹候起居、
足下諒察宜以聞、是月五大者議曰、國君誅其叛臣、
固無論矣、公乃還伏見邸、

○二八五 桂忠詮(忠防)外十名連署書狀

『伊勢兵部藏』
今度幸侃御成敗之砌、無御届故候哉、石治少様御
腹立由候欤、依其子細長谷寺御動座之由其聞得候、
各驚入候、乍云幸侃罪科之事者、連々治少様御存
之儀候之間、定急度被聞召分、物能可罷成候、其
御吉左右早々可奉待候、此等之旨、宜有御披露事
所仰候、每事、恐惶謹言、

慶長四年
潤三月朔日

新納武藏入道
爲舟判
鎌田出雲守
政近判

比志嶋紀伊守
國貞判

山田越前入道
利安(花押)

平田太郎左衛門
宗増判

種子嶋左近入道
久時判

旅庵判

伊集院下野入道
抱節判

町田出羽入道
存松判

樺山權左衛門
久高判

桂
『桂太郎兵衛尉忠隆』
忠詮判

伊勢兵部少輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」六九七号文書ト同文ナリ)

○慶長四年閏三月三日、久倍與新納忠元等十三人、
因田代甚助清辰・阿多甚左衛門忠秋、上連判盟書

曰、姦賊幸侃既伏罪、臣等於朝議密謀不可敢漏洩也、矧勿與彼妻子曾交私也、有渝斯盟諸神極之、

○二八六 上井里兼外十三名連署起請文

起請文

此度幸侃御成敗ニ付而、種々御談合之出合共之中ニ於御隱密者、毛頭洩間敷候、況始伊集院源二郎、縁者親類雖有之、至庄内曾以致通用間敷事、右之旨令違犯者、

神名

新納武藏入道
爲舟判

慶長二年閏三月三日

相良新右衛門尉
長辰同

比志島紀伊守
國貞同

鎌田出雲守
政近判

喜入大炊助
久正同

山田越前入道
利安同

休閑
旅庵同

平田太郎左衛門
宗增同

伊集院下野入道
抱節同

樺山權左衛門尉
久高同

町田出羽入道
存松同

桂太郎兵衛尉
忠隆同

北郷作左衛門尉
三久同

上井神五郎
里兼同

田代神介殿
阿多甚左衛門殿

○慶長四年、義弘公遷任宰相、祝髮奉號惟新在春

二月、又謂 公任侍從、歴少將轉宰相也、非不歴以前、

少將而擢參議云、又按 公始得侍從時之御狀曰、

吾等公家仁相成筭と當時武家官途不如當今與京官

有別耳、凡宿衛京師者謂京官、自他謂外官

○二八七 島津龍伯義久書狀

猶ささいしやうとのへ御心得候て、おほせら

れへく候、たのミ存候、

追而令申候、拙者息女か事、當家人しちとして十

三ヶ年在京いたし候、此程我々申付候間ハ三清夫

婦、其後ハ存松夫婦つけ置申候、さして用ニハた

ぬやく候つれ共、見かけハよく候キ、今程ハ平

田豊入如此ニ候、いちハ駿河なども下候、川東善

さへもん・猿渡九郎左衛門までにてハ、外聞実儀

しかるへからず候、又八郎殿御置目頼母敷からず

存候、本六などニさへしかくとハ不被仰置候欵、

殊ニかの者も此比ハ罷下候やうニ承及候、いかゝ

候哉、こゝよりハ何と被仰付候らん、無心元存候、

又八郎殿モ此理リ同前ニ申候、さてハこゝよりハ

しちヲハ別ニ御分別なされ候て、むもしか事ハ下

向させられ、なか／＼をき候へかして存候、我

々か世ノ時こそしちに候へ、今程ハ公儀ニモ入

り候ましきかと存候、又八郎殿ハ御談合尤ニ候、

兼又又八郎殿何事も神妙ニ見へ申候、目出度候、

酒過候ハぬやうニ細々可被仰候、又たたれさうニ

モなき座ヲたゝれ候事、なをし度候、然共我々む

かしかたきハ當世ニ不合候条、不及是非ニ候、恐

々謹言、

『慶長四年』

八月拾日

竜伯

武庫入道殿

(本文書ハ「日記雜錄後編三」八四九号文書ト同文ナリ)

據斯 公書而推考、則慶長四年、久倍之室氏不在

大坂城也、蓋天正十五年、公姫始質於京師也、

本田親貞入道三省夫婦侍之、其後文祿元年、公

姫再質於京師也、久倍之室從行事之、至是御家老

之妻室無事 公姫於大坂者、此 公之以不協外聞
實儀、所以告示 義弘公義弘公時、
在伏見邸、

〇二八八 島津惟新義弘書狀

いつもの悪筆を染申入候、仍本六事、竹織罷上候
刻失念候間、存松上洛之刻可被仰付之旨、御書中
相見之候、愚老満足此事に候、先札にも大方申候
様ニ、我等不存事にも失外聞、又者諸人之述懐の
ミおほく候、条々段々御面談ならては難申分候、
彼仁之事存松上洛候者可罷下なと、内々申候由
きこえ候、さやうニ候ハぬやうニ、此儘直ニ食留
候て、愚老手前之用所をも申付候様ニ、被入御念
被仰付候て可預候、落着之儀まぢかね申計候、恐
々謹言、

⑩『慶長四年』
十一月廿四日 維新(花押)

(上書)
少相殿 維新より

(本文書ハ、「日記雑録後編三」九五八号文書ト同文ナリ)

〇慶長四年十二月廿二日前夜鷄鳴、久倍啓行駕舟向

于京師、斯時久倍處守大口城、因還書告于津曲・

城両士曰、當以警衛内城疆理邊境、若夫有流言雜

説、宜奉撤以通告濱市及營中矣、此他託以土工事、

蓋大口城修築未竣也、又囑曰我今遠離老母在堂、

奈夫索居何、吾子等幸時看顧老母慰安無聊、唯懇

託焉、蓋久倍之萱堂長壽、慶長己亥猶存、而翌年

庚子、久倍畢命赤石、豈憶以當時為母子永訣之別

也、即今百歲之下堪悲愴、况老母尋平生於響像乎

津曲善左衛門始伊作來、從久倍徙大口、後居國分、子孫稱津曲
善左衛門、城淡路守子孫今現在大口郷、子孫稱城權次郎、為横

役、

〇二八九 町田久倍書狀

『國分津曲善左衛門殿』
尚々、城詰申候、此中十介方別而辛勞にて候、

將又其元普請之儀つちまき候、少ッ、成共頼

入候、兼又老母さひしく候する間、力をつけ

いられ候て可給候、

只今一番鳥順風能候て致出船候、可御心候、

一内城火用心并御門番事、無緩頼入令存候、
一三口之番手之儀、然々相調候様頼存候、

一諸堺目等之事、是又涯分被入念候て可爲專用候、
若雜說等之聞得候する刻者、濱市又者陣中へも早
々申なされ候て可然、此外条々不及申候、每事被
添心て給へく候、恐々謹言、

(慶長四年)

十二月廿二日

町羽入

存松(花押)

津曲善左衛門尉殿

城淡路守殿

御宿所

○慶長五年庚子正月、久倍至京師白 義弘公本藩消
息、

○二九〇 島津惟新義弘書狀

追而今度存松江御傳言之趣具承候、こと更爲御音
信、銀子五枚并長刀一振贈給候、到遠方御意情之
段、祝着不少候、仍條々本田源右衛門江相舍指下

候間、不能一二候、恐々謹言、

〔慶長五年〕

正月十四日

維新御花押

又八郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇三二号トモト同文ナリ)

○二九一 島津惟新義弘書狀

當時御配當共在之由、存松をもて承候、其元之御

談合定可有子細候間、不及申、(下略)

〔慶長五年〕

二月四日

維新

少將殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇三二号トモト同文ナリ)

○慶長五年三月三日、川上彌四郎久賢以下六十有二
人就久倍・新納旅庵長住・喜入大炊介久政、獻盟
書曰、臣等無有貳心、愈奉公效砥節、勿敢交通伊
集院忠真之徒、凡其七箇條或有背盟、則神鑑在天
罰逮躬、久賢以下六十二人、則從 義弘公祇役京
師者也、

○二九二 青木利金外六十一名連署起請文

一 不新雖申上事候、奉對 龍伯様 惟新様 少將様、

向後無二心可抽御奉公候、縦骨肉同胞之仁、又者

雖爲縁者親類之輩、於有逆心之企者、一日片時茂

不致同意、速言上可仕候、併右之趣於不承付者、

不及了簡事、

一 此度庄内志和知落去之御悅申後候之儀、不屈之故

迷惑仕候、毛頭心底之非疎略候事、

一 幸侃存生之中、到同源二郎并聊入魂不仕候、縦此

度源二郎并兄弟共召出候共、曾以入魂仕間敷候之

事、

一 自何方爲何計策之儀在之共、不入其案、即可致言

上候之事、

一 御爲可惡儀、自他國之衆并致口外間敷候、若諸事

ニ付、讒言之儀於有之者、有筋御糺明所庶幾候、

乍恐廉直之愚意可申上候之事、

一 自然 御三殿様御前を仕違、他國江可罷出程之仕

合候得共、御分國中ニ而進退相終可申候之事、

一 萬一 御家及御難儀事、於令出來者、親子妻女兒

弟、或者骨肉同胞、或者縁者親類を茂差捨、始末

共ニ可致御奉公事、

右之趣若於偽申者、

川上弥四郎

慶長五年庚子三月十二日

三原七左衛門尉

肝付左馬助

川上拾郎

米良弥六

鮫島小藏

入田掃部助

大野弥三郎

東郷源六

重次

久武

氏虎

宗堯

重棟

兼道

久賢判

黒葛原少八
忠次

谷山宗兵衛尉
忠清

指宿助五郎
貞信

木原七郎三郎
家禄

祁答院伴次
重次

長谷場弥四郎
實純

深見早右衛門尉
家豊

有川五兵衛尉
貞信

小島勝介
正綱

八木少右衛門
信是

坂本彦右衛門
清親

酒匂弥八
景次

若松弥吉
吉親

勝部弥次郎
行定

津曲加右衛門
兼豊

土持治部左衛門
宗綱

肥後與次郎兵衛
盛信

木村源六
重時

境助左衛門
政治

土持平左衛門
久綱

桐野助丞
利昌

二見筑後守
安信

山中與作
重實

石塚藤太左衛門
兼次

有馬弥六兵衛尉
純重

玄也

正玫

草枕

昌策

意温齋

瑞泉

宮原狩右衛門入道

瑞養

鮫島宅右衛門

宗次

久富但馬入道

春齋

宅間與八左衛門

道直

濱田民部左衛門

重利

新納一右衛門

忠征

折田作右衛門

種益

染郷勘左衛門
重尚

二宮掃部助

景房

土持大膳亮

綱家

大田左京亮

忠秀

荒武典介

宗明

井尻七兵衛尉

祐家

中村弥左衛門

友稍

平田吉左衛門

宗安

岸良勢右衛門

兼速

美代九右衛門

清堯

大内田源三

吉実

阿久根九兵衛

良次

上原軍右衛門
尚房

鹿島太郎兵衛尉
國明

市來雅樂助
宗次

青木源介
利金判

旅庵老

存松老

喜入攝津守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇六五号文書ト同文ナリ)

○二九三 島津義弘書状

御かミ様此比小脳氣にて候、いまた然々御快氣無御座候間、谷杉と申はかせ御祈念可然之由、龍伯様連々被成御意候之通、存松被申候条、致談合召寄申候而、今ほと御祈念仕候、谷杉うらかたにも、女之呪咀之たゝりにて候由申候条、以其意得御祈念申候事、祐乘法印へも御養性爲可頼存、大

坂江今ほと堪忍にて候条、使越申候、いまた其使

不罷歸候得共、別儀有ましきと存候、猶追々可申

候、恐々謹言、

『慶長五年』

三月廿九日

惟新

又八郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一〇七八号文書トモトハ同文ナリ)

○二九四 島津義弘書状

我等事、昨日十五日ニ佐保山迄相越申候、明日ハ美濃之内たる井と申所江陣替仕候、それよりさきの陳所ハ未相知候、誠無人衆にて候間、外聞實儀めいわく候、

一存松煩以外惡候条、當分かミ様御側ニ罷居、諸事を可申付人無之候、

龍伯様より内府公江爲御使被差上候、吉田美作守留置、陣立留守之間、先々諸事可申付由申候而召置候、然者誰そかミ様御側可主取人被仰付、急度可被差上事肝要候、御油断有ましく候、恐々謹言、

『慶長五年』

八月十六日

惟新

少將殿

まいる

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」一一五五号文書トモトハ同文ナリ〕

○慶長五年庚子八月、久倍事二夫人于大坂城、二夫人即人龜壽君 義弘公夫人廣瀬氏、廣瀬氏慶長二年六月、到于伏見、其後四年正月十日、右大臣秀頼自伏見徙大坂、於是諸候妻子亦移居大坂也、而有疾藥餌不得其驗矣、時大坂騷亂將有東西之事、八月十五日、義弘公發伏見抵大津、

植湖水渡澤山、駐滯兩日行次濃州垂井本營、同廿

一日、義弘公聞久倍之疾寢劇、給暇歸國、因遣

吉田美作守清存于大坂城、今代久倍、且齎手書以

久倍歸國事、被告大坂奉行增田右衛門尉長盛也、

○二九五 島津義弘書狀

就存松下向之儀、増右様江書狀進之候、其方持參

候而、様子口狀にて懇ニ可被申入候、爲其我等増

右へ進候書狀之写遣候中、去春以來人衆之儀申下

候へ共、今日迄ハ爲續候衆一人も不被差上儀、御

國元之御談合無心元候、此等之段、かミ様江も可

然様ニ可被申上候下、

〔慶長五年〕

八月廿一日

惟新

吉田美作守殿

(清孝)

〔本文書ハ「旧記雜錄後編三」一一六一号文書ト同文ナリ〕

是時、義弘公麾下土止有二百餘人、雖告急本藩、

藩中亦有莊内之役、不能速應之、乃命久倍使諸將

率兵衆急來會矣、於是乎久倍亦知不自濟也、忍痛

載疾纒至播州赤石浦、而歿焉、實慶長五年庚子八

月廿八日也、舊譜作廿五日、今據慶長六年二月廿七、乃闌維日久幸石谷永福寺寄進狀、舊譜闕疑、

奉其遺骨、而歸葬于薩之大口郷小苗代村永福寺、

納遺骨於墓石中、法名惟仙宗逢居士、墓刻惟仙居士之四字、大口乃久

倍一所地也、文化十年八月廿八日、室高崎氏月庭榮秋庵

修墓城、因樹碑事、具于久視譜、高崎播磨守能宗入道有閑之女、寛永四年丁卯正月廿四日終、葬福昌寺西山見下忠尚譜

○夫妻牌殿石谷永福寺、

○按久倍初娶澁谷周防守重政之女者歟、而薩之伊作

郷多寶寺久幸室氏華陰妙蓮大姉之墓側明室妙聯大

姉應是久倍初室澁谷氏之墓澁谷家譜曰、重政之子曰次郎左衛門重治入道伴松其次女子子稅所宮内少輔篤正妻、其次曰六郎次郎即重信、同父重政戰死豐後鶴崎城、其次曰重安別腹其次女子町田出羽守久幸妻、母同兄重治、面高石見坊之女云云、今推其年次、稅所篤正之女爲町田久幸室、則篤正妻之妹不可以爲久幸之後妻、且澁谷譜曰町田出羽守久幸者蓋久倍之誤也、書以俟後考

(表紙)

久德二男 宗秀
久德三男 久政

町田氏正統系譜

廿一

藤原姓町田氏正統系譜卷第廿一 宗秀 久政

宗秀

字蘭叔 初諱慈圓 亦稱南齋、別號月岡舊譜曰、蓋

謂為寶壽寺主、南齋月、
岡蓋亦宗秀初字號也

天文廿二年癸丑閏正月廿二日、誕生石谷城、母同

兄久倍、伊集院久盈女、

蚤歲為僧、始為大隅蒲生鄉瑜應山寶壽寺主、稱秀

首座、己而飛錫上方、受業京師紫野龍寶山大德寺

古溪和尚、眞積功成為伊集院廣濟寺住持、益嗣法

叔父雪岑師也、

慶長元年丙申十二月十二日、

勅為大德寺一百四十世住持、其綸旨法系如後、

○二九六 後陽成天皇綸旨

大德寺住持職事、應 勅請宜奉祈國家安全寶祚長

久者、天氣執達如件、

慶長元年十二月十二日

右少辨判

蘭州和尚

禪宝

法系

〔大德百十七世〕
古溪宗陳和尚

總見大光兩院之開祖、

勅號者特賜大慈廣照禪師、

〔大德百三十世〕
玉甫紹琮和尚

總見二世高桐院開祖、

勅號者特賜大悲廣通禪師、法孫有之、

〔大德百四十世〕
蘭叔宗秀和尚

大光二世寂照庵開祖、

勅號并法孫無之、於大光院祭奠有之、大光院

者自高桐・玉林兩院輪番也、

〔大德百四十二世〕
月岑宗印和尚

玉林院開祖、

勅號者特賜大興圓光禪師、法孫有之、

〔德禪寺住持〕
雲伯宗喬座元

出世無之黑衣遷化也、開祖之寺并法孫無之、

慶長三年戊戌四月廿二日、大德寺住持職上堂視篆

焉、斯時諸大德之法語文化九年傳寫之京師大德寺、

以載左方、

○二九七 大德寺住持視篆法語写

蘭州和尚龍寶山大德寺入寺視篆法語

登座

看我一禪床、坐斷須彌百億燈王、燈王放你居貌側、

祝聖

大日本國山城州平安城北龍寶山大德禪寺住持轉法

沙門宗秀、謹焚霽香、端爲祝延

今上皇帝聖躬万歳々々萬々歳、陛下恭願威加四海、

恩徧八荒、壽山愈高龜齡鶴算超百千劫、 皇基益

固龍圖鳳曆彌億万年、

嗣香

這爛枯木、龍寶山中、忽地裏拾得囊藏者二十年、

即今拈出將來爨却善爐、奉供養前任當山大慈廣照

禪師古溪老比丘以酬法乳之恩、

釣語

明鏡當臺胡來胡現漢來漢現、這裡有會向上事底衲

僧麼打破鏡來與汝相見、

提綱

我有大光明藏、神通三昧、頭々上漏泄、物々上圓

成、翫弄神變與奪縱橫、遮掩則日月星辰一時黑暗

打開、則牆壁尾礫特地光明淨躡々映徹万物、赤酒

々玲瓏八紘、此是一色明邊事、山僧今日事不獲言、

以檀越堅請曲順人情、再住此山、陞堂說法撥轉向

上關板子、全提正令示一機如大火聚、釋迦彌勒銷

肝喪膽、出一言如生鐵檄、臨濟德山飲氣吞聲、關

處不鬧雲在嶺頭、閑不徹閑處不閑水流澗下、太忙

生恁麼々々不恁麼々々、龍得水時添意氣、虎逢山

色長威寧拈拄、傍有漆道人突出云、從上來事是衲

僧家活三昧底、別祝贊 皇圖一句如何施呈卓一、

一言纔祝南山壽、八表無私賀太平、

自叙

宗秀箇瞎禿子、本鈍根精學狂絮狂、逐落花隨流水、

同□□□□散木散、以不材終天年、

謝語

〔圖鑑國師〕三玄東堂大和尚稱僧中傑、位師表尊、豁開臨濟三

玄門、爰接四來之雲水、坐斷維摩十笏室、直得一

點如雷霆、大法之奇尊叔一人、某田等所恭仰也、

天瑞〔玉冲〕東堂大和尚德重山林、名喧宇宙、天瑞現五色

雲有憶、鄭仁表文章之美、大雄復三代禮、不滅叔
孫通綿蕪之規、

〔明州〕玉雲東堂大和尚靠山白額踞地、金毛明叔眞高堂棟

杼、荷擔佛法、盧老開作家爐燼、鏝鍛聖凡、

〔竹筒〕松源東堂大和尚承大宗師、佩正續印、用松源黑豆

法、換却衲僧眼睛、提林際金剛王、裁斷州祖命脈、

〔先甫〕與臨東堂大和尚名實俱高、道德兼備、梅陽住小溪

棲百衲、直下獲獨角麒麟、藁嶠嗣大智接六人、當

處指一隻獵犬、

〔天州〕瑞峯東堂大和尚興一怡雲施大滿雨、靈源道價壓倒

四海、有祖有宗瑞峰夜參、吞盡十方同得同稱、

〔玉甫〕總見東堂大和尚襟度淵澄機先電掣、現出大慈烏鉢、

直傳佛心印、搭披廣照金欄、莫愧吾師兄、

〔鍊叔〕大用東堂大和尚法社金湯釋門梁棟龍泉和尚、接學

人於万仞洪崖、熊峯大師遺讖文於九昌少室、

〔万江〕德禪東堂大和尚揮臨川筆、受靈山衣、自得比西湖

晴光、眼中無邊之風月太虛、挹北山爽氣、人間何
處不峻岩、

〔宝叔〕 黃梅東堂大和尚捉活人劍、具先佛機、圓悟之風焜

耀泉南、出處有以少陵之詩、衣被天下、句法彌奇、

〔心溪〕 霜筠東堂大和尚古佛心宗真照說似德光禪、如鳳如

麟、叢林復舊、涪浩名非雷非霆草木識威、

〔松岳〕 龍源東堂大和尚松偃喬岳、竹引清風、披佛惠伽黎、

奇哉、異代同千岩諱、拈懷棟拄杖、宜也、先師賜

大圓號、

〔董甫〕 聚光東堂大和尚偈成翻水、辯如懸河、證圓通於白

花巖、坐小補陀落、憶俱胝於金華地、示一指頭禪、

〔雲英〕 大仙東堂大和尚轉正法輪、主大聖塔、拈贖祖翁主

茗帚、眼勤先師、案果風子鹿、竹篔打發學者、

總謝

古云、山不在高有仙則名、水不在深有龍則靈、今

顧吾山、山高而有仙、水深而有龍、山之高者第一

祖所居靈山是也、水之深者諸官員攸掘官池是也、

仙則□□屋裏大仙是也、龍則圍遠法苑、人龍是也、

于竺西于日東、靈山一會巖然未散者乎、呼不盛哉、

右

墓所在大德寺山中大仙院古溪和尚一所 其圖載墓表圖記

畫像自贊在同上玉林院、

開基大光院二世寂照庵始在攝之大坂、大坂亂後移

玉林山中、既而無壇主今廢、而唯存故址而已、

祭奠每月於大光院修之、

京師紫野 忽道宗延拜寫、

大德塔頭玉林院役者 宰首座普首座、

慶長五年庚子八月十三日、遷化于大德寺、享年四

十八歲、葬同山中大仙院古溪和尚塋側、安牌於總

見大光玉林之三祖堂 三院位牌圖在墓表圖記、每月忌日於大光院

修宿半之勤行、 子孫町田主馬

久政 トサマサ 初忠顯 トクシキ 源六 源左衛門尉

○母同兄久倍、伊集院久盈女、

○室長倉氏女、

○天正二年甲戌十二月廿七日、見 太守義久公、

○覺兼日史曰、天正二年十二月廿七日朝、町田伊賀

守弟源六佗之事、談儀所より御申候条、取成懸御

日候、同卅日、終日配當仕候、談議所即大乘院、

斯時非初謁於公、蓋有細故所以自解而見公也、

○家兄久倍領伊作地頭職、而到職京師、久政在本府、

掌留守事、因手答伊作衆蒲池伊賀入道甫心曰、至

夫曲折、則俟久倍之還郷、而未晚矣年間事、由未詳

○二九八 町田久政書状

『國分蒲地蔵』

尚以其方へ公役之人數別紙ニ書付候て持遣

候、此日記之内、山田藤内左衛門尉殿ハ當時

川邊ノ新城へ被居候間、其元より被仰理候て

可然候、兼又御方門前やしきの儀ニ付、比紀

州合點不參候哉、其旨我々共ハ乍若輩無心元

候、さてハ最前之墨付を可被見せ候由候哉、

それハ紀州手前より最前被出候墨付之儀候

間、今更見させらるゝにおよハす候と存事ニ

候、それハ何度被仰なかく申ましきかれと

存事ニ候、兎角入組ハ存松被罷下候ての儀ニ

候と被仰遣候て可然候、乍然爰元へ承候付、

其分申へく候、若又可承儀共候ハ、早々承

へく候、

御札令披見候、仍而御方へ移衆皆々就公役可被參

候由候哉、委細得其心候、即時ニ可申渡候、乍去

爰よりいしうみんへ被付公役候衆多々候之条、其

衆を折はつし候て當時伊作へ公役之人數を書付候

て持せ候、彼衆解役之分ハ先日此方へ大野將右衛

門尉殿御越候刻、巨細付立候て相渡候間、定而其

元へ御上候と、存事ニ候、尚以彼衆へも御方へ可

被參候由候之間、即時ニ申渡へく候、定而追付可

被參候間、不能細筆候、恐々謹言、

町田源左衛門尉

久政(花押)

四月十一日

蒲池伊賀入道殿

御報

(本文書ハ「日記雜錄附錄」一〇八号文書ト同文ナリ)

○文祿三年甲午、義久公賜家兄久倍大口一所地、

兼領地頭職、令移鎮大口城、今歲久倍即直番京師、於是 義久公命久政代久倍而處守大口城、警衛藩籬者有年于茲矣、

○慶長二年丁酉、久政受 義久公命、帥大口衆行至朝鮮、從軍於 義弘公 忠恒公、

○慶長三年戊戌十月朔日、明將董一元領廿萬兵、四面雲集薄新塞城、欲運火藥焚屠城、其木槓忽破而藥炯蔽天爆聲震地、賊為之中仆斃者數千人、臭聞數里、我 公不移時乘之、明軍驚惑無心戀戰望風遁走、明將奮臂欲反軍拒戰、中軍徐世卿揮四五百衆、前阻望津死守督戰、俄頃之間賊勢且復振、於是久政與伊集院抱節・樺山忠征・大河平隆重等、直前交鋒搏戰甚力、各連手刃數十人、徐兵幾盡、至是、明軍又大擾奔潰、吾師急追長驅、迄晋州河畔、公遂學大捷矣、夫擊望津賊却其窮寇、此皆久政等一戰之功最以為烈矣、按武備志、欲死守望津者明裨將茅國器也、高柳行文覺書前謂徐世卿死守望津也、阻小川、作叢箭者正、

高柳好左衛門行文覺書_二、於朝鮮國働之事、數度

有之候、就中堅軍を破被相働候事者、慶長三年十月朔日、於泗川明兵二十萬騎_二掛谷、御合戰之時、明之惣大將董一元カ軍兵四百騎、小川越前へ當之矢衾作て待懸候處、伊集院下野守久治入道抱節を始、町田源左衛門久政・樺山太郎忠征・大河平源左衛門隆董等、彼是拾騎計許之散陣江押懸、過半討捕、殘黨等四方ニ追散シ被得御勝利候事、寛文十三癸丑五月十日書之、

○慶長三年十一月十三日、義弘公 忠恒公將歸朝、此時加藤清正去蔚山、小西行長徹順天、 義弘公出泗川、諸將班軍、明將陣璘聞之曰、是當殲倭之時、即遣鄧子龍及朝鮮李統制、水軍千餘人躡于鼓金、要截欲以遏我天兵之路、而小西行長・松浦刑部卿法印・有馬修理大夫・大村新八郎・五島若狹守之五將居順天城不得出城、求拯於吾 公、公與立花宗茂・高橋主膳正・小早川秀包等商議、十一月十七日、進兵船一百餘艘、至全羅道南海峽、翌十八日寅刻、賊艦逆來發銃飛炮縱橫如織、鄧子

龍立船頭方督戰、我衆以火炮碎其船、而斬子龍臺其徒二百餘人、李統制急揮船援之、亦屠殺之、陣鷲・季金・沈理各回巨舸、矢炮如雨下、左右前後投震天雷、我衆承之擲返却燔賊船、而小西等五人ゴロヒキ不顧我衆之苦戰、不遺一矢、不發一丸、伺間從南海峽外逃去、時正值落、公舟難上、賊舡撞著出撓ツクシタヒキ鉤引之、譬之源義經失弓于屋島、猶為危急甚矣、於是久政等見斯大切、即犯矢石殺入賊舡、爭奮死力防戰而歿、實慶長三年十一月十八日、法名劍叟紹鐵居士、立墓于福昌寺之西原、此時同死者桂兵吉・伊集院治部左衛門尉伊集院忠絃譜曰、伊集院治部左衛門忠絃、町田久政母之弟伊集院九郎右衛門忠厚長子、為久政之外從弟、慶長三年十一月十八日、與久政戰死朝鮮南海之水軍、一本作治左衛門忠弦者為異・阿多源六・柏原西市丞・祢答院平次郎・伊地知民部少輔・同新三郎・同與兵衛尉・同平次郎・二階堂與右衛門・蓑輪治部右衛門・久富木佐吉・奧民部左衛門・大河平原太左衛門・伊尻八郎・竹内宮内左衛門・山口源六・赤塚利七・猿渡兵部左衛門・井口清藏・敷根十郎・鮫島小藏・米良三學

坊等不可勝記也、

公乃纔免難還至唐島、是時久幸從 忠恒公、公
有微恙居興善島也、又與敵合攻壞乘船、麾下土樺
山太郎三郎忠征・同權左衛門尉久高・喜入攝津守
忠政・町田甚兵衛久興・同三郎五郎・竹内兵部少
輔實位・三浦三左衛尉・弟子丸治助・吉田大藏少
輔・村田三郎右衛門尉・大村與左衛門・前田彌次
作・長野助七・同少次郎・國分平次郎・執印吉太・
田尻是助・黒田加兵衛・伊地知主計助・谷山宮内
左衛門以下五百餘人、登南海島保宗對馬守義智故
壘、番船圍之、有一二人遁販者、具白其狀、伊勢
貞昌言 公曰、豈可委數百人於絕島耶、請往乃與
有馬次右衛門重純・鮫島筑右衛門宗俊、駕扁舟而
往、公遣五代勝左衛門友泰、走輕舸及貞昌代之、
貞昌不時俱進至南海島、偶見柁山久高而告之曰、
當具舟以迎卿等、既而還、翌十一月十九日、忠征・
久高等潛發南海島、以一艘舟載七八人、旋次悉至
興善島、寺澤正成聞之曰、島津氏軍士所以困於海

道者緣援小西等五人者也、五人者安得坐視其難耶、行長等敬服其言、各具舟船、逆久高以下五百餘人于南海島而還、明廿日皆至唐島、

高柳行文覺書曰、慶長三年十一月十八日、朝鮮國唐嶋合戰之根本日本勢拾三萬余人、何れも御歸陣之時節、小西攝津守殿・有馬修理太夫殿・五島孫右衛門殿・大村新八郎殿・松浦式部卿法印以上五大將赤國之内順天と申所に在城被成候、然^ニ明兵海路之惣大將陳隣數百艘之番船を相催、順天之湊口を取切申候處、右之五大將御曳取被成候事及難儀候、依之寺沢志摩守殿・立花左近將監殿・宗對馬守殿・義弘様・忠恒様以上五人御詮儀被遊候趣者、右之五大將を捨被置候而、御歸陳被成候ハ、末代までも日本之可爲瑕瑾之条、各順天江可有御加勢迎、十一月十七日^ニ先南海嶋と云所^ニ至而、御會陳被成、翌十八日之寅刻より、明兵と御戰被成候、爰^ニ鄧子龍・李統制など申、明之大將方を噬而雖相戰候、日本勢も不惜身命們合候而、

右之兩大將も船を被打破候、於是陳蠶・李金・沈理が^ニ三手其外朝鮮之水將共、我義弘様御手^ニ向ひ、火花を散候といへとも、終^ニ被打破、此方御手^ニ明之番舟二艘・朝鮮之番舟四艘通計六艘御切取被成候、諸手も亦如此候故、番船共しとろ^ニ罷成、順天之海口少甘候^ニ依而、右之五大將無御恙釜山浦^ニいたり、御曳取被成候、于時御加勢之面とも唐島瀬戸口^ニ至而御退去被遊候、折節曳塩はやく其うへ水主共手負死人多御座候故、難儀^ニ御座候を番舟見及、義弘様御舟^ニ乘近付奉る、熊手投鎌等を打かけ、御舟も危見得申候處^ニ、御舟之ともやくらに、種子島久時・川上四郎兵衛忠兄・同姓久右衛門久智・新納弥太右衛門忠増・大田吉兵衛忠綱等在合候故、鉄炮を以雖打拂候、猶番舟共ハ慕來、必定御舟も御遁被成間數様^ニ相見得、諸人片つを吞^ミ居申候處、町田源左衛門久政・阿多源六忠次・伊集院治部左衛門忠弦・奥民部左衛門・井尻八郎・山口源五左衛門・猿渡兵部左衛門・

大河平原太左衛門・竹内宮内左衛門実經・久富木佐吉以上拾人、十二端帆一艘へ乗、御船ニ慕來、番舟ニ切乘縦横無尽ニ雖被相戰候、彼者多勢、是方ハ無勢、其志天を吞といへとも終ニ矢竭弦絶而、拾人共ニ不殘被致戰死候、此隙ニ依而御舟ハ虎口をのかれ、唐島之瀬戸口まで御曳取爲被成御事ニ御座候、

町田大概記曰、出羽守久倍大口地頭之内、舍弟町田源左衛門殿高麗泗川江被爲參候、其年江南人霜月朔日、泗川ニ懸來候、依御討勝江南人無事之憂ニ被成、日本人諸陣も被爲引候、十一月十八日、順天江小西攝津守殿先陣にて候、江南之番船・朝鮮番船之催、小西殿城之瀬戸口取切可被引様無之候、然處ニ兵庫守殿 義弘様御子之 又八郎殿諸軍兵不殘泗川之城を江南人江被成御渡、程近ちやくせん嶋へ御船懸り御座候、 又八郎様ハ依御喉病其嶋へ被成御留、 義弘様薩摩船過半人數を被成御乗、小西殿爲可被迎取、南海之嶋崎之上に

入江有之、一夜御留御座候処ニ、其夜曉朝鮮之番船有、入江之口に相懸參候、此方之兵船其番船を被相追、被爲取候船も有之、順天之間ニ小島有之、其隱ニ朝鮮船・江南船數百艘隱被在候、夫より味方之兵船敗軍に被成候処ニ、番船より被追詰、薩摩衆之兵船廿艘計被捕候、町田源左衛門殿事ハ船中にて戰死御座候、其餘ハ生殘之衆、皆ニ南海島へ被上身軀安穩ニ仕候、其間ニ小西殿船者番船追懸候跡ニ、瀬戸より廣戸へ船皆々漕出如唐島被參候而一艘も無歸事候事、

○久政子曰町田勘解由久則、從軍關原、西師敗績、義弘公經牧田向伊勢路、久則與川上久右衛門久智・新納新八郎忠在・喜入攝津守忠續・伊集院彌六左衛門忠張・川上助七久林・白濱三四郎重將・長谷場織部佐純智・本田主水佐・三原七左衛門等亂軍之際、失 公處皆奔京師、匿於近衛信尹公之家、信尹公恩遇甚渥、翌六年三月、拜辭近衛邸而歸國、此時、貸路費一貫目于三輪山大先達云、

○二九九 町田久則書狀

昨日預御狀候、難去儀ニ而不能即報候、然者関ヶ原御陳之時節、大田吉兵衛殿被成御供候、御手前幼少之時分御親父被相果候故、於関ヶ原ニ吉兵衛殿御奉公之様子然与無御存知ニ付而、我等戰場之儀見申候ハ、細ニ可申進之由承候、私事も其時分までハ若輩故子細ニハ覺不申候、乍去九月十五日、諸大名之大勢敗軍ニ而敵御方一夕ニ崩立、此方御備ニくつれかゝり候時、大田吉兵衛殿・川上久右衛門殿 上様御備之御先ニ被進出、御供之衆何れ茂御先ニ与被出、可致一戦之通高聲ニ被申候間、諸人も追付被出之処ニ、諸大名大勢崩懸、此方人数も同前敗軍ニ被成、敵御方見分候事も不被成身成立候故、子細之儀不存候、覺候分如此候、恐惶謹言、

十一月十九日

町田伊賀

久則(花押)

大田小平次殿

御報

○慶長四年己亥六月廿三日、久則軍莊内攻山田城、

城兵黒木越前放鎮炮、中久則喉下、已而城陥時、久則手自刃越前復其怨、

久則奉仕 太守光久公為御家老、伊勢貞昌遣島津彈正久慶狀曰、

○三〇〇 伊勢貞昌書狀

一穎娃左馬殿・町田勘解由殿御前もよく候、兩人共慥なる人たち御座候間、よりく被成御内談、縦被仰出候儀ニも可惡与思召事共候ハ、右兩人へ被仰談、御直候やうニ御才覺尤候、何事も悪成候而より入申さず候、

八月廿二日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

霜臺様

人々御中

十九代
忠綱
永祿七至
天正十五

町田氏正統系譜

廿二

藤原姓町田氏正統系譜卷第廿二忠綱

● 忠綱 タハツナ

五郎太郎 左京亮

○永祿七年甲子誕生、母高崎播磨守能宗入道有閑女、

○天正五年丁丑十一月十二日、 太守義久公行陣日

州高原、 令弟忠平公擊舊寇伊東修理大夫義祐義祐

日州都於、 連克乘破竹之勢、 義祐折北奔豊後、 於是

郡城主、 公盡取日向之地、

○天正六年戊寅十月、 豊後州守大友左衛門尉義鎮入

道宗麟・其子新太郎義統父子居于府内城相俱欲助伊東氏

復日向、先遣兵十萬四面攻新納院高城、地頭山田

有信與中務大輔家久・吉利忠澄・鎌田政近・比志

島國貞等、合軍一千餘人閉城固守、至是 義久公

親征救高城、忠綱與父久倍隨行、十一月朔日、

公至佐土原、九日、 忠平公與島津征久進至財部

設埋伏、十一日、先遣輕卒挑敵、大友軍逐之、伏

兵齊起大破之、十二日、大友縱兵殺吾將本田親治

等、乘勝而來、忠平公肅隊待之、諸將以五萬人要

擊之、 義久公將五萬人下根白坂逆擊之、忠綱在

義久公陣接戰有功、 公追至耳川大破大友軍、斬

獲凡數萬人、陷川溺死者無筭、廿九日、 義久公

凱還鹿島、忠綱亦從而歸家、時將士跟從如雲霞、

大捷之聲震遠近、豊・筑・肥靡然偃威風賴木具子父久倍譜、故

不復書、于茲

薩陽軍記曰、天正六年戊寅十月十九日、大友父子

伊東勢を案内として略中、都合拾八萬餘騎日州高城

を攻落さんと雲霞のごとく相隨ふ、 義久公・義

弘公・左衛門太夫・右馬頭・圖書頭以下三ヶ國の諸軍兵、明れ八十一月十二日辰の刻、豊州勢を拂打出、川原の御陣江切而懸る、薩摩方眞先に進むは本田因幡守嫡子弥五郎、右兩人者共に深手を負ふ中 敵弥勝に乗而拾萬余騎を二手に分、高城川之中瀬まで切而入、御大將 義久公御覽之時分ハよきに懸れ／＼と御下知ありて、眞先に懸給へは御舍弟兵庫頭様・左衛門太夫様・右馬頭・圖書頭・川上上野守・北郷一雲齋略・桂常陸守・町田出羽守・同五郎『忠綱』・敷根・菱刈・北原・東郷・入來院此方之兵共我先にと進ミ出、築の瀬を打渡り、敵の猛勢に懸合、火花を散らして攻戦ふ、大友・島津兩家の運命けふを限りの争ひ、九國二嶋の雌雄勝敗唯この時に窮りたれハ、敵味方の手負死人は算をみたすかことくなり、かゝりける所に、鎌田大膳亮と名乗掛て討死す、其外面ミ分捕高名様／＼にて終に敵を切崩す、討捕敵の中侍大將武田重乘・同九郎を始め白伯乘景其惣領加治太郎・吉

岡・柴田・佐伯乘天・其子是賣・弟新介・伯父掃部介・保理赤野・木槻勘介・鳥居某兄弟・蒲地鑑盛・上之志賀・下之志賀・三池星井某・白伯早左衛門尉かの人々を始として中にも柳川の城主蒲池近江守鎮守入道宗雪に至り、悉く川中に切込けれハ屍ハ積て柵シガラをなし、血は流れて朱を注ぎて、さなから龍田の川の紅葉錦を浸すに異ならず、義久公の御夢想に討敵はと神との君との相詞、今こそおもひ當れりと勇ミ悦ふこと斜ならず、高城よりも中書家久を始として籠城の者とも切て出惣陳に懸り合、爰を最後と切りむすふ、乱れ立たる陳なれハ敵はたまらず敗軍す、味方の諸勢分捕高名ハ更に筆紙に尽しかたし、家久并比志島紀州・鎌田雲州・山田新助のかた／＼ハ籠城の運をひらき御本陣に參し、御勝利の御悦ひ申上らる、扱又川原表にて打もらされたる豊後勢高城原を爰かしこに追つめ／＼討取けり、其中に長倉勘解由左衛門ハ殿して、諸軍を勵し取て返し／＼防戦すを、御

方曲田伯耆守・梅北宮内左衛門尉・市來軍助・海江田主殿介・野村堅物・若松右馬允、長倉を討取らんと追懸る、長倉か家來五百騎計返し合せて互に死物狂に攻戦ひ、御方曲田伯耆守・市來軍助・海江田主殿助は戦死をは遂たりける、長倉も又深手あまた負けれハ相引にこそひき退きぬ、されは高城と美々川との間六・七里を隔て、手負死人の臥たる事足のふみ所もなかりけり、同十二日の酉の下一刻には美々川に御陳被成、方々へ御手分あり、同十三日、美々川を打渡り、山げ・つほやの両城に入らせられ、耽屋・門川・塩見・縣悉く御手に屬しけれハ、日豊の境に梓山といへる大山をもて豊薩の分界と定め玉ひて、御大將を始奉り、各御歸陳あるは誠にゆくしかりける御威勢と、世人いよく敬ひ奉る、其後今度被討取敵兵どもの御吊可有とて、鹿兒島福昌寺の住持代賢和尚へ數多の僧衆相添られて戦亡成佛の御吊有難かりける事ともなり、

○天正十一年癸未二月廿五日、今夜節分、義久公

臨止御内御對面所受朝禮、翌十二年甲申正月元日、出御受壇飯規式、乃至十五日、諸外城地頭及神人僧侶等朝集御内、各拜於公獻歳首賀儀、忠綱等

交領其贄幣、謂之祝物受取衆、忠綱在第三番中兼日史、天正十四年正月、忠綱稱五郎太郎、而所載于左之連、名則以左京亮書者蓋係天正十四五年之際、以終書始之案底耳、覺按

○三〇一 祝物請取衆交名

祝物請取衆

一番

佐多宮内少輔殿

喜入大炊助殿

本田新介殿

村田雅衆助殿

三原下總介殿

二番

本田大炊太夫殿

和田玄蕃助殿

本田右衛門佐殿

本田治右衛門殿

平田豊前守殿

高城左京亮殿

鎌田治部左衛門殿

川上雅衆助殿

三番

平田左馬助殿 伊地知治部少輔殿

比志嶋源左衛門殿 木脇若狹守殿

町田左京亮殿

吉兵衛尉喜入十郎三郎 治左衛門伊地知治十郎

主水佐下村甚四郎 清兵衛尉鎌田清七

大藏丞駿島小藏 宗左衛門平田源五郎

左 四本源四郎 弁 介宮内弥六

拾左衛門瀬戸口弥十郎 慶右衛門伊地知九郎五郎

玄蕃助鎌田源次 二郎左衛門三原彦二郎

形部少輔田代助六 六右衛門大山平七

孫兵衛尉野間孫二郎 三左衛門瀬戸口孫四郎

五右衛門児玉新六 孫左衛門竹村孫四郎

七兵衛尉河崎善七 次郎兵衛尉長田與七郎

八右衛門勝目與九郎 平右衛門坂本与介

主税允上村太郎二郎 千右衛門門松五郎二郎

助左衛門勝目新三郎 八左衛門町田弥八郎

彦兵衛尉田中源六 主膳正有馬平二郎

萬右衛門松田加平次 權郎兵衛尉長濱左之介

門太郎右衛門市來少内記 佐渡介齊藤藤介

因幡守大迫軍介 重左衛門浦川少八

彦左衛門松元彦八郎 平左衛門白濱平二郎

朱左衛門津田平四郎 平左衛門大迫勘兵衛尉

六郎兵衛 佐多六郎二郎 九郎兵衛尉伊集院彦三

大右衛門肝付伴四郎 權郎兵衛尉芋生弥三

○覺兼日史曰、天正十二年十二月八日、出仕如常、

小代殿出仕候、則御見參被成、加三献ニ而退出候

也、御太刀・黄金三十兩・甲鎧進上也、奏者町田

出羽守、隈部殿より使者被上候、御太刀・甲鎧進

上也、使者上覽被成、大津山殿・白間野殿も使被

上候、御太刀・馬進上也、何れも使者御覽被成、

從武庫公寄合中へ承候、村田殿長ニ被失面目被罷

居候、然者福昌寺真幸江御使僧ニ而、今度御參上

之刻、彼御侘頼被成由候儀、又ニ爰元ニ而頻ニ頼

之由候、最前彼方被召失候砌、御談合等被聞せ候、

御申難有儀ニ候得共、餘々福昌寺より御頼之通被仰候、難黙止候条御申被成候、殊更老者役之人なと如此御變被成事不淺おほされ候得共、御申被成由也、伊地知伯州ニ而候也、如此御申之儀者乍勿論可達上聞候、武庫公御存分ハ御眞実被召置候而可然思召候哉、又福昌寺支而御頼之由候間、黙止かたく思召候而御申候哉、如何之由、定而御尋被成事も可有之候、爰を承度通、武庫公御使五代右京亮江相尋也、武庫公者其御定者曾々無之候、只福昌寺頼ニ御申故如此候間、其分 上聞被成候而肝要之由候也、昨日金吾公拙宿江爲御礼入御候處、不罷居合候而所存之外之由申述候、豊州も先日拙宿江御入候、御礼申候也、伊地知右京亮殿礼申候、種々會尺也、田代備後守・蓑輪丹波守杯有合候而會尺共也、此晚宗與來候而物語共申候處、町田五郎太郎殿・本田大炊太夫殿・同弥六殿被來候、種々雑談共也、

(二)
天正十三年三月十一日、出仕如常、兵庫頭殿御指

出候也、折肴ニ而御酒御持參也、御虫氣無然ニ候間、豊州御參候を御同座ニ而、御三献可然由ニ而、兵庫頭殿、次朝久御參候也、太刀・目錄御進上也、忠棟・拙者兩人ニ而取成申候、御三献配膳者町田五郎太郎・阿多掃部助也、武庫様御持參御酌御申候也、頓而 太守様武庫江御酌被成、并豊州へも御酌候、夫より武庫御酌候而、忠棟拙者御酒被下候、豊州御持參も參候、御酌御申候也、夫より祇候衆拾人計御酒被下候也、此日御談合始也、鎌刑御使ニ而条數定候、一秋月被申事、一八城御繰替之事、一田尻殿江兵舟之事、一大矢野殿進退之事、一御出勢遅延之事也、此等の条々武庫江使ニ而先々御尋被成、秋月被申事者龍造寺と此方御和平之儀也、然者田尻殿御當家へ被申入候間、彼領地通肥後より御持續被成候様ニ候者、御和平可被成之由也、八城御繰替ハ眞幸之公田一倍御給なく候者、一圓に罷成間敷之由御申也、田尻江兵舟之事、自他国之覺ニ而候条、何とても此度事成候様ニ御才

覺肝要之由也、御出勢來秋ニ指延候事、尤ニ被思
 候、來秋とても一行候ハ而者、御無用之由候也、
 大矢野進退之事御繰替共候者、彼方江移候する仁
 なんと然々定られ、其以後被仰出候而可然之由也、
 天正十三年五月九日、出仕如常、御談合種々儀出
 合也、山田新助八城表江被召移候由被仰出候、種
 々侘共也、然共御兩殿御内談共候、其上猶々餘多
 被召移候する間老人ニ不限候、是非以被罷移候而
 可然之上意也、此日、於殿中若衆中御稽古連歌也、
 御次珠長・忠棟・平田新四郎殿・喜入大炊介・白
 濱次郎左衛門・川上雅樂助・爲阿、客居賀雲・川
 上左近將監殿・拙者・町田五郎太郎・宗運・本田
 刑部少輔・井田雅樂助・八木越後守也、會前賀雲・
 三原下總守・木脇大炊介也、發句賀雲被仕候、種
 々會尺共被申候也、此朝忠棟へ吾々被召寄候、客
 居新武・鎌雲・伊野・柏周・宗與、主居拙者・忠
 棟・山新・関右京亮也、種々御會尺也、到來御酒
 共候而各賞翫共也、

○風雅可以感鬼神、詞章足以感人心、日新君當撥亂
 反正之世、母詠イロハ四十八首迄今膾炙人物、垂風化於
 後葉、其遺響所以感人動物者、豈可謂小補哉、延
 單 大中公 貫明公 松齡公 慈眼公、相尋或雪
 花之晨、風月之夕、或枕戈矛、衽金革之暇、輒深
 於和歌、造於連歌、託諸心地、發諸詞林者、稽之
 什篇可知矣、上之所好下必則之、忠綱廿歲、左右
 學連歌、見于覺兼史、今僅得忠綱之連歌三句、因
 載其全篇于後、

○三〇二 賦何人連歌

「國分野村源右衛門藏」
 天正拾三歲六月三日

賦何人連歌

面影の花よりさける櫻哉

忠棟

五月雨はるゝみねのうき雲

義久

ふもと川行水とをく月すみて

珠長

あらしのすゑになひくかりか音

忠長

やゝさむくゆふへなりぬる秋のそら

宗運

やとりとはんと道いそくなり	可丹
たちのほるけふりハほそき一村に	賀雲
岩のうへなる松の木たかき	久茂
下くゝる水や夢路にひゝくらん	忠溢
おくハのこれる雪の谷川	正信
なかれ行水もしはしたゝよひて	久正
春の朝日のほのかなるかけ	經宣
浅みとりたてるかすみに風よはミ	定親
おきわたしたる夢の白露	久辰
おりてみは散なんもおし小はき原	篤和
たゝすむくれの月のさやけき	増宗
すゝしさをもとむるかたの水すみて	重聰
あそふ船やさしもかへらん	爲阿
うら傳ひ外ハありとも難波かた	忠綱
音をなきかハし鳥ぞ立行	忠秋
花の影こととふ袖も色々に	重元
わきてをおもへ九重の春	忠棟
わかれ路の旅人いかに朝かすミ	義久

越なは山のさそふかからん	珠長
たつねよるふもとの里のやすらひに	忠長
しはしもはれぬ夕立の雨	宗連
秋ちかくなりぬるころの風の音	可丹
むしなきいつるかたのすゝしさ	賀雲
うたゝねハさめての後の月きよミ	久茂
咎ふくかけハ露もたまらす	忠益
浪あらくなりてたゆたふ湊船	正信
磯の岩こすしほやみつらん	久正
獨たゝくちたる松のかたふきて	經宣
いつまで人ハ住しよもきふ	宗親
たれにかもしらぬむかしをとひてまし久辰	久辰
こゝろにうとき文のことハリ	篤和
なそもかくおろそかにてハ生けん	増宗
身をかこちつゝすこすおりく	重聰
わすれ行中の契の淺からて	爲阿
はてハ山としならん恋しさ	忠綱
今朝出るみやこの野への歸みに	忠秋

ねせりつみこしかたのはるけき 義久

花の春たてハこゝろのいさなはれ 珠長

やとりさためぬてふの一つれ 忠長

ぬる鳥のかすみのうちに音をたえて 忠棟

奥より山やくれかゝるらん 久辰

さひしきハまた住なれぬ柴の庵 篤和

いたくなふきそ袖の秋風 久正

みとり子をはこくむ露のさむしろに 宗運

のこるあつさや月にわするゝ 可丹

ふくるまてきりのまかきにやすらひて賀雲

よすかありとやしのふ小車 正信

余所にのミみてハやまれぬ我おもひ 宗親

行てよ川のみねに住はや 珠長

このころの雪いかはかりさむからし 經宣

冬のそらにはくる鴈そなき 宗運

つらゝハる小田のいなくきくちはてゝ珠長

下樋の水のかれゝの音 篤和

山きはや里をかけたる道ならし 義久

はなちて駒のかへるおりゝ 賀雲

むつまじき袖かとはかり打つれて 久辰

いりあやおしき月の舞人 忠棟

紅葉のすこししくれてくるゝ日に 珠長

霧のとたえのそのゝまちかき 忠秋

むら鳥のさそふはふきハひまをなミ 忠溢

明はなれぬる山のかたハラ 可丹

川そひやくたす小船ハさほ取て 賀雲

芦のまるやハひとり住らし 珠長

こゝろある友を求むるかたらひに 宗運

うへてもみはや花の色ゝ 義久

すゑの春おもひやるにハとをからて 正信

今日聞そむるうくひすのこゑ 忠棟

うつし來て我宿りなる谷かくれ 珠長

ふけてくもらぬ月の下水 久正

むら雨や送すてけん秋の風 忠長

露はらふまを袖のやすらひ 重聰

行道のしは草たかく茂りあひ 増宗

旅たちしよりあれはつる里 宗運
 忍ふるにたれかふるることかたらまし 篤和
 すさみに又も曲てまぎく 可丹
 心からたのしむ世とやみえぬらん 經宣
 いやしかりしも人とならずや 珠長
 かすくにつかふる道をならひにて 爲阿
 たかをすへ野のひろきみかり場 賀雲
 あさりすてゝ行かたしらぬ田鶴のこゑ 義久
 ひかたも浪の又さはきぎぬ 忠綱
 風をいたミ芦まのふねをひく袖に 久茂
 露こほるれば月もこそちれ 宗運
 おもひなをつゝみもあへぬ秋のくれ 正信
 われもしかとやつきにうかれん 珠長
 みし夢の面影したふうつゝにて 久正
 わかれしころへとをきたらちね 義久
 なにゝかハあらためて住宿ならん 宗運
 のほるくら位のあさからぬ袖 忠棟
 おほうちやとぎをたかゑぬ衣くはり 篤和

一夜こえてやことぶきの春 宗親
 さかつきをこゝろの花に汲そへて 久辰
 なかき日をしもおしむ友なひ 忠溢
 鳥くのかすみのうちに啼かハシ 義久
 あらしをきかぬ今日のしのゝめ 珠長
 忠棟六 久正五 義久八句 經宣四
 珠長十一 宗親四 忠長四 久辰五
 宗運八 篤和六 可丹五 増宗三
 賀雲六 重聰三 久茂三 爲阿三
 忠溢四 忠綱三 正信五 忠秋三
 重元一

○忠綱爲奏者官、此謂申口之役、亦謂申次之役、即今御用人也、昔者公朝諸御禮賛唱披露出納皆奏者之職掌也、其後正徳三年、別置奏者番、唯掌謁者謝恩事、自與曩時之奏者異矣、

○覺兼日史曰、天正十四年正月七日、敷根より可來

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二四五号文書ト同文ナリ)

衆相待、心靜に白濱江罷居候、百姓種々會尺申候、
(孫カ)家糸者共おもひ／＼に酒肴等持來候也、從夫鹿兒
 嶋江着舟候、加治木假屋ニ宿仕候、馳而平田濃州
 江使を以申候、只今參上申候、今日吉日ニ而候間、
 罷出度存候、今日濃州御坑飯ニ而候条、其前御執
 成頼存由申候得者、可罷出之通御返事也、馳而罷
 出候處、支度袴肩衣也、如恆例御太刀・百疋進上
 申候、太刀持參申候、町田五郎太郎との奏者也、
 御三献如舊例、御盃被下候也、其後御坑飯參候、
 御座躰主居 太守様、御次秘書濃州、客居 武庫
 様、御次頭姪左馬介・拙者也、種々御肴參候而御
 酒宴也、伊集院の慶賀如恆例參候而仕候、其御酌
 に參候、御兩殿様御肩衣被下候、祇候の衆も召
 出の御酒給候而、馳而肩衣服候也、遊屋太夫參候
 而乱舞也、武庫様御内の衆も老兩人被差出、御
 酒被給候也、

○天正十四年丙戌十月、 太守義久公大啓土宇、六
 國偃威風、是時大友義鎮慙助伊東氏、動猾我北鄙、

是以 公使 令弟義珍公總領兵三萬七百餘騎東擊
 大友焉、忠綱與父久倍及弟久幸俱從軍 義珍公、
 廿一日、 公行至肥後阿蘇郡屯野尻、遂入豐後南
 郡、廿二日、與諸將將攻高城、時城主入田宗和・
 志賀道益來迎開神原城納 公、松尾鳥嶽等自焚燒
 而去、廿三日、攻片鹿背城陷之、柏瀬・一萬田・
 鎧嶽及朽網クヰ・滑瀧田等諸城望風而降、廿四日、塚
 群城主戸次源珊獻城屬麾下、 公入塚群城、仍留
 兩月、十二月廿二日、公入志賀道益之城、又降白
 根城主志賀道運、廿四日、 公移軍朽網、

○天正十五年丁亥正月、忠綱同父弟、於豐後野上城
 迎新年、始舊臘 公遣島津三郎次郎忠隣・新納武
 藏守忠元・川上上野守久隅及父久倍、取玖珠郡、
 故忠綱從父在野上城也、凡玖珠郡諸邑小國・北里・
 木部・惠良・切蕪等望風而下、因正月廿日、 公
 至玖珠郡、廿六日、進入野上城、諸軍咸會、二月
 上旬、從父攻同所下城、五日而屠之、先是我 公
 已平下筑之前後州・肥之前後州及豐後州也、關白

秀吉奉

天皇之勅、遣使息豐薩之戰爭、且諭以薩・隅・日之外割肥後・豐後各半國而與、公焉、而未行平、大友氏出奔龍王、尋擊秀吉之先鋒仙石秀久・長曾我部信親大敗之、秀吉聞而不喜、三月朔日、自將討九筑、其聲聞豐後、則既服之國人皆叛、三月十一日、公自野上班師、十九日、入日之高城也、於是忠綱與父弟・新納忠元等、從島津征久、自豐後日田經秋月出上筑後、廿日、忠綱與父弟爲坂梨城後距、擊豐後將大森彈正于宮地走之、拯出我衆大野七郎久高樺山久高也、始出後于大野氏等、俱保津守城、四月六日、聞關白軍已至肥後、因欲退守熊本、熊本及宇土皆叛、乃還入八代城而完聚薩軍、十八日、新納忠元・伊集院久春來會于我、是時有松浦肥前守者、始事我、公、既而翻然變心媚附秀吉、誘肥後人蜂起、又高田鎮守島津忠永先逃亡、有馬鎮貴浮哨船扼海上、於是乎薩軍斷歸路我衆危如綫、久倍イトスチ使言八代陣曰、予死于此、以請我衆之命矣、八代

人亦感激曰、不敢拒薩軍、因納質人、十八日、忠綱父弟與征久及忠元等去八代城走球麻、廿日、至人吉、相良忠房之臣深見宗芳伏兵且襲我衆、久倍オホキ、忠元徑過其在宅、以宗芳出球麻境、而後還之也、廿一日、忠綱等同入魔府、歸伊集院城也、是行也、可謂免十死而得一生者矣、

○天正十五年五月一日、義久公旋師魔島、遂與關白秀吉行成、時秀吉來陣千臺太平寺、於是、公如太平寺見於秀吉、忠綱與父弟供奉于、公、同八日、從、公見秀吉殿下於太平寺也、事具父久倍譜、故略于茲

○天正十五年六月十五日、義久公首途魔島如京師、忠綱時左從、公同發魔府、今日酉刻、公次帖佐、同十六日、次栗野高田、十七日、次牛屎院小川、十八日、出肥後州次佐敷、十九日、至八代館玉泉院、廿日、自德之淵駕舟繫三隅迫門、亂後村舍毀破、因依小神社而宿、廿一日、風波大起、纜著高瀬、廿二日、至大津山館常願寺、廿三日、至筑後高良山、廿四日、經筑前岩屋、鷄鳴至博多、廿五

日、公見關白殿下、廿六日、殿下宴 公茶亭、

嘯時辭博多繫舟小島、海程可十里、廿七日、逆風

破泊、廿八日、繫島泊、廿九日、著長門下關、館

阿彌陀寺、亥時龜壽姫君乘舟至自小倉、又一郎久

保君 公及又四郎彰久・圖書頭忠長以下之子女亦

來會、皆爲質赴于京也、晦日、繫離島候潮脉、七

月一日、至池上過小島、二日、抵嚴島謁神廟、三

日上陸、四日、泊鷺島、五日、入備後鞆港、風潮不

順、六日、仍留、七日、繫舟手島磯、 公開七夕

之筵、忠綱及平田左馬助陪 公前、 公作七夕歌、

星逢の空さへ旅のかりころも

かさんたよりもなみの友舟

公以贈木食上人也、又一首

まちくゝて歳に一夜の天河

わたる瀬いそく今日の暮哉

少焉解纜繫一小島、不及潮分島者殆二里許、八日、

泊牛窓、九日、止舟蓬島入室津、十日、着泉州堺

濱、直行館于四條道場、 公罹微恙、秀吉殿下使

醫來、公病ナシ、因登聚樂城見殿下謝恩、殿下賜
公長刀・鞍馬、忠綱扈從焉、

〇三三 島津義久供奉人交名

〔家村源左衛門藏〕
天正十五年丁亥六月十五日、 太守義久公鹿兒島

御立御在京供奉之私日記書拔、

九月、日述〔龍伯公〕御供衆之注文百餘人之中

嶋津又一郎殿御兄弟・嶋津又四郎殿・嶋津圖書入〔老中〕

道殿・北郷宗次郎殿御兄弟・伊集院右衛門大夫入〔老中〕

道殿父子・大野治部太輔殿・同名左近將監殿・平〔御〕

田左馬助殿・同名豊前守殿・同平六殿・吉岡藏人

殿・新納左衛門佐殿・町田左京亮殿・本田大炊太

夫殿・同名右衛門佐殿・同名新介殿・同名刑部少〔御へもぎ〕

輔殿・同名治右衛門尉殿・阿多掃部助殿・川上助

七殿・田代刑部少輔殿・敷根三郎五郎殿・肥後助

太郎殿・和田玄蕃助殿・三原三郎四郎殿・同名右

京亮殿・同名源三郎殿・同名藤次殿・佐多宮内少

輔殿・鎌田治部左衛門尉殿・伊地知縫殿助殿・同

名勘解由左衛門殿・同名刑部少輔殿・稅所新介殿・岩切雅樂助殿・白濱次郎左衛門殿・伊地知民部太輔殿・有川長門守殿・同弥次郎殿・村田雅樂助殿・梅北宮内左衛門殿・高城珠七殿・木脇大炊助殿・比志嶋宮内少輔殿・野村善次殿・稅所助九郎殿・同藤左衛門殿・小嶋縫殿助殿・家村源左衛門殿・松田和泉守殿・三嶋九郎左衛門殿・八木越後入道殿・德永源五左衛門殿・瀬戸口與介殿・市成掃部兵衛尉殿・瀬戸口藤兵衛尉殿・宅間与八左衛門殿・宮里掃部助殿・福嶋都兵衛尉殿・上原兵部少輔殿・平田狩野介殿・伊十院助七郎殿・久留木狩野介殿・野村監介殿・新納左京亮殿・井牟礼善五左衛門殿以下外城、略此

○天正十六年戊子五月、忠綱在京師、嚮扣紫野大德寺之禪扉、直趨古溪和尚、參禮問答曠然覺悟、忠綱爲人有英志器略、頗通道義、茲日就古溪起名字、乃名之曰玉龍、字之曰宗活、親書之詞以授與忠綱、其詞曰、薩州藤氏之甲族有一信士、諱曰宗活、字

曰玉龍、輒賦拙偈解其義云、
 來由問汝答崑崙 神變莫雲動石根
 日月星辰轉那處 一時吞却盡乾坤
 天正十六年龍集戊子仲夏吉辰、前大德古溪老拙宗陳、

○三〇四 大德寺古溪和尚偈
『在家藏』
 玉龍

薩州藤氏之甲族有一信士、諱曰宗活、字曰玉龍、輒賦拙偈其義云、

來由問汝答崑崙 神變莫〔雲〕動石根

日月星辰轉那處 一時吞却盡乾坤

天正十六年龍集戊子仲夏吉辰

前大德古溪老拙宗陳 ○〔茶也〕印文「山溪」 □〔茶也〕印文「宗陳」

古溪大德忠綱仲父蘭叔和尚嗣法親教師也、以有斯緣故忠綱亦遭遇古溪、商量受字號云、按古溪和尚文祿中飛錫薩藩、蓋訪於雪岑也、是時 龍伯公在

洛不面晤古溪、以為遺憾者見于舊譜、蒲庵稿曰、古溪和尚越前人笑嶺和尚弟子、大德寺三十九世主、後退老總見院、創一院自號蒲庵、慶長元年八月二日化、辭世偈曰、六十餘年胡喝亂喝末後轉機不作一喝、喝勅賜號大慈廣照禪師、

町田大概記曰、天正十五年、義久尊君御上洛候時、左京亮忠綱も致御供、洛陽に逗留候内、御奉公之有隙之時者、常々紫野之大徳寺之古溪和尚遂參禪、法名玉龍宗活、古溪和尚以直筆被書、道号之記被給者也、然者左京亮忠綱若年之比より嗜武勇之道故也、其年來廿四五歳ニ而入參禪道如此也、古溪和尚之直筆之道号永代町田殿家可有格護者也、

○天正十六年九月三日、義久公告發京師至大坂、關白宴 公于茶亭、同十四日、公辭大坂到泉之堺、與 公姫同開船、廿二日、着上關、十月三日、放洋、五日、著日州細島、十四日、還魔島、忠綱從而歸、

○文祿元年壬辰二月、義久公・久保君出征朝鮮、

於是翌二年癸巳春、忠綱為從軍 二公渡海朝鮮、是時朝鮮晋州牧司遣兵、絶釜山浦與王城之道、二月、義弘公徒京畿道之龍仁城、以禦晋州牧司之兵、茲歲明王命司馬石星、遣沈惟敬、與皇國講和議、石田三成・増田長盛・大谷吉隆三奉行許之、皆小西行長之所慫慂也、四月廿一日、諸將撤平壤王城、班師釜山浦、忠綱馳行至舊都 五月、搆陣朝鮮平安道平壤舊都、斯地遠京城百五十里、所謂舊都、豈云平壤歟、會 二公歸軍遂見 二公、從而反釜山浦居唐島城 唐島屬朝鮮慶尚道、韓人稱巨濟、古任那之地其稱唐島者往古朝鮮服事皇國、天朝置宰於任那、監之、其治稱日本府、因呼唐島者、自皇國所名太古之遺稱耳、斯地忠綱歿處、故特注之、

○文祿二年六月、義弘公・久保君與諸將俱攻晋州城、忠綱及弟久幸等從、七月七日、陷晋州城斬賊首二萬五千級、城主牧司逃匿藪澤、浮田秀家麾下岡本權丞搜殺牧司、是時忠綱家臣佐土原九郎五郎・市來彌右衛門・榎田休助戰死、同月廿七日、大閤朱印書命 義弘公、於唐島城鳩兵衆具戎器蕃軍實、八月七日、又命日、唐島城勿納外容、宜於二丸設

廣座以待之、

○文祿二年八月廿四日、忠綱歿于朝鮮唐島城、享年廿九歲、葬焚化遺骨于紀州高野山廻向院後改號惠光院界

内、墓誌曰、玉龍宗活居士薩州町田左京亮於高麗唐島、文祿二年八月廿四日建立、又石谷永福寺立

墓厝牌以忠綱生前之字、號、即爲法名也

町田大概記曰、文祿二年春、高麗江渡海、其故ハ前之年より 兵庫頭義弘様御子又市郎(マ、)久保様御父子共に、高麗依御渡海、左京亮忠綱も爲御供渡海被仕候、高麗之古都迄被參候時、 兵庫頭様御父子江奥都より御引陳にて、則古都にて被掛御目、夫より唐嶋江日本衆城取にて御陳候、頓而其年之八月廿四日に於唐島左京亮忠綱者歿死す、按忠綱出戰被重創歸歿城中、故曰戰死、舊譜作病終唐島、大概記以爲戰死者闕疑矣、而供攷也、

○忠綱没朝鮮、年既廿九、而乃父存松齋傳家統於忠綱、舊譜無明文、然撰町田譜者繫忠綱家督朱圈、且充十八代世數、則先是乃父存松祝髮時、既傳家

統於忠綱者也歟、抑昔時父授之子受之、不必如今日請朝奉旨、而後父乃致仕而身老、其子主家仕官而已、

ヒサユキ
久幸

モリヨシ 盛吉
モリナカ 盛親 助太郎

○元龜三年壬申誕生、母同兄忠綱、

○天正十四年丙戌十月、從軍于 義珍公、擊大友氏入豊後南郡、暴露七閱月、至于翌十五年四月廿一日、與父兄等同歸國、其始末見于久倍譜、不復書干茲、

○天正十五年丁亥五月八日、 太守義久公往見關白秀吉於千臺太平寺也、久幸陪扈、執 公之太刀、拜侍下座、秀吉矚焉問曰、何人、 公對曰、寡人一族老臣町田出羽守之兒也、秀吉命使久幸見焉、久幸進見於秀吉、秀吉賜久幸羽織一領也、 公還麿島、秀吉留久幸爲質、時久幸十六歲、家臣橋口主水隨從、同年六月十五日、 義久公發麿城如京

師、久幸供奉、

○久幸出後於肥後氏、既而家兄忠綱沒於朝鮮、於是久幸去肥後氏、而復本姓嗣於忠綱、故繫系正統、且併記爲肥後氏時之傳云、

女子

○天正七年己卯誕生、母同兄忠綱、

○天正十五年丁亥六月十日早死、年九歲、法名天意妙普童女、葬于石谷永福寺、紀州高野山奧院惠光院界内亦立石塔、其銘曰薩州麿島町田出羽守建立、天意妙普禪定尼、天正十五年六月十日死去、是歲秋八月、父久倍施水田若干町於永福寺、以爲童女之牌免、

(表紙)

廿代
久幸第一

元龜三至
慶長二

町田氏正統系譜

廿三

藤原姓町田氏正統系譜卷第廿三久幸一

久幸
七少五キ

盛吉 盛親 助太郎 勝兵衛尉 圖書頭

○生年母氏見于前、

○天正十四年丙戌十月、義弘公自將擊豊後大友氏、

久幸與父兄久倍・忠綱、俱從軍於 公連戰、有功、

並具于久倍・忠綱譜、故省而不書也、

○天正十五年丁亥五月八日、見關白秀吉於千臺太平

寺、賜羽織一領 秀吉譜曰、義久率侍童一人到太平寺、謁秀吉、相傳侍童即久幸也、時年十六歲、未元

服、宣稱、同六月十五日、從 太守義久公、如京侍童云、

師而為質子、既而還鄉里、

○文祿元年壬辰 即天正廿年 正月廿二日、出後於肥後山城

守盛家 盛家道號賀清、肥後知清之男也、天文七年、賀清降志良君、獻谷口壘、貴久公賞速歸順之功、賜賀清花柳

諸邑也、盛家之子禰從 太守公、肥後盛秀譜曰、助太郎

伐肝付戰歿無子、故請久幸為嗣、

盛吉從弟山城守後嗣、實町田出羽守久倍之次男也、

一族之豪富貴顯之英士也、因思家統不微、乃與父

駿河守盛眞入道一清胥謀、而以當家嫡宗及系譜等、

悉讓之於助太郎盛吉也 云云、其一族者蓋謂與町田

氏嘗有外戚之親、町田氏當初家世豊産時、稱豪姓

之光景亦從而可想像也、

○三〇五 肥後盛眞・盛秀連署証狀

『肥後平左衛門藏』 肥後家督之事、到貴所之付屬之条、於向後何篇一

家中之儀可有御入魂事肝要者也、仍後證如件、

權介

盛秀(花押)

天正廿年九月廿二日

駿河入道

肥後助太郎殿

參御宿所

一清(花押)

町田大概記曰、天文六年、谷口之城ハ肥後周防殿にて候、伊集院之御城 貴久様江被申上、谷口之城を相渡、如鹿兒島被罷歸候、以後 貴久様鹿兒島御安堵之時、周防介忠節之人にて候故、花棚一名鳥越之下磯之村網屋有之、其外知行被給候、其子肥後山城嫡子一人有之候、肝付方之弓箭に戦死被仕候、子孫依無之、町田出羽守久倍之次男助太郎殿養子に被相定候、就夫肥後名字を助太郎殿被名乗候、高麗御陳迄肥後名字にて御奉公御座候、助太郎殿後者勝兵衛に被罷成候、最前鹿兒島江被居候、天正廿年に肥後惣領職に被相定候様子者、肥後助西惣領にて候、其子之肥後駿河守・其子之肥後權之允何方江か被罷居候を被相尋、肥後喜右衛門殿最前與三郎殿被申時、使にて出羽守久倍前より被申事ハ、權之允事ハ直に肥後助西之子孫に

て候得共、助西被致御敵竹之山にて戦死被仕候、不忠之筋にて候故、肥後駿河殿其子之權之允事も、應而御公儀江不被召仕候、無餘儀肥後之惣領筋にて候条、今之ことくにて如何候、肥後之惣領役を助太郎殿被成候様に、權之允殿江かけひき御座候、尤之由被申候而、肥後惣領役此節より助太郎殿可被成候由、駿河其子權之允書物を以被申、依其儀肥後名字之惣領役勝兵衛殿被成候、家之一筋ハ肥後山城殿家継にて候、名字之惣領之儀、肥後權之允殿より被相讓候、助西之家筋ハ肥後權之允殿、定而其子孫可有之候、右權之允殿事ハ 貫明様御逝去之時御伴被仕候、肥後勝兵衛殿高麗より被成歸朝、出羽久倍子孫無之、勝兵衛殿町田之家次に被罷成候、其時勝兵衛殿前より肥後名字并知行肥後長次郎殿江被相渡候、山城入道殿一筋也、名字之惣領ハ前如申、肥後助西之一筋、山城入道殿磯に隠居にて候、京竿以後持合に罷成、右之濱村相崩候事、

○久幸爲御使役見于舊簿、年月不詳、御使役亦曰御使、衆即今御用人

而觀夫下文奉使於名兒屋云云、則文祿初年既爲御用人、

○天正中、久幸嘗事 義弘公于大隅州栗野城、此時久幸里居址今爲當鄉土兒玉某宅地、其廣輪一段十四步、在于地頭館東南三町餘、距栗野城墟南亦三町許、里人今尚傳稱町田勝兵衛尉殿屋敷迹、

(貼紙)

栗野松尾城御城下馬場

一桜馬場流巷丁余、橫八間外築地有之、

但、此馬場江御老中比志嶋紀伊守屋敷、當

分山下家・藪田家屋敷ニ而候、

一躑躅馬場流式丁余、橫六間外築地有之、

但、此馬場江御老中町田勝兵衛屋敷、當分

兒玉家屋敷ニ而候、

○文祿元年壬辰、太閤將伐朝鮮、命諸將會於肥前名兒屋、二月廿七日、義弘公與久保君發栗野募兵、

未至從者僅二十三騎、 義弘公至大口俟兵集、久

幸從之、時町田新左衛門久直・町田助次郎久次之

親族同吾從行、四月、 義弘公抵肥前唐津埃兵艦

會集、遂與諸將俱發名兒屋如朝鮮、五月、至釜山

浦釜山浦距對馬海路四十八里、同月八日、 義弘公居晋天城、尋

徙永平城、十一月、太閤命諸將於王城傍築城備明

之援軍也、島津忠豐守春川城、明兵六萬餘人圍之、

城兵僅五百餘人、告急於 義弘公、 公救之、明

兵退、救兵乃還、明兵復至、忠豐擊之斬首七十餘

級、十二月、 義弘公自永平城徙金化、

○文祿二年癸巳二月、 義弘公徙京畿道之龍仁城、

以禦晋州牧司之兵、明司馬石星遣沈惟敬講和、四

月廿一日、 二公將還軍釜山浦、家兄忠綱引兵至

自本國、會平壤舊都、於是胥俱從 公反釜山浦、

而在唐島城、七月七日、太閤命攻晋州城、怨是年

三月、加藤・細川諸將攻之而不能拔也、即日城陷

斬城主牧司、獻首名兒屋、是時忠綱從者陣亡者三

人姓名見于忠綱譜

○文祿三年甲午八月、 忠恒公發京師、廿五日、至

名兒屋、十月晦日、至朝鮮唐島即巨濟、十一月朔

日、諸士奉賀平安、翌二日、 忠恒公入見 義弘

公之本營、久幸與樺山高久等獻酒殺、又爲御年越

配膳衆後謂御年男、乃給片衣一領于時肥後勝兵衛尉、

忠恒公朝鮮御渡海日記曰、

文祿三年八月より十二月迄、名兒屋以來高麗から

しまにて付之略、

十一月一日

一御本陳江 又八様御參被成候、御小袖一重 縮・

御膝服一ツ・御帶二筋進上被成候、次御小袖一重

但縮・御膝服一ツ、若上様より武庫様江進上被成

候、御本陳より 又八様廳而御帰館被成、

一御着之御祝ニ、諸侍御出仕同御進上物之事、

御太刀一腰 又四郎殿 青銅貳百疋 攝州

右同 宗二郎殿 同三百疋 又六殿

青銅百疋源七郎殿 同百疋 佐田殿

同三百疋圖書頭殿 同百疋 川上左衛門尉

同百疋 平田美濃守 同百疋 伊地知與兵衛尉

同百疋 川上左近將監 同百疋 小川藤八

同百疋 菱刈半右衛門尉 同百疋 本田與左衛門尉

同百疋 比志島紀伊守 白麻二束 桂神祇

同百疋 抱節 青銅百疋本田六右衛門尉

同百疋 鎌田勘次 白麻三束 上井神五郎

白麻三束 市來八郎 同三束 伊集院源助

同二束川上十郎左衛門尉 同二束町田新左衛門尉

一又八様御本陳江御參被成、御寄合にて候、

一武庫様夜入候也、又八様御出被成、御太刀一・青

銅三百疋・樽六ツ・鯛五ツ御持せにて候、

一夜入候て出仕被成御進上物之事、

白麻三束吉利左右衛門尉白麻三束野村市右衛門尉

同一束 本田助允 同一束 山崎助右衛門尉

同二束 伊東源四郎 同一束 上床藤右衛門尉

同一束 白坂七右衛門尉 同一束帖佐彦左衛門尉

同二束 新納十郎 同三束 木脇三左衛門尉

文祿三年十一月二日

一御本陳江又八様即忠恒公御參被成候、

一町衆樽四ツ・鯛二懸進上仕候、次ニ町之魚屋鱈一

懸進上之、

一御鞠之庭普請被成候、奉行ハ春成主殿助、

一小西攝津守殿より御着船之御祝ニ、樽六ツ・鷹一

ツ・昆布五拾本・串鮑五れん・貝鮑二懸進上被成

候、使者小西二郎四郎殿、

一夜入候而御出仕被成御進上物之事、樽二拾四・鯛

一懸各持參候、

樺山權左衛門尉

本田治兵衛尉

肥後勝兵衛尉

上井仲五

伊集院弥六左衛門尉

川野猪右衛門尉

本田治右衛門尉

長谷場主膳亮

肝付弥五介

宅間與八左衛門尉

河村七郎左衛門尉

長野勘左衛門尉

本田新介

野村安右衛門尉

河内勘右衛門尉

大山勘右衛門尉

北原孫右衛門

菱刈四郎

貴島左平次

野村早右衛門

伊地知平次郎

略中

十二月晦日

一又八様御本陣江御參被成候、同樽二ツ御持せ候、

一樽一ツ良也江被給候、

一光明院江小袖一ツ、但捨葉沈香式両、たゞミ式帖

被差遣候、

一御年越之配膳衆、肥後少兵衛尉・白濱二郎九郎被

差當候、同兩人かたきぬ二とほり被給候、

一御年越之膳配、鹿島太郎四郎江被仰付候、

一御末之年男加左衛門殿被仰付候、同肩衣袴被下候、

一白尾利右衛門殿青銅百疋被下候、次ニ先兵衛殿江

も青銅百疋給候、

一夜入候而、又八様御本陣江御參被成候、

一武庫様も御出被成候、其外歳暮之御礼ニ諸侍祇候

被仕候也、

以上

文祿三年十二月廿日付之終也略、

○文祿四年乙未三月十日、義弘公 忠恒公乘船如

昌原、出獵虎豹、因太閤秀吉欲吃肉命驅虎也是時大雨

火繩沾酒非也、乃獲兩虎、十一日、還唐島、久幸從

虎狩、於是採摭搏虎實錄、以傳暴虎憑河之形勢云、

高原黒木某藏

朝鮮昌原虎狩日記曰、文祿年中ニ 忠恒様拾七歳

之御年、始而御上洛被遊候、栗野之御城を御打立

被成候、日州赤江の川より御船ニ召、則御出船被

成候、豊後地ニ御着被遊候、いわうどを御渡し島

尻と申所ニ御着被成候、次之日御出船にてお富おんとと

申瀬戸を御上被成候、其日者おんとおんとの在所江御

着被成候、三日御逗留候、それより御出船被遊候、

於富瀬戸と申を御通し、安藝之宮島江御着被成候、

三日御滞留にて御出船被遊、日数十日餘りに大坂

江御着津被成候、大坂は天野屋忍濟と申町人の所

江御宿ニ而候、半年計被成御座候、其後御下知ニ

而候哉、境之町林屋と申町人の所江御宿被遊候、

久敷御逗留候、林屋所ニ而御袍瘡被成候、御袍瘡

も殊外出來候得共、御袍瘡能御座候而、無程御快

氣ニ而御湯被召候而、未御さかやきも不被遊、御

袍瘡のとうも落不申候処ニ、京都より飛脚罷下、

御目得之物音御座候間、早ニ御上洛可被遊由候付

御上り被成候、大坂より川船にて御登り被成候、

京都江次日御着にて候、其比ハ京都二條之御城松

の丸と申所江、内裏と向合之馬場、大名かうちに

て御座候、上御屋敷ハ 龍伯様被成御座候、御下

屋敷と申ハ小川の方、是ニハ 惟新様奥方御座被

成候、下御屋敷江御普請候而、 忠恒様ハ御座被

成候、然處ニ伏見より飛脚參御目見得と御座候ニ

付、早ニ伏見江御入可被成由申來候而、夜かけに

伏見江御入被成、未明に石田治部少輔殿屋形ニ而

上下被召列候而、御三奉行石田治部少輔殿御同心

ニ而御登城被遊、御仕合能御目見得相濟、治部少

輔殿と御同道にて御城を御立被成候、其日京都の

様に御上り被成候、夫より無程御上様御縁與御座

候、其年の暮方に大坂より御出船被遊候、高麗江

御渡海被成、高麗唐嶋へふさんかい表より四拾里
余御座候、から嶋へ北南と流たる嶋ニ而候、流れ
ハ拾四五里と申候、北の嶋崎は嶋津殿城を御取被
成候、南の嶋崎は福嶋大夫殿城を御取被成御座候、
其後從京都諸大名衆江虎狩御當り被成候、嶋津殿
へも同前に御當にて候、頓而嶋より御出船被遊、
東國の内茶わん山と申所ニ而虎狩被成候、其日虎
式ツとれ申候、御狩の串目より内に入人なし、上
下皆まかこひ被申居候、虎居候山は三ツ四ツのう
ち一入たかき山にて候、其山の折口より二三拾間
ほど、串目より拾式三間之内に、御両殿様御馬
ニ而平原江御座被成候、其日雷雰ふり雨降り申候、
其高き山は古野高すゝき所ニ赤松御座候、夏木
山ニ而栗の木・桜の木・榎木にて候、其時 惟新
様御意被成候へ、急き使を以しゝに心かけ虎をに
がし候者、双方の間伏に則腹をきらせ可被成旨被
仰出、御使被遣候、其御使則走帰御意之通、銘ニ
ニ申渡候由御返事被申上候、其後亦ニ 惟新様御

意被成候者、薩摩の者の事ニ而候間、しゝに心を
かけ虎をにがし可申候間、又使を被遣候而弓持ハ
弓つるをはつし、鉄炮持ハ火繩の火を消シ、能ニ
見届候而可參候、稠敷被仰付候、其後御使二時計
ニ走返り、御意之通名銘に申渡候由御返事被申上
候、追而 惟新様御意被成候へ雨ふり申に虎ハ出
ましく候、日暮ニ罷成候、又ニ使被遣候へと被仰
出候、兩人被仰付被參候、そこゝよりぬけて入
可被申由被仰出候、其御使二時三時に罷歸御意之
道具ニ申渡候由被申上候、則御待被成候得共、何
方よりもぬけて入不被申候間、 惟新様大きに御
腹を御立被仰出候、 忠恒様も御腹立被成被仰出
候者、皆ニ諸士江何共居被申候得共、耆人も入人
無御座候、御父子様御覽被成被仰付候ニ、人はな
きものかと御意ニ而候、御口写シ上野權右衛門と
申御中間、 忠恒様御馬のめての口をひかへ罷居
候、權右衛門參候而虎追出し申せと御意被成候、
畏而と申御馬の口をゆるし、 御両殿様御座候間、

右之申めにつき上り高き山六分めほとより横江焼野を拾二三間參候、其時權右衛門姿は見得不申候、それより高き古野の大すゝき原に入、すゝきを分而參候に、すゝきうこき申をしたより上下皆御覽被成、すゝきの中を權右衛門拾式三間參候時分ニ、たかき山のせんちやうより虎權右衛門を見付、たか聲にていがみ申候事すましく、大地もゆるくばかり響き申候か、忽千丈の嶽より下さまにひとびに飛掛り忽權右衛門をかミ殺し牙にかけ、高すゝきより式三尋上になげ上申候、權右衛門地に落付申と、虎ハ又本のせんちやうに飛上り怒れる貌すましく、その高さの間ハ百間無相違有之に、只一飛にとひ上り申候、扱虎權右衛門江飛掛候時、刀ニ而切り候哉、虎の右の眼のまん中上唇にかけて切われ、是に痛居たるをつゝひて一番に帖佐六七ハ二番に福永助十郎、三番に長野六兵衛馳着候而虎を刺留申候、六七ハ虎に股を咬れ齒形四ツありて血ハ出ず、四の齒形よりしが汁ななかれ申

候、扱權右衛門死骸を手輿に乗せ、御両殿様御前に被召寄 御覽候得者、虎飛掛り咽を咬切られ居申候、左候而權右衛門刀ハ鞘計腰にさし、身は無之由を被申上候、御両殿様御懇歎被遊候と云云、
○文祿四年、久倍領伊作地頭職、是歳十二月五日、三原重種自朝鮮還書伊作衆蒲池伊賀入道、而告報久幸及伊作衆無恙在陣之情由、

○三〇六 三原重種書狀

〔國分蒲池沖右衛門藏〕

猶々、來春者おく入之由、御朱印來候條、

御國元其分候はん間、□□肝□□專一候、さ候

へ彼大藏事老躰ニ候、(マ)呵子にて候者万八様子

召烈候て、此地へ罷居候、御盛之儀ハ察存候

へ共、ちと御用捨候て給へく候、以上、

渡海以後、兎角不申通背本意候、拙子事茂名護屋

より 若殿様致御供參陳申候、此地 御両殿奉初

諸軍衆(無カ)吳儀御座候、可安心、殊更勝兵さま其外

伊作衆いづれも健數候、將亦其許□□哉可

然 御風呂之儀

如何候之哉、初より□候ハ、様子領知候、被仰家々御作候て御用罷立申様奉憑候、萬々申度候へ共普請奉行□無隙候之様不及重筆候、恐惶謹言、

(文祿四年)
雪月五日 三原諸右衛門(花押)

蒲地伊賀入道殿

参御中

○文祿四年十月、義弘公至自京師、預營宅地於隅

州富隈 在濱市村、古氣色濱之地、十二月徙之、とみのくまわた

ましの連歌、義久公 松かけのすまい涼しき岩ひかな 是年冬、義弘公自栗野徙帖佐、既而久幸

亦嘗移居富隈、奉仕 義久公者也、

栗野久木元藤右衛門藏
富隈衆、源七郎・樺山太郎三郎・入來院又六新八

郎・北郷久次郎・町田勝兵衛尉・抱節・山田弥九郎・阿多甚左衛門 中略・町田新左衛門・同名縫殿助

中略・阿多周防介 略、

高山山下善之丞年代記
文祿四年、龍伯様富隈江鹿兒嶋より御座御直し

被成候、十二月、幸侃富隈同時ニ移ル、

○慶長元年丙申 文祿五年十一月廿七日、改元慶長、故古書以文祿五年多 六月、太閤命

止朝鮮諸將之歸朝、仍 忠恒公自唐島還屯加德島、久幸亦隨侍駐加德島 加德即朝鮮海口、是歲丙申八月、明王

爲講和議遣使楊方亨沈惟敬、及朝鮮王李暉 ヒヂ使黃慎

朴弘長等與明使偕至和泉堺、同月廿九日、明韓使

至伏見、沿路列羽旄鳴鼓角、太閤命張兵伏盛威儀、

以迎勞之、看者如堵、九月二日、明使見太閤、既

而太閤臨花園山莊、使相國寺承兌 シノイ・南禪寺靈三・

東福寺永哲三長老讀明王之書翰、至聞其封秀吉爲

日本王之語、勵聲一喝怒氣衝天大罵曰、明王癡漢、

我日本固有帝皇在、吾胡爲藉明王之力而後王乎 章明

漢圖書編云、竊謂日本有山城君在、雖其懦弱名分猶存、一旦以天朝封號加之僭逆之秀吉、且將置山城君於何地、則明人固知乞

封非秀吉之意、只姑假其說而緩我師、是以沈惟敬輩所以僥倖之謀得行乎其間也、孰謂明恃苟且之議而不唯大兵被敗績、竟鞠爲

胡清豈非、 是行長詒吾講和、罪不容萬死、欲引出斬

之、行長匍伏謝罪曰非臣也、皆受三奉行之旨而然、

因出其書證之、太閤稍抑憤、即命清正・三成・增

田・大谷等、追還明使、明使等聞和睦之敗、慙懼

無措鼠竄歸明、於是太閤再降令伐朝鮮、命清正・

行長前鋒、九月、義弘公告暇自大坂開洋先是今年正月
公至大坂遂、
適伏見焉、

○慶長元年十二月十四日、久幸受劍術相傳于築瀨彌
俗謂劍術稱兵法、兵法即軍律耳、忠恒公朝鮮御渡海日記曰、
介文祿四年十二月五日、又七殿江獐一丸御書相添候て築瀨弥助
御使ニ被遣候、久幸傳劍、
術爲於唐島之事可知也

〇三〇七 肥後盛親起請文

『肥後平左衛門藏』
一今度相傳申兵法之事、於永、致他見問敷事、

一於 御上意者可懸御目事、

一無別儀可被仰聞事、

右之条々若於相背者

『此間九行神文略』仍起請如件、

肥後勝兵衛尉

盛親(花押)

『即慶長元年』
文祿五年申十二月拾四日

築瀨弥介殿

参

○慶長二年丁酉二月廿一日、義弘公如朝鮮、今日

大閣賜 義弘公書曰、若明賊催大軍來、則速可通

報皇國、予率親衛軍騎驅渡朝鮮、瞬息定明而王猶
運之掌矣、莫敢怠矣、以諭告平壤錄云、闕白以爲以吾
沙利刀破竹、何國、
不亡吾帝大唐矣、於是三月廿八日、義弘公解纜於
抱前、四月、至壹岐島、天兵絡繹渡海颯々若風雨、
朝鮮八道忽掃塵埃、似履無人之境矣、

○慶長二年五月、久幸齋 義弘公之書、還自朝鮮國、

七月三日、到於肥前名兒屋、致之 義久公也、今

據肥後家譜曰、久幸衛 忠恒公之密旨、到名兒屋

報旨於 義久公、是所以密告伊集院忠棟入道幸侃

畜異志之狀也、仍獻誓戒神文於 公也、按幸侃懷

篡國之志、其來尚矣、或人曰、初左衛門督歲久惠

伊集院忠棟之爲人也、此子他日必爲國難、使福昌

寺天海和尚勸 義久公除之、和尚告 公未果、而

和尚祖父某嘗事忠棟祖父大和守忠朗於肥後、以爲

舊恩不可負、以告忠棟、忠棟嘆之略中、歲久之賜死

也、忠棟讒諸秀吉焉云云、而今 忠恒公使久幸密

報忠棟蓄異志、則不唯歲久察忠棟反意、久保 忠

恒之二公素惡忠棟明矣、平壤錄云、薩摩相幸侃亦

素敬大明、意欲抽兵密逃呂宋淡水等處旁觀成敗、又圖書編云、平秀吉如結薩摩州將幸侃逼令州官

義久殺其弟中書以自明、義久不得已而伴爲降順、

其心未嘗一日忘秀吉也、其中書家久似謂羽柴秀長

鳩家久、然則家久之死亦幸侃所構誣歟、乃至幸侃

之叛逆密通秀吉殺公之二弟、明人猶傳稱之、幸

侃之罪惡可謂貫盈乎本朝異域矣、世說謂久保君弼

巨濟亦幸侃與焉、按天正十九年五月廿二日、久保

君賜幸侃盟書曰、至義久樣 義弘御前如有諷問、

又曰就其方之儀、萬一有讒言云云、蓋有所爲而授

之、且讀忠棟上洛記、其威福傾公候、噫非 忠恒

手刃之、則社稷爲老賊危矣、宜乎久幸爲 忠恒公

使於 義久公、上誓章其旨深矣、

慶長二年七月十一日、義久公回報 義弘公書曰、

○三〇八 島津義久書狀

五月廿二日之書翰、今月三日ニ令披見候、先以御

朱印之請相届候間、即治少老江進上申候、兼又御

目見得之事承候、五月十八日ニ相濟候、同廿日ニ於御城御能被遊候、見物可仕由承候而致出頭、度

々仕合事能候而令満足候、爰元之儀可御心安候事、

一又八郎殿歸朝之事、御働近々ニ罷成候故、此節延

引之由候通治少老江申入候得者、可然分別にて候

由御褒美ニ候事、

一肥後勝兵衛尉用段之儀ニ付被差上候、追付諸道具

所持之儀申付候、今度惣別於相濟候者可爲遅ニ候

間、急用之儀計相調、先ニ渡海可仕由申付候間、

餘者次第々々可差渡候事、下略、

(本文書ハ「旧記雜錄後編三二二五号文書ノ抄ナリ」)

○慶長二年七月廿八日、義弘公 忠恒公俱發唐島、

將會諸將攻南原城、其海道抵河東、凡三十餘里、

即全羅道我俗謂赤國也 赤國言其地多赤土、猶東奧人指蘇、

久幸從軍 二公、蓋久幸持 義久公回章、自名古

屋飛船再航朝鮮、其海路順風速至朝鮮也、是時沈

惟敬爲楊元所擒痛恨之、令部下婁國安脱身至小西

行長裏應報與行長南原城虛實、行長乃與諸將議定將發向全羅道、其兵十萬人、八月十二日、到南原城邊、時拈圖欲向全州以絕陳愚衷之來援、義弘公與加藤嘉明得其圖、因設本營于南原城北嶺松林中、而斷陳愚衷之援師、明十三日、迭發砲交戰、同十四日、環城三面結陳迭攻如前日、城將楊元及李福男死守防戰、十五日、行長與浮田秀家等、刈田稻雜草、積墻壁間無數、夜初更衆砲一面向城乱放、使城中縮頭不得敢外窺、因連草束埋一丈餘壕塹、頃刻與城齊直攻登南門上、楊元在帳中、驚起不及被衣赤裪逃出、李福男被殺、城中慌忙爭門而遁走、義弘公 忠恒公要諸路、亂斫賊首四百餘級平壤錄云、是時雜流兵三千一百一十七、員名及出圍、從大路路西益鳳山走、三日直至恩肆館、查見在者一百十七人而已、同廿日、向全州城、城主遊擊陳愚衷領三千兵守之、聞南原城陷、全州百姓望風震駭、舉欲逃竄、明兵阻之、反傷明兵盡燒積聚、乘夜撞出城門、愚衷無計棄城北走、十二月、二公如全羅道海南城、遂如忠清道還而後、同月廿八日、復如慶尚道處古館、

太閤使 二公守泗川城、明人謂之新寨新寨對言泗川故壘、即故館也、新寨之地三面臨海、一面唯通陸、又有七寨、其永春・望津・晉州古館之三寨聳前、鎮海・固城峙右、又昆陽一壘阻江在左、分遣諸將守之、公時々帥師四出兵士、略陝川・宜寧・咸陽・高靈等諸郡、

○慶長二年七月、久幸從軍 忠恒公征朝鮮赤國、謂之奧入也、夫深入絕域荒遠之地、方冒祁寒暑雨、歲云晚始歸泗川、矧羈旅已七年于茲、備嘗險艱、日暮望故鄉于天涯、於今猶足傷心矣、乃久幸之家臣大内田采女・阜隸彌六・太郎左衛門之三人戰死于赤國者在此行耳、因採撫面高賴俊奧入日錄、而令知赤國往來頓舍露次之行程云、

○三〇九 面高賴俊奧入日記抄

『面高眞連坊藏於唐島廻渡書始』

一慶長二年七月廿八日、固川之内から嶋之瀬戸を御渡候而、固川之地江御陳取候、

一七月廿九日、瀬戸口之御陳より四里御越候而、野陳ニ而候、

一八月一日、右之野陳より四里程御越候得者、固川江御着候、其より四里程御通候而、野陳被成候、右之御陳より泗川迄三里御陳替候、

(貼紙) 朱ニ而、カナおんとも付候而如何

一八月二日、固川より泗川迄三里、御陣替、殿様計さきへ御越、跡より圖書殿御主取被成候而御越なり、

一八月三日、混陽固城より六里御越候而、野陣ニ而候、備前之中納言殿衆も同日ニ被打立候、

一八月四日、右之御陣より一里御越候而、光陽と申城候、其より五里御越候而御陣取候、

一八月五日、光陽より七里御越候而、川東御着候、同武庫様江御寄合候、右殿様は船より御廻被成候、

一八月六日、川東江御滞留候、翌七日・八日・九日・十日同断、

一八月十一日、川東より五里御越候而御陣取候、

一八月十二日、右之御陣より九里御越候而、南原江

御陣取候、殿様南原之城見御出候、南原江御逗留候、

一八月十三日、南原之城近く御陣替、日本之諸勢詰陣ニ而候、

一八月十四日、南原江御逗留候、

一八月十五日、夜入候而、戌刻ニ諸陣之人衆被押寄候而、南原之城之當ニ仕寄ニ而候、殊之外鉄炮取合候、然處如何候哉、城之内の江南衆悉城を明除落行候を、此方の御陣より御續候而、唐人數百人被討捕候、勿論城之内外ニ、諸陣之人衆被打果、唐人數千人ニ而候、數不知候、

一八月十六日より十五日迄、南原江御滞留、

一八月十八日、南原より五里御越候而御陣替候、

一八月廿日より廿一日・廿二日、全州江御逗留、

一八月廿三日、全州江御滞留候、備前之中納言殿江鷹老ツ御遣候、御使肥後勝兵衛尉、御伏參候、一風ハにし、晴天、

一八月廿四日・廿五日・廿六日、全州江御逗留、

- 一 八月廿七日、全州之御陣より夜入候而、一里御越候而御陣取候、雨ニ而候得共、晚晴候間、其日益山江御通、
- 一 八月廿八日、右之御陣所より一里程御越折節、蓮香阿波守殿衆と喧嘩出來、村尾與五郎手負候、四里程御越御陣取候、夜亥ノ刻抱節之御陣所ニ火事、
- 一 八月廿九日、右之御陣所より五里御越、龍安江御陣五里程之間、田之中迄ニ而候、夜入龍安之城内江有之家御焼せ終夜放火、
- 一 九月一日、龍安より七里御越候而、石城と中所江御陣取候、
- 一 九月二日、石城より三里御越候而、扶餘と中所江御陣、武庫様・右馬頭御食御寄合候、
- 一 九月三日、扶餘より半道御越、川はたへ御陣、
- 一 九月四日、御鷹江御陣所之前ニ而雉子老ッ御とらせ候、まるはせ也、
- 一 九月五日、扶餘より三里御越候而、林川江御陣取候、

- 一 九月六日、林川辰ノ刻御打立、未刻ニ寒山江御陣取、
- 一 九月七日、寒山より三里御越候而、飾川江御陣取候、御打立辰之刻、飾川江未刻ニ御着候、城は西向、種々見事成城也、一風ハにし、晴天、一鷹老ッ蘭牟田弥吉進上被申候、一船取ニ肥後少兵衛尉・本田新助御遣候、中略、
- 一 飾川之城被焼拂候間、一字不殘候、
- 一 九月八日、飾川より御引陳ニ而、かんざんより一里御越候而、四里程ニ御陣取候、御打立辰之刻、御陣取未之刻、御陣南向、小攝其外諸軍衆不殘御引陣候、一風はにし、晴天、一鷹一ッ從 武庫様御進上候、一雁老ッ、本田與右衛門進上候、
- 一 ひしくひ一ッ肥後少兵衛尉進上候、中略ス、
- 一 大川渡口見ニ御出候、川之渡半道有、
- 一 九月九日、林川御陣より一里半程御越候而、川はたへ西向御陣取、右馬頭殿衆より次第ニ川口渡船五艘ニ而候、武庫様江御出被成振廻候、

一 九月十日、夜中より雨ニ而候得共、如龍安馬手人衆御まはし候、

一 九月十一日、小攝州より御注進ニ付、備前中納言殿江引陣之御談合、大河を御渡候而、右之御陣より半道程御越候而御陣取候、御打立午刻、御陣西向、

一 九月十二日、御逗留、

一 九月十三日、右之御陣より三里程御越候得者、備前衆之陣ニ而候、於彼所小攝州江御行合被成候而、陣替之儀共御物語候、又四里程御越候而、酉刻御陣取、前に小川有、さるミ在郷也、

一 九月十四日、川はたの御陳より五里程御越候而、金溝と申城の前に南向御陣取、一里半程御越候處、塩入之川御座候而、人數ハ皆御まはし候、

一 九月十五日、金溝より御陣替、三里御越候得者、泰仁と申所候、夫より三里御越候而井邑と申古在郷江御陣取候、

一 九月十六日、井邑ニ御逗留、武庫様御食御寄合、一備前之中納言殿江御出候砌、伊弥九郎・肥少兵

衛尉兩使進上被成候、

一 九月十七日、武庫様如川東御越候、若殿様別方角江可有御通由ニ而、跡よりの諸軍衆御待候、井邑江御滞留候、

一 九月十八日、井邑より三里程御越候而御陣取、從井邑武庫様爲御供、右馬頭殿・又六殿・抱節主取ニ而如川東御通候、軍衆も各被參候、

一 九月十九日、御逗留、

一 九月廿日、卯刻御打立、二里御越候得者、長城と申古城御座候、其より四里程御越候而、南向ニ御陣取候、

一 九月廿一日、卯刻御打立、三里御越、在郷江御陣、前は大河有、

一 九月廿二日、御滞留、橋見せに小嶋小助御遣、

一 九月廿三日、辰刻御打立、三里程御越候得者、唐人之羅州古城江、夫より三里程御越候而、在郷江御陣、

一 九月廿四日、辰刻御打立、三里御越候得者、唐人

之古城有、靈岩と申候、二里御越候而、松山の中

在郷江御陣、一諸組江ほゞ法度之由被仰出候、

一九月廿五日、右之御陣辰刻御打立、三里御越候而、

海南之城江御着候、海南ハ大在郷田島廣所ニ而候、

一九月廿六日、海南江御滞留候、

一九月廿七日、同前山よりさるミ數百人下候、於大

日寺御日待有、

一九月廿八日、晴、風ハにし、一諸僧出仕候、御見

參候、一海南江御滞留候、一山よりさるミ數百人

下申候、一さるミ鷹犬一疋進上申候、一諸在郷打

廻ニ、肥少兵衛尉・本治兵衛尉・菱半右衛門尉主

取ニ而被參候、一略、

一九月廿九日、御滞留、

一九月卅日、御滞留、鍋嶋信濃守殿より引陣之儀ニ

付使者、

一十月一日、御滞留、

一十月二日、同断、一山江上官狩ニ被參候人衆、皆

被罷歸候、同上官老人討取、老人ハ生捕、頓而御

前江被召出候、於 御前詩書仕候、其外討捕之鼻
數多參候、

一十月三日、御滞留、御兵具衆山より上官老人生捕

ニ而被參候を被掛御日候、鼻も數多參候、

一十月四日、御滞留、夜入候而若衆中召寄候而御咄

ニ而候、

一十月五日、御滞留、

一十月六日、御滞留、

一十月七日、御滞留、

一十月八日、御逗留、嶋江罷居候上官共より、海南

江見切ニさるミ差越まゝとらへ候而、御前江被掛

御目候、

一十月九日、御逗留、山江上官狩ニ、殿様巳刻御

打立、上官さるミ數拾人討申候、一さるミ山より

上官擲捕候而餘多召連參候、

一十月十日、海南より六里程御越、鍋嶋殿之陣虚津

と申所迄、御陣替、海南之城まはり上官之家餘多

放火ニ而候、

十月十一日、雨故虚津江御滞留、

十月十二日、六里御越候而、最前海南江御通候時

御陣取候、西向之在郷江御留候、今日より鍋嶋殿

御同道ニ而如南原御打立候由、

十月十三日、右之御陣所を御打立、羅州之城迄三

里程、羅州より一里半程御越候而、在郷江御陣取、

鍋嶋殿御同道、殿様ハ軍衆より先に御通候、

十月十四日、大雨、御逗留、

十月十五日、五里程御越、唐人昌平之城之近邊江

御陣、

十月十六日、四里程御越、潭陽江御陣、

十月十七日、潭陽江御逗留、

十月十八日、同断、

十月十九日、三里程御越、淳昌江御陣、山城有之、

十月廿日、夜中より雷、御滞在、

十月廿一日、兵糧調に、北之方在郷江人數餘多出

候處、江南人并騎計かけ申候而、此方衆捨人計打

取候、夫付 殿様を始、陣中より皆罷出候、然

處ニさるミ・かくせい・てうま數十人打申候、

十月廿二日、四里程御越、南原江御陣、南原より

江南人之馬乘、此方之御陣之近邊迄參候ニ付、此

方より馬乘衆餘多被續候、何事なく候、

十月廿三日、南原之坂下迄二里御越候、全州より

江南南原江少々罷出候付御續候、本田治兵明人老

人被討候、

十月廿四日、朝より雷(雷カ)、終日大雷(雷カ)、南原之坂ノ下

より求禮迄、三里御陣替、

十月廿五日、求禮より川東之本陣迄御陣替、諸道

遠道故、行かけニ野陣候、

十月廿六日、大霜、夫故おそく参り候付、川口よ

り御打立、三里御越候而御陣、

十月廿七日、七里御越候而混陽江御陣、泗川より

御迎ニ歴々御參、其數を不知候、

十月廿八日、混陽已刻御打立ニ而、泗川江西刻御

着候、中途迄歴々衆餘多御迎ニ被參候、一武庫様

も唐人城之外迄御出候、直に御本陣之様ニ 若殿

様御參候、勿論諸待衆之事も御供ニ候、鎧着なから百二十三人程、武庫様御陣屋ニ被參、庭上ニ祇候候、又かち立之御人衆不殘被參候、又大將衆右馬頭殿・伊源次郎殿・種子左太殿・加治木三郎五郎殿・北郷作左衛門殿・圖書頭殿・又五郎殿・喜入攝津守殿・入來院殿・伊抱節・比紀州、此人衆も被成參上候、以之外上下之慶無此上候、無事ニ上下赤國奥入之儀相調、悦之儀者千秋萬歲、往還之日數九拾餘日也、慶長二年之事也、

一十月廿九日、泗川古城江被成御座候、同新城御普請之諸大名垣見和泉守殿・長宗我部土佐守殿・毛利豊前守殿・伊東民部少輔殿・中川伊豫守殿・高橋九郎殿・秋月三郎殿・又七殿・右之御人數昨日無事ニ赤國より御歸陣、御祝として追々ニ御出候、

覺 泗川古城

一慶長二十二月一日、
(年脱カ)
大慈寺御參候而御咄候、御学文、

一十二月二日、侍衆出仕、毛利豊前守殿火事有之、
一十二月三日より五日迄は、圖書殿爲御使、拙者在郷江參候而附不申候、

一十二月六日、諸侍衆出仕、御城之普請奉行伊せ弥九郎・本田助左衛門尉江被仰付候、

一十二月七日、御祈念僧侶御參候、夜入候而城江火事出來候、

一十二月八日、侍衆出仕、武庫様江御出被成候、茶わん路筋之儀ニ付、肥後少兵衛尉殿江御尋被成候、無存知由被申上候、

一十二月九日、御鷹野御出、
一十二月十日、竹内兵京江、本ノマ、歳暮之爲御礼被打立候、

從晋州本田與右衛門其外歴々餘多被參候、

一十二月十一日、諸侍出仕、
一十二月十二日、士衆出仕、

一十二月十三日、諸士出仕、又七殿江御見舞、それより前ニ先御城ニ御出候、

一十二月十四日、武庫様江御^(出カ)被成候、夜入候而若

衆中召寄、更迄頃なと候而御遊山候、

一十二月十五日、士衆出仕、垣見殿江爲御見舞御出、
於順天小西殿内福原殿陣焼候付、夜之物ニツ・し
とね一ツ・鞍耆通御遣候、

一十二月十六日、御鷹野江御のほせ、

一十二月十七日、垣見和泉守殿・長宗我部孫二郎殿・
武庫様御陣所江御寄合、御鉄炮遊ニ而御打せ見せ
まゐらせられ候、但八匁・拾匁・十五匁・廿目也、

一十二月十八日、諸士出仕、武庫様江御出被成候、

一十二月十九日、士衆出仕、武庫様・又七殿御同
道、御鷹野御供之衆不殘御振舞、

一十二月廿日、諸士出仕、武庫様江御出、

一十二月廿一日、新城江御移初ニ而候、御打立巳刻
御帰鞍之刻、於中途御鷹野、

一十二月廿二日、圖書頭殿諸士出仕、

一十二月廿三日、晋州よりさるミ多人數參候而、踊
を武庫様於御本陣御覽被成候、木綿卅端給候、

一十二月廿四日、雪、

一十二月廿五日、雪、申刻より雨ニ成候、武庫様

より金屏風一双被成御參せ候、垣見和泉守殿御陣
江、御茶湯江被成御出候、御歸宅之砌於中途生牛
を殺申候者、二人之内一人者御手打ニ成候、一人
は大山三次被切候、右ハ岩切雅樂助者萩原寺之者
ニ而候、

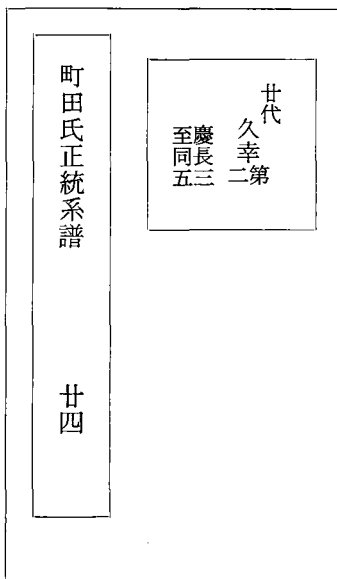
一十二月廿六日、午刻より大雪、

一十二月廿七日、於蔚山加藤主計殿居城江、從漢南
表明人數百萬騎押寄、加藤主計頭殿折角成躰ニ而
候由注進候、就夫泗川表江被成御座候、陣衆諸大
名江本田新助御使者被遣候、

一十二月廿八日、蔚山江爲御使者、本田助左衛門被
參候刻之御趣意ハ、蔚山江漢南人數百取出、加藤
とのと居城諸陣迄罷成候由到來候間、殿様軍衆
被召連、可被成御續通、泗川表之御奉行横目衆ま
て被成御尋候處ニ、此境目ニも明人罷出儀も哉可
有御座候、當境御精ニ入候ハて不叶儀ニ候間、蔚
山江御續は御無用之由御奉行衆より被仰候条、御

續無之候、此等之儀ニ付御書被進候衆、淺野左京
大夫殿・加藤主計頭殿・毛利尅岐守殿・大田飛彈
守殿・山口玄番助殿・備前中納言殿・助左衛門は
垣見和泉守殿之船に被召乗候而、蔚山江被參候、
一十二月廿九日、殿様御鷹野、晋州表江境目傳ニ、
泗川之様子朝鮮人數餘多奥より見きりに罷通候
由、固川より注進有之ニ付、晋州江爲御使大山稻
助被遣候、境目無事之由申來候、一歳暮爲御礼、
御老中諸大名衆被成^{御祝}候候、今年者靜謐ニ世上豊
饒ニ候、誠大慶萬悦、一段年之夜靜ニ御座候、

(本文書ハ、旧記雜錄後編三二三四六号、三四七号文書ニ完本アリ、本文書ハ
抄本ノ如シ)



藤原姓町田氏正統系譜卷第廿四久幸二

○慶長三年戊戌六月十三日、久幸隨侍 忠恒公於朝

鮮泗川城、是時薩之坊津一乘院主法印快忠嘗蒙

公之華賤、今日就吾而拜命之辱、遙寄尺素、以獻

公弘法大師親筆百體不動佛也百體不動者畫中央一大不動其四圍小不動無數、故

云、其背陰書曰、大師御筆從東寺金勝院殿眞淳法印、代々相承

轉與快倫備都者也、天文十年辛丑九月七日月隔女宿云々、公

還自朝鮮而後置之奧御、按快忠當世之宿德縉徒之翹楚

者也、且 天朝下詔授快忠法印官、文祿三年、近衛信輔公謫居坊津時爲忘年之友、其將帰京、快忠

作歌曰、及びなき雲の上まで上る月の影をしまれ

て濡る袖かな 格調高雅亦可以想見其爲人也、是

以 忠恒公在朝鮮、遙聞快忠之病、投與裁緘存問

安否、因快忠託久幸報書寄感荷無窮之意也、斯時

久幸警御 公帷幕中、故快忠尺素以輸之久幸耳長慶

四年十一月八日、快忠示寂一乘院、年六、十二、益公聞快忠之病而後不起而化也。

○三二〇 一乘院快忠書狀

『肥後平左衛門藏』 乍恐令啓上候、仍 忠恒様其表累年雖御在陣候、

遠國海路之故、又者此方公儀取亂候之条、于今無

音罷過候之處、愚僧病氣之由、達貴聞候欵、御直

書被成下候、即令頂戴、忽得快安之心候、此御芳

情送生々世々難奉報謝之事候、就中爲御守弘法大

師御筆之百躰不動奉進獻之候、能々御信仰專一候、

此等之趣宜預御披露候、恐惶謹言、

六月十三日 一乘院

肥後少兵衛尉殿

まいる人々御中

快忠印

〔本文書ハ「日記雜錄附錄二」四六五号文書ト同文ナリ〕

○慶長三年八月十八日、太閤秀吉薨於伏見城春秋六、十三

秘喪不告中外、猶朱記書傳令朝鮮、

○慶長三年十月、始明將董一元將攻新塞、聞畏我

公之兵威、氣沮ムテ未得敢近、乃遣使講和、二公不

聽告使者曰、明賊來來吾舉鞭塵諸、義弘公令明

投化人郭理心今汾陽氏祖詐為書齋一女出城陰泄之於

敵陣、乃欺明將曰、當以九月廿日焚望津、約內應

至期寺山久兼自焚望津、明人以爲郭國安號人、於

是一元濟江取望津寨、麻貴取永春寨、明日又取昆

陽寨、公欲誘致明兵然後殲之、故棄三寨以啗之、

一元果墮其計、將進師逼新塞、裨將茅國器諫曰、

倭人併歸大營、其守必固、攻之援兵四集往事可鑒

謂是歲正月明將楊鎬攻加藤清正於蔚山城、小西行長・毛利秀元・黑田長政・鍋島直茂・島津忠魯等引兵救蔚山、楊鎬大驚狼狽也、不若攻固城、城拔則新塞援絕、此長策也、

奈何輕動、董一元嘗扭于數日之勝、掀髯曰、疾雷

不掩耳、吾下新塞可座收虜耳、勿復言、九月廿九

日、明兵十餘人來、違城可三四町樹榜割而去、書

曰天兵百萬明日朔日、當攻新塞、預論其故、寨將

其勿徬徨、今日十月朔日辰刻、明大將董一元・裨

將茅國器等率百萬明雖百萬人許今從朝鮮征伐記追加人許、蔽野寨川、

攻圍新塞如稻麻竹葦、羽旄繖傘之光炳耀奪目、鉦

角鼓擊之音鏗鏘盈耳、望之不見其際、大銃巨砲與

喊聲相雜、天地震眩、義弘公馳回城中下號令曰、

待賊蟻附城屏、而後致百發百中之功、以決死生乎

一戰矣、衆勿妄動、城中肅然、明賊多載火藥來、

欲一舉以焚崩城壁、其勢方熾、是時新塞城上鴉飛

蔽空、明賊陳上小鳥群噪、又有一白狐從新塞東門

而出、二赤狐出自水手走入敵陣焉、須臾明軍藥槓

發火聲如雷霆煙焰漲天、明軍大亂、二公乃開門

而一時突出乘勢擊之、明賊忽敗走、我衆分兵爲三

路、追亡逐北趨昆陽望津故館、久幸從 忠恒公無

不人人一當千、明裨將茅國器頗驚悍、獨窺城中之

虛、還拒欲取城、其勢亟、島津忠長等轉戰擊之、

國器亦敗走追至望津、國器中軍徐世卿、前阻望津

欲致死拒戰、其勢亦急、町田久政等努力、徑前左

右揮擊連殺數人、生得徐世卿、殘兵披靡終一元大

軍望風奔潰迄晋州河畔、五六里程大破明賊、斬首三萬八千七百餘、至夫不及獻首級、則蓋合八萬人云、賴斯大捷、蔚山・順天圍悉解去、始大闇薨、遺命罷朝鮮師召還諸將、於是 德川家康公將征朝鮮、乃遣藤堂高虎之筑紫、探聽朝鮮事、會朝鮮信至曰、明總軍聞董一元爲我 公所敗、大懼望風引去、高虎馳還以白 家康公、 公乃不果征、

〇三二一 伊尻玄宅朝鮮陣覺書

『出水伊藤某藏』

○伊尻老岐入道玄宅朝鮮陣覺書ニ曰、慶長二年、我等事高麗江被召寄候間、拾三歳ニ而其十一月打立候得共、無順風ニ而限之城之大源寺ニ而致越年、次正月高麗江相渡候、 忠恒様御側江夜白御奉公仕候、其年十月か『漢南』んなん『漢南』人猛勢泗川御城江寄來候、前稜以飛札案内御座候ニ付、三日前ニ以御下知『晋州』ちんてう『晋州』之番衆者被引取、古館之番手衆も同所ニ被仰付候得共、程近候而物頭を見申候而、引可申と候而被罷居候処ニ、夜中ニ猛勢寄掛、古館を責

崩候、其朝、夜中不断衆之内、財部甚兵衛殿御使ニ而、急き番手之衆引取候得与御座候得共、右之通ニ候、然共甚兵衛ハ敵之中を通り御使を申届、又切出被罷歸候、相良玄蕃殿・川上六郎兵衛殿物頭ニ而被居候、玄蕃殿者則戦死ニ而候、鹿兒嶋衆勝目兵右衛門殿者御城近く迄被退候得共、跡より參候人江被相尋候得者、玄蕃殿討死之由申候ニ付、其より返合せ討死之由候、六郎兵衛殿は中間肩ニ掛爲被退由候、則 忠恒様被成御出被爲御覽候、我等茂御供仕候而見申候、半弓之矢過分ニ中候間、具足を被拔候儀も不罷成由候而、其儘被居候、其日はかんなん人古館ニ致野陳罷居候条、勝目殿死骸退ニ餘多被出候得共、首を取候而見分難成候處ニ、勝目殿者連々金細工ニ而大指之爪ニやすり形御座候を、徳永助右衛門殿能被存爲被退由候、左候而次朝御城ニ猛勢相掛候、 忠恒様夜中ニ被召合、未明ニ御馬ニ而大外廻を被爲御覽、直ニ大手之口江被成御出候、中途ニ而御側衆被申上候者、

御稻荷ニツ敵ニ被掛候、御勝軍ニ而可有御座候、目出度与被申上候、直に御馬上より被成御覽御拜被遊候、則大手之口左之御櫓江被成御上候、敵ハ程近く寄來候、中ニ猛勢無限候、先御鉄炮被遊、其より御弓ニ而被遊候、敵方より石火矢鉄炮を餘多打候、御櫓之身隠は外を『塗壁ノコト』ミがき候而光り候間、有馬次右衛門殿莖を取寄、櫓ニ被掛候、其中ニ御弓之弦兩度され候、兩度共ニ次右衛門殿弦を被掛候、御働候衆者息もはつミ申程之儀ニ候、其時水を上候得与御意候間、大桶ニツに水を入、御器を餘多入候而御座候、其御器ニ而兩度水を我等上ケ申候、御矢倉之前ニ而敵方之塩硝ニ火を落し入レ、先雷之様ニ鳴候、其火過分ニ有之、塩硝ニ移り大雷之様に候而悉く焼崩し候、其仕合ニ御城より切出被成候、我等ハ若輩手明ニ而候間、御指替之御腰物を御持せ候、其時大手之本城戸は人數籠ニ而不被得明、小城戸より皆々被出候、忠恒様御馬ニ而御馬之口をゆるせと被成御意、御中間御しか

り被成候處、本田與兵衛殿・鎌田次右衛門殿・木脇三左衛門殿御馬之口を取、静ニ御出被成候得与被申上、前之原迄御出候時、惟新様より曾木五兵衛殿御使にて、敵方大將之手こえ返候間、急ぎ城江御籠り可被成由候、御返事茂不被成中ニ其衆又崩候、是は故圖書頭殿御忍被成崩候と、野添帯刀殿度々被申候を承候、其より御馬をかけ出被成候条、我等は若輩ニ而取放候、此大將之手者皆亦支度、惣別者黒支度ニ而候、敵之大將者御城向之兵長宗我部殿古陳ニ天蓋『天蓋ハ即鐵傘ノ事』をはり被居候、我等事召列候者共、敵方之馬を何疋茂乗せ候得共無然候、其内ニ走回り候馬を取候而乗候条、我等もちんて『晉州』う迄五里參候、其間ニ忠恒様江參逢候得共、御馬早ク候而追付不申候、忠恒様御馬御乗放被成御働候中ニ御馬を敵取候而、北郷作左衛門殿馬を被爲上、作左衛門者家中衆之馬ニ被爲乗候与承候、其晩軍ばい、惟新様被成候、次日より敵之首を御取せ候、首數三萬八千七百余有之由候、

○三二二 喜入志々目源左衛門朝鮮陣覺書

喜入志々目源左衛門朝鮮陣覺書曰、慶長三年、泗川より一里半おくニ古くわんと申古城御座候、關〔古館〕取様ニして人衆少々入番ニ而、又所々よりも五三人宛番衆を被入候、喜入方よりも八人出し申候處ニ、九月廿七日、漢南人以大勢押よせ追拂ひ申候、矢軍殊実ニはけしく御座候、相良玄蕃殿戦死被成候、又右馬頭殿衆川上六兵衛殿具足ニ者矢廿程立候得共、痛不申のき取被成候、喜入より八人之内老人内村源左衛門戦死申候、夫より城近クも不参やかて引退キ申候、然者次ノ日大明人より十月朔日ニ城江可參候間御待候得与、高札之様なるに書付候而遣候、夫を御覽候而より御城之野久尾口よりつゞき東町と申て、商賣衆罷居而廣々たる所ニ而候を、町衆者城内へなほく其跡を足手にかゝる物も無之様ニ取はらひ、軍場ニこしらへ城戸を右左共おしひらき、御用心無申事御待被成候、あんのことく其朔日未明より多勢之物音ニ而、野も

山も陣取木屋をかけ候事中ノことノしき事、驚耳目事無申計候、明候而目懸候分者三里四方人ハかりニ而候、たとへハ霧かすミを風の吹うごかすやう御座候、又方々よりとら太鼓吹物又はいちと申射付火矢を放すことまことに雨霰のやうニ御座候、又敵のさき手之衆になひだてを幾々重共なくつきしとミ、御城間近くせめよせ候得共、御法度ニ而城より鉄炮一ツ御うたせなく候間、いよ／＼近くせめよせ候處ニ、巳ノ時ほとに 御西殿御馬を始諸軍兵皆一同打出、手元よりきりすてなで切、寔ニかへらを双へたるやうニうちふせ候、多勢とてもかへす人もなく、方々ニ逃散り申候、手から次第ニ切すて候こと、中ノ筆つくしかた候、夫よりそてんと古くわん之中程にて一たてかへし申候得共、やかてくつれ申候、又其後ふるくわんと申所〔晉州〕ちうと申所の中程にて、一たてかへしたゝかひ申、矢軍はけしく候而餘多手負御座候得共、これもやかてくすれ申候、然者泗川と

ちんちうハ五里之間にて候、日も暮方成申候間、本陣之様御かへり候、さ候得者右之大原ニ而頸少ニ双軍配御座候、惟新様被遊候、夫より本城之様ニ御かへり被成候、又其夜之御ふれに今日之切捨之首いか程ニ而茂取あつめ、東町ノ跡ニ可揃之由候間、二日三日之間揃申頸合テ及四方御座候、夫より五日仕候而東町之さき御城より出候得者、右の方ニ拾五間方之頸塚を御つかせ被召置候處ニ、夜之間ニ二方くつれ申候付、又普請衆出合廿間方二ぢうニつき、上ニ者松を一本被植置候、末代可有之候、無比類事ニ而候、夫より拾日程仕候而、志布志之大慈寺又慶吞と申御出家出合、五人ニ而施餓鬼候、其後高麗之出家御呼出し、一日施餓鬼御座候、出家廿四五人内出世三人と見及申候、かね二丁・大鼓二丁、中之しやう座ニ老僧一人あんなにて、こりんをふり、經を開、印ノかすくを結び、經を被始候得者、其時大衆皆ニ被付候、經濟候而はこ大小不知數、又たなの道具飯船迄茂大

に焼被捨候、是又玆數見物ニ而候、

○明諸葛元聲兩朝平壤錄卷四云、萬曆廿六年、董一元任中路、統率所部居尚州、中路倭將薩摩州義弘素號狡悍、而望津之寨尤爲天險、北倚晉江江也、東築永春、西築昆陽、三寨鼎立爲犄角、皆峙于新寨之前、新寨三面環海、一面通陸、石曼子義弘居之、外有石城本柵數重、引海爲濠、海艘泊於寨下者常數千、又築金海固城爲左右翼、而中造東陽倉積糧萬計、屯重兵於舊泗川城以守之、自望津至新寨四十餘里、聯築八寨步步爲營、勢甚猖獗、每迭出搶掠于陝川・宜寧・咸陽・高靈之間、中路遊擊茅國器初分得全州、自請救經略、謂中路義弘極狡黠、請身當之、經略壯其言、乃復增與兵改守星州、此時董一元奏、回宣府選募家丁未至、星州三面受敵勢極孤懸、國器率漸步兵三千、與遊擊盧得功馬兵三千守之、倭奴日出犯搶、雖有斬獲以董提督未至不敢深入、四月間、國器令姪指揮茅明時作爲諭倭

檄文、又令謀士史世用舉平秀吉十惡大罪、遣倭將以離其心而携其黨、至八月、董一元方至尚州始議大舉、乃進駐高靈·晉州、晉州前有大江、江之南即爲望津、望津之南皆海賊巢也、倭據望津、臨江固守、勢彌天險、我兵相持月餘、茅遊擊謂提督曰、細看倭營自望津以至新寨、勢若長蛇、望津其首也、碎其首餘如破竹矣、但晉江不能飛渡、當以計取之、董是其言、然未得間、一日茅兵出哨、忽一麗婦從倭營出、問其由、婦出一紙、內書云、此婦將度異域矣、吾甚憐之捐貲以贖放還故土、天朝兵將當憐其窮困、勿加殺害、則救蟻之德也、尾云知吾姓者令公之後埋兒之父、問吾名者有或之口無才之按、理心書我兵引婦來見茅遊擊、見書猶未解、標下贊畫諸葛鏞解之曰、贖婦姓名必郭國安也、茅默然、入語參謀史世用、武進人念六年福建軍門咨至、刑經略三月間發下茅營、聞之躍然曰、郭國安某先在日本時、與有舊約報效中國、今在倭營、即可得間矣、因別遣麗倭三廩往探方知、義弘尚在泗川老營、惟國安在望津營、乃復令三廩

持世用書入倭營見國安、因約以九月二十日、伏火於倭營屯糧處、俟我兵將渡、發火焚糧草爲內應、至日茅整兵欲渡江、倭衆出營臨江堵截、忽望津寨中火勢焰天、倭大驚奔救、我兵乘勢畢渡、追殺斬獲、立破望津大寨二座、棲房及倭房二千餘間盡行燒毀、倭衆膽落、棄城退守泗川舊營、是日申時、提督遂分遣官兵、東襲破永春、寨廩亦盡焚燒、二十一日五更、西破昆陽、月下交戰倭退奔、我兵追斬、寨廩盡付煨燼、三營既破我得駐兵於江南矣、二十八日夜半、發兵進襲泗川、李寧以大同驍將恃勇背衆先入、失道反爲倭乘之、被倭亂砍死、及明我兵大衆至、倭方四散搶刈禾稻、見我兵皆棄禾奔散城內、尚有數千倭、倉皇出戰、我兵衝擊斬級幾百、慮得功驍勇、以騎兵衝陣被鳥銃陣亡、賴步兵力戰、倭始棄城敗奔新寨、官兵遂燒東陽倉之糧、二日二夜煙焰不息、倭不敢出救、我兵不旬日、屢戰屢克、軍威大振、至二十九日共議、進兵取新寨、即義弘所居沿海之大營也、茅國器曰、我雖連破數寨、而

擒斬不多、倭盡併歸大營、守必竭力、攻之未必能下、而各寨救、且至非全策也、不若先攻固城、新寨之倭銃氣方挫未敢來救、而固城城小倭寡易敗、固城一下新寨援絕、然後相機而進、似爲全策、董師望津等寨之易破、便以輕敵、乃云本鎮看新寨、倭亦無幾何、固城易與耳、今先攻新寨如疾雷不及掩耳、此寨破固城不戰自潰矣、遊擊彭信古素輕敵寡謀乃言、某親至彼探視、城中烟火不多可取、遂決意發兵、十月初一日、茅國器・葉邦榮・彭信古步兵三營直抵寨下攻打、其郝王聘・師道立・馬呈文・藍芳威四營馬兵分作左右堵伏、止留步兵一枝守老營、於是茅葉二將自卯力攻至巳、用大將軍木楨、已打破大門一扇、城垛數處而彭兵皆京城亡賴、素不習戰亦不善火器、忽木楨破藥發衝起、半天俱黑、各兵一時自驚亂、倭因乘隙從前小門殺出直冲、彭兵皆潰走、郝師馬騎兵方環城而射、一見兵潰各望風遁走、茅葉兩營殊死鬪、然已在重圍中、衆寡不敵殺傷甚衆、藍芳威駐兵十里外斷後亦走、董師

不能約止、各兵遂大潰、墮崖落堦、不可勝紀、彭兵三千止存五六十、茅兵亦損六七百、茅營中軍徐世卿被捉、去不屈而死、及抵望津茅遊擊謂、望津天險、得之不易、若棄去復爲倭據、前功盡棄矣、因會集諸將收散兵欲復守望津、請命董師、董師曰、此地亦孤立、倘固城倭併力來攻何以禦之、惟應暫還星州圖再舉耳、各將遂不敢留、盡日奔回、此時忍餒扶傷、天寒日暮晝伏夜行、盤桓萬山中、奔走一二百里、哭聲震野、接殞道路者又數百人、直抵陝川方得少息、倭以糧餉被燒亦不敢遠追蔚島、新寨皆先勝而後敗者先暇後堅、又視堅爲略也、倭兵皆轉敗而爲功者以勝驕我、又俟隙而動也、況主將不閱將略、南北兵混無紀律、以連朝不遑暇食之卒、當久據飽逸之倭、能無敗乎、當此時既從倭糧、即駐紮泗川、約會三路、共力進剿庶幾有得無失、倭不難平矣、今不量不慮、諸葛元聲明儒、時在董一元之軍中、乃其所著泗川之戰最得詳悉矣、因附錄于茲、

夫我公之用兵也、彷彿乎楠子、令郭理心爲書作反間計、一朝而慶明兵廿萬、元聲猶未覺之而書、倭衆膽落棄城退守、又曰不旬日屢戰屢克、軍威大振、吁明人實毛唐哉、其癡臬殆可發一大笑也、

○慶長三年十一月十三日、董一元遣參謀史龍涯等乞和議、遂受質人茅國器之弟茅國科、罷師、二公發新塞至興善島、明將陣璘爲水路提督、又副總兵陳鸞鄧子龍・遊擊馬文煥・李金張良相等俱背成、領哨船扼海口斷絕天兵歸路、李舜臣前後夾來、發火器燔我船、我衆多死傷、雖然我衆殊死血戰連斃賊將、賊不敢復抗而引去、十八日、二公與諸將擊退哨船、廿日、至唐島、翌廿一日、二公發唐島、廿二日、至釜山浦、廿五日、至對馬、凡今般水軍明人以比赤壁之戰、其急難之勢既具于久政傳、今復採伊尻玄宅覺書、証見于左、

○三二三 伊尻玄宅朝鮮陣覺書

慶長三年戊戌霜月、御引陳之刻、惟新様御供ニ而兄休兵衛殿〔南海口ノコト〕なむはい表ニ而、同十八日之朝、番船ニ掛合、廿一歳ニ而戰死候様子ハ小西殿をちや〔興善島〕くせん嶋ニ而御待合可被成由、御約束被成候得共遅く御座候、然処ニ、小西殿江被參候御使敷根仲

兵衛殿関船ニ而ちやくせん嶋へ被參被申上候者、番船海上を張きり候而、小西殿被爲引候儀者不罷成由候、我等茂小西殿より被召留候得共、使船と申候而可罷通候条、通事を可被下由被申、番船之中へ被參入候得者、方々へ引廻候得共、種々申候而罷通候と被申上候、依夫惟新様可被及御覽由候而、霜月十七日之晚七ツ時分ニ、ちやくせん嶋を御出船被成候、帖佐方之衆中可被召列由候得共、鹿兒嶋衆茂餘多被參候、次十八日之朝、番船相掛候間、御供立之船皆々漕掛被伐乗候得共、番船者上を爲張迫船ニ而候間、内之人を被切候儀茂不罷成由候、被漕懸候を敵方よりハ幸ニ存、かぎを掛此方之船を引付火を入、皆々爲焼崩由候、其火者小つほけまり程有之ニ塩焔をつめ、つほのはらより火繩を引通し、火を付幾つもなけ入爲申由候、〔震天雷〕つほハわれ候条、其儘焼立由候、其十八日之朝・夜中、石火矢之音殊々敷ちやくせん嶋江聞得候ニ付、〔久幸從 忠恒公、在於興善島〕忠恒様無御心元被思召、早船御出船被成候、

御供立之船茂不殘參候、なむはい近く御船を召候へ共、鉄炮之音一も不仕候、煙ハ過分ニ立候間、小西殿江被成御取合、濱遊共御座候哉と御船よりハ被申候、然処六端帆計之小船流候而御舟近く參候、中乘伊尻弥五介申上候は、惟新様御舟計無回事候、御供立之船ハ不殘焼崩申候、此舟茂皆ミ手負ニ候得共、なかれ候而も參御左右可申上由被仰付候と申候、我等も御舟ニ乗候而委承候、其より忠恒様被成御驚、其時御鎧を召、関船御乗被成御急候、御座舟ニ者御南戸衆宅万與八左衛門殿吾人、我等共被召置候、本船茂櫓數ニ候条、関船ニ不渡參候而委見申候、忠恒様御船を惟新様御舟ニ御乗付被成、敵舟と惟新様御舟之間ニ御乗入被成、敵方江船之はなを向御座候、惟新様御舟・宗對馬殿舟何れも敵方へとをもを向御座候、其より御供立之船過分ニ參候条、御退可被成由候而御迎被成候、諸船一里程參候迄茂、忠恒様御舟は其儘御座候、然共櫓數ニ候間、ちやくせん

嶋へハ御着被成候、

一宗對馬殿も「義智」惟新様被成御座候所へ被爲出、忠

恒様御座候得者則被相廻、なむはい之城本へ船を乗付、漸人計舟ニ乗せ爲引由候、其跡ニ榊山権左

衛門殿其外士衆七拾人番船ニ被掛合、船を焼崩海

ニ被入候衆「始宗義智所據也」なんはい之城ニ被籠、権左衛門殿大將

ニ城を被爲持候、對馬殿衆武器道具衣裳刀迄捨置、食も調其儘召置候条、無口能城を被爲持捨置

候、小舟を以唐嶋之瀬戸御船御座候所へ注進被申

上候付、迎舟餘多被遣候、番船程近く居候条、迎

舟はちやくせん嶋へ召置、小舟を以くり渡ニ其衆

者引取由候、権左衛門殿者人數を不殘船ニ被爲乘

跡舟ニ乘爲被成由候、惟新様被成御座候所へ、

番船相掛候ニ付、跡候明候条其間に小西殿者被引

取由候、

○昔者 神功皇后親征三韓、以爲余婦人賊覽而、或侮乎、乃教武内宿禰製鬼面大整而戴之、蓋則倣於

皇祖大神躬爲丈夫裝也、文祿朝鮮之役明人記我軍容

稱其鮮明、又曰倭衆多戴鬼頭獅面、官馬見之驚退

陷淖中不得起、稽諸 皇后傳、千載之下尚如合符

節矣、此所以 皇國戎衣製卓越乎萬邦也、川上久

國強記才識、嘗著征韓人々所擐甲冑品色一本、讀

之始知久幸服玄縮甲、而其甲冑確クワトクトシ元祿之災不傳、

可惜哉、今臆寫全篇、以備博古之一助云、凡甲冑之色

志、緒通之略語、東鑑借威字、尺素往來用綴字、西土人謂之縹

穿繩穿、並貫連塞子之義也、塞子謂之左稱、重比之略語、詳見

于甲組類鑑、

鎧色談等之書、

朝鮮泗川陣衆鎧毛色附

一 赤糸之鎧ニ而候、

一 泗川合戦之時黒糸之鎧被成着用、

一 赤糸金襴の掛結を御掛被成候、黒糸

之鎧ニ而候、其外もえき糸も有之候、

一 赤糸ニ而候、泗川合戦、専赤糸ニ而候、

一 黒具足も有之たる欵と覚候、

一 紺色之糸をとしの鎧にて候、

一 こん糸之鎧ニ而候、鎧着用之時も

陣羽織を被爲着候、

○三二四 川上久國朝鮮泗川陣衆 注進状

嶋津藤次郎

嶋津圖書頭

伊集院源次郎

北郷作左衛門

種子嶋左近大夫

伊集院下野入道

一 紅白をとし交之鎧着用仕候、

一 泗川首祭之時こん糸をとしの具足着

一 白赤をとし交之鎧ニ而候、其外黒を

一 覚不申候、

一 右同斷、

一 萌黄糸之鎧有之候、

一 こん糸をとしニ而候、赤糸も有之候

一 こん糸之鎧ニ而候、又黄色之様なる

一 赤をとしにて候、

一 赤をとしにて候、泗川ニ而月毛之

一 黒をとしにて候、

一 赤白をとし交ニ而候、

一 こん糸ニ而候、

一 覚不申候、

一 紺糸をとしかと覚申候、青キ

一 紫色をとし、是は泗川軍首祭之時、

一 赤をとしニ而候、

一 覚不申候、

川上左近將監

御同氏源三郎

本田助左衛門

鎌田藏人佐

敷根藤左衛門

新納五郎右衛門入道

寺山四郎左衛門尉

相良新右衛門

伊集院源介

喜入攝津守

入來院又六

川上瀬兵衛尉

新納新八郎

嶋津弥市郎

樺山太郎二郎

御同氏權左衛門

吉利左右衛門尉

穎娃弥三郎

- 一 こん糸ニ而候半、討死時之儀覚不申候、日頃こん糸見申候、
相良玄蕃
- 一 紫糸ニ而候、
村田藤五郎
- 一 覚不申候、
上井神六
- 一 赤をとしニ而候、
川上助七
- 一 黒糸にて候、
肥後勝兵衛
- 一 黒糸にて候、
比志嶋彦四郎
- 一 赤をとし交ニ而候、
上井仲五
- 一 紺糸ニ而白糸交たる着用を多々見申候、
本田右衛門
- 一 紺糸をとし大立物ニ而候、
三原諸右衛門尉
- 一 黒糸ニ赤糸をとし交ニ而候、
本田與兵衛
- 一 黒糸にて候、
竹内兵部少輔
- 一 覚不申候、
敷根仲兵衛
- 一 右同、
本田新介
- 一 惣様赤ギ具足ニ而候、
吉田大藏
- 一 黒糸をとしニ而候、
村田三郎右衛門尉
- 一 覚不申候、
税所次郎左衛門
- 一 覚不申候、
相良甚兵衛
- 一 右同、
二渡次兵衛

- 一 赤をとしにて候、
執印吉太
- 一 もえきをとしにて候、
関重右衛門
- 一 白赤なと色々をとし交、
菱刈源兵衛
- 一 紫をとしにて候、
伊勢兵部少輔
- 一 こんをとしニ而候、
別府小吉
- 一 赤をとしニ而候、
高崎弥六
- 一 赤をとしにて候、
伊東源四郎
- 一 こん糸ニて候、
市來八左衛門
- 一 こん糸にてこく紅糸之入たるをとしにて候、
市來清十郎
- 一 こん糸ニて候、
有馬次右衛門
- 一 覚不申候、
伊尾傳次
- 一 右同、
長野少次郎
- 一 具足ハ覚不申候、赤羽織着用ニ而候、
瀬戸口弥七
- 一 覚不申候、
隈岡茂兵衛
- 一 綴糸者覚不申、鎧之ざね金みかきニ而候、かぶとも籠手も何れも金みかき之光たる出立ニ而候、
伊勢弥次郎
- 一 赤糸ニ而猩々皮之羽織有之候、
五代勝左衛門尉
- 一 こん糸ニ而候、
平田新左衛門
- 一 黒色にて候、
白濱次郎左衛門

一 青糸をとしにて候、
 新納小兵衛
 一 こん糸にて候、
 鎌田次右衛門
 一 覚不申候、
 野村市右衛門
 一 右同、
 伊東三左衛門
 一 白き糸之具尾ニ而候、毛皮之羽織を
 よほと着被申候、
 白濱七介
 一 赤糸をとし交、
 鮫嶋筑右衛門
 一 覚不申候、
 平田五次右衛門
 一 紺糸ニ而候、
 二階堂與右衛門
 一 覚不申候、
 伊地知與兵衛
 一 右同、
 伊地知民部少輔
 一 右同、
 伊地知平次郎
 一 紫糸にて候、
 伊地知新三郎
 一 もえき糸ニ而候、冑ハ殊之外大立物
 にて候、
 町田源左衛門
 一 白糸にて候、
 白坂宗兵衛
 一 黒をとしニ而候、猩々皮之羽織常ニ
 着用、
 勝目兵右衛門
 一 覚不申候、
 宅間與八左衛門
 一 右同、
 野添帯刀
 一 赤をとしニ而候、
 川上十郎左衛門尉

一 覚不申候、
 川上彦左衛門
 一 右同、
 川上藤右衛門
 一 赤をとしかと覚申候、
 川上五次右衛門
 一 黒をとしかと覚申候、
 寺山甚右衛門
 一 もえき・白紫なと色ト
 入交たるをとしにて候、
 町田弥兵衛尉
 一 紺糸をとしにて候、
 町田三郎五郎
 一 覚不申候、
 三浦三左衛門
 一 白をとし交鶴之大立物有之候、
 石橋手負之時、我等致介抱能覚申候、
 穎娃主水
 一 赤をとしにて候、
 伊勢弥八
 一 赤をとし、四郎兵衛兄弟共ニ首祭
 之時罷出、能覚申候、
 川上四郎兵衛尉
 一 赤をとしにて候、
 川上休右衛門尉
 一 右同、
 川上掃部助
 一 紫をとし、又紺糸も有之候、
 新納弥太右衛門尉
 一 打交之様成糸をとし、
 本田源右衛門尉
 一 紺糸をとし、
 大田吉兵衛
 一 黒糸をとし、
 本田周栗
 一 覚不申候、
 相良五郎右衛門尉
 一 右同、
 矢野休次郎

- 一 紺色をとし、猿之皮之羽織有之候、新納勘解由
- 一 こん糸をとし、曾木五兵衛
- 一 覚不申候、上床藤右衛門
- 一 泗川初首之時、具足之胴計着用にてをとしハ覚不申候、上床吉右衛門
- 一 覚不申候、小野郷右衛門
- 一 黒ニ白入交をとし、押川六兵衛
- 一 赤をとし、大山三次
- 一 覚不申候、黒田宅右衛門
- 一 白糸ニ赤糸之入交たるをとしのやうに覚申候、大脇弥右衛門
- 一 赤をとし、長野助七
- 一 覚不申候、敷根十郎
- 一 右同、鮫嶋小藏
- 一 右同、米良三学坊
- 一 右同、祁答院平次郎
- 一 紺糸にて候、柏原市之丞
- 一 是も紺糸ニ而候、税所一和
- 一 覚不申候、久留木太吉
- 一 右同、奥民部左衛門

- 一 赤をとし、青色之羽織着用、大河平原太左衛門
- 一 覚不申候、井尻八郎
- 一 右同、竹内宮内左衛門
- 一 右同、山口源五左衛門
- 一 赤をとしにて候、猿渡兵部左衛門
- 一 覚不申候、井口清藏
- 一 紺糸ニ蝶之大立物有之候、財部典内
- 一 覚不申候、鳥井與八
- 一 右同、薄間野五郎右衛門
- 一 右同、築瀬兵右衛門
- 一 もえきをとし、鳥丸六右衛門
- 一 紺糸をとし、竹下九郎
- 一 覚不申候、安童三藏
- 一 赤をとし、辻兵右衛門
- 一 覚不申候、祁答院伴次
- 一 右同、本田少五郎
- 一 右同、三原七左衛門
- 一 紺糸をとし、有川藤七郎

一 覚不申候、
 弟子丸治助
 一 右同、
 國分右助
 一 右同、
 伊地知彦八郎
 一 黒をとし、
 鹿嶋右衛門
 一 紺糸をとしかと覚申候、
 関主殿介
 一 紺をとしかと覚申候、
 蓑輪狩野介
 一 赤をとしニ而候、とつこの大立物有
 之候、
 連長坊
 一 こんをとし、
 山田弥兵衛
 一 覚不申候、
 大山稻介
 一 右同、
 久保七兵衛
 一 右同、
 黒田六郎左衛門
 一 紺糸をとし、泗川軍我等も一所ニ罷
 在候、能覚申候、朱臺之様成ニ而能
 キ敵を打破申候、
 黒田嘉兵衛
 一 赤をとし、
 平田大休坊
 一 覚不申候、
 田中珙阿弥
 一 右同、
 萩野三位
 一 こんをとし、
 長野興兵衛
 一 赤キ具足かと覚申候、
 深野掃部兵衛
 一 覚不申候、
 同清六

一 右同、
 同清吉^{七歌}
 一 紅もえき草色杯之入交たる具足かと
 覚申候、
 長崎六郎左衛門
 一 覚不申候、
 前田弥次作
 一 右同、
 林藤七左衛門
 一 右同、
 市成左助
 一 紺糸をとし、
 新納四郎左衛門
 一 覚不申候、
 川野兵次右衛門
 一 右同、
 堀弥右衛門
 一 紺糸をとし、
 法元右近
 一 こん糸をとし、
 徳永助右衛門
 一 覚不申候、
 山本帯刀
 一 右同、
 大迫清太
 一 右同、
 野村安右衛門
 一 紺糸をとし、
 奈良原狩野
 一 紫をとし、
 甕正右衛門
 一 覚不申候、
 渡邊佐右衛門
 一 右同、
 拔水吉右衛門
 一 右同、
 久留善兵衛

- 一 寛不申候、濱田寛右衛門
- 一 右同、中野山右衛門
- 一 右同、青木手左近
- 一 具足ハ、寛不申候、立物しやく杖之立物有之候者、寛不申候、
- 一 寛不申候、赤具足かと存候、有馬寸右衛門
- 一 寛不申候、指宿十郎右衛門
- 一 指宿清左衛門
- 一 大村兵左衛門
- 一 右同、谷山宮内左衛門
- 一 紺色をとし、猿之皮の羽織を常ニ着用にて候、横山長右衛門
- 一 寛不申候、伊集院治右衛門
- 一 右同、荒田助左衛門
- 一 右同、山崎治部左衛門
- 一 浅黄糸之具足ニ而候、坂元彦右衛門
- 一 寛不申候、市成弥兵衛
- 一 右同、四位大藏
- 一 右同、加世田藤兵衛
- 一 赤をとし、桑波田五郎兵衛
- 一 紺をとし、蒲生舎人

- 一 寛不申候、横山主水左衛門
- 一 右同、平田寛助
- 一 右同、折田作右衛門
- 一 右同、平田甚右衛門
- 一 紺糸をとし、榊山藏人
- 一 具足ハ、寛不申候、此人鹿猪共ハ、手ニあまり討申候へ共、人ハひとりも討不申人ニ而候、小川喜兵衛
- 一 寛不申候、有村六右衛門
- 一 右同、徳持舎人
- 一 紺糸をとし、薬丸沓岐
- 一 寛不申候、立山安右衛門
- 慶長二三年之間、泗川陳人數名書被遣、泗川大軍之砌、具足毛色寛申候分、書付可進旨ニ付而、寛居申候衆之分書付進申候、相考申候ニ着用之具足之内、鍔と胴とはをとしの替たるも有之様存候得共、手いそかはしき砌之儀故、十月朔日之出立は能寛不申候、然共平日着用之通、毎日參會之時分、見馴寛申候通相考書付申候、紹益老新八郎殿御出立之儀、是ハ不存候得共書付申候、尤御名書入申

候、今一ハ御具足も御座候半、折角御秘藏目出度存申候、義弘様首御祭之時之黒をとしの御鎧御かふとハ、太閤殿下様より御拝領之小泉ひをとしの御整を被遊候、忠恒様者紫をとしの龍のまきへ有之候、御立物者輪拔之御立物ニ而御座候、中々うつくしき御鎧ニ而御座候、御書付人数泗川陳不罷居人も有之候、其分消申候、此外多人數ニ而候得共、覺不申候故書付不申候、漸々十一人考付候故書付申候、又ニ御用之儀御座候者、幾度も可被仰下候、山田殿も覺ニ而候半、何れ以御面上可申達候、以上、

二月九日 川上因幡入道(久國)

嶋津圖書頭様

○忠恒公賜久幸鎧一領、今家藏焉、鏡盃カガシ如烏帽子形天邊無孔有如鬚前向、耳門ミミカシ有千葉菊紋描畫、革胴小札オビ、綵絲紫イロイ白緋雜色、小袖札鏡篋、鉾・猿頬、拜領年月闕焉、仍以征韓鎧色之次、權置于此、

○慶長三年十二月十日、義弘公 忠恒公自對馬州

歸著筑前博多、同月廿七日、至城州伏見、久幸供

奉入伏見邸始自新築城中而出三狐中、一口傷半弓箭而死于陣中、公納狐骨于壺、命陳僧頼雄法印齋、歸同年

十二月廿八日、以禮理詣帖在松尾城、而立祠其上號嚴死稻荷社、又前此十一月五日、義久公貽山田利安書曰、さてハ富隈御稻荷

御神前にて、先御神染を上、御祈念所にて御本地供百座被行御

禮御申可有之候、急度其分別肝心候、稻荷神以狐爲使、既尚矣、

況 太祖以降靈應奇端往々著載籍矣者炳焉、皇國神明、所扶固不可以人智能窺也、又不可以比之漢狐王廟事也

○慶長四年辛卯正月九日、五大老召我 二公於伏見(貼書)同書

城、大賞泗川之軍功、賜寶刀及田祿五萬石、始太

閤所没官地、與石田・細川私邑、至是悉復我 公

領也、

○今茲久幸從 公在伏見邸、先是文祿二年、家兄忠

綱歿唐島無子、於是久幸辭肥後氏復本姓、稱町田

勝兵衛尉久幸、乃使從弟町田平五郎嗣於肥後氏矣、

按自文祿二年癸巳至今茲四年辛卯、七年于此、久幸猶稱肥後氏

歿、其復本姓、年月闕焉、不詳、蓋朝鮮在陣七箇年死亡未

可測、則不可與平世似續同論矣、況有源六久政在、既而去歲十

一月、久政歿死朝鮮水戰、於是乎久幸復本姓、蓋亦奉朝旨也、或謂、久幸後於肥後氏、時傳宜讓肥後譜、不宜雜記町田譜也、不然夫傳記非貫通始終、則不足以足見其人之行狀、是故輝山家十三代美濃守久高初爲大野驂河守忠綱蓋子、既而後復本氏、而其在於大野氏之傳繫之輝山譜中、是固史之一體胡爲嫌於

雜記、

町田大概記曰、肥後勝兵衛殿高麗より被成歸朝、出羽久倍子孫依無之、勝兵衛殿町田之家継ニ被成候、其時勝兵衛殿前より肥後名字并知行、肥後長次郎殿江被相渡候、山城入道殿一筋也、名字之惣領者前如申肥後助西之一筋山城入道殿磯ニ隠居にて候、京竿以後持合ニ罷成、右之濱村相崩候事、町田忠代呈狀曰、町田出羽守久倍之二男勝兵衛久幸者肥後山城守盛家之爲養子罷立候処、久幸兄左京亮忠綱高麗御陣中ニ病死仕候、依之肥後家を二代久則之弟平五郎ニ附属仕、久幸者復本姓候、平五郎早世仕候故、弟長次郎肥後家之後嗣罷成、後長左衛門と申候、

○慶長四年三月九日、忠恒公誅伊集院忠棟入道幸侃於伏見下邸、是日、義弘公還自京師、聞公誅幸侃、乃入上邸備不虞也、石田三成嘗與幸侃善、不歡乎、公不先請而誅之曰、宜避舍而引咎也、因忠恒公自拘於高雄山神護寺在京畿、野郡也、久幸從、閏三

月三日、爲公使於義弘公、公回報書証見于左、

○三一五 島津義弘書狀

已上

度々御使札、誠祝着之至候、然者爰元之様子、當分替儀も無之候、於様躰者、町田勝兵衛へ相含候間、不能一二候、恐々謹言、

『慶長四年』
後三月三日 義弘(花押)

又八郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三二六九八号文書ト同文ナリ」)

既而五大老議曰、君誅叛臣、固無論矣、赦公還伏見、或謂有閏三月六日近衛前久公賀、公還邸書、然則、公得赦當在三日至六日之際、

○慶長四年閏三月、伊集院幸侃之子源次郎忠真在日之莊内、聞幸侃被誅、以爲身不得免、以都城叛、復築財部・安永・野見谷・山田・志和池・高城・

山之口・勝岡・梶山・梅北・末吉・恒吉十二砦、各掘濠、圍柵、爲久據之計、內府家康公、義久

公差使講解令降、忠真不肯、於是同四月二日、

內府公遣 忠恒公、就國使靖忠真之亂、久幸從

公屢歸國、

○同年六月、忠恒公自將伐伊集院忠貞、是月廿二

日、公遣軍攻恒吉城、島津忠豐引佐土原兵至、

翌廿三日、久幸率大口衆、與新納忠元・入來院重

時・村尾源左衛門入道松清等、共攻忠真部下長崎

久兵衛尉・中村與左衛門所據山田城、從卯至午遂

陷之、斬長崎・中村以下、久幸先登乘城、家臣戰

死者若干人、一族町田新助忠玄法名英巖樹雄・木

場民部左衛門・精松仲左衛門及從僕竹助・與八・

喜左衛門・源助・新兵衛・次郎五郎凡上下九人死

之、七月三日、忠真聲言、攻松山城、志布志地

頭樺山久高遣兵救松山、忠貞部下日高靜鎮反襲志

布志破月野、又攻松山城、同月十三日、山田城成

兵與祁答院軍共攻志和池・野見谷不克、八月十五

日、祁答院軍擊志和池城兵於樟群、同月廿日、攻

恒吉城拔之、九月十日、北郷三久戰於小松峽不利、

北郷久陸又軍於鵜島在安永村、會上井仲五兼政・肝付

伴兵衛兼篤・長壽院盛淳・數根頼豊・川田大膳亮

與野見谷・梶山・勝岡之兵戰於小谷頭在野見谷村、祁

答院兵橫擊三城兵破之、同月晦日、忠恒公以山

田城爲本營、十月二日、進陣於志和池・野見谷、

同月十六日、高城軍逼森田營、遂至高木村破之、

十二月八日、白石榮山薄山田城、佯退誘城兵、肥

後壹岐出擊果遇伏、川上忠兄遣兵救之、

○慶長五年庚子二月十四日、忠恒公如日之高城、

屯寶光在高城大井村、山口直友奉 內府公旨諭忠真令降、

二公亦赦之、同月廿九日、高城・山之口・勝岡・

梶山・野見谷・安永諸壘皆下、三月十四日、忠貞

獻都城及末吉・梅北・財部四城、明十五日、義

久公 忠恒公入都城、宣行太平之喊、而後 義久

公還富隈、忠恒公還鹿島、是時 忠恒公齊久幸

山風吹息而春花滿枝之尊作也、謹按斯詠也、有與

民同樂與民共憂之意、可謂一誦百感矣、夫于戈相繼、幾百有餘載焉、就中莊內之賊 内府公屢臨問、二公爲 公憂之亦深矣、今也、賊俄降服蒼生免塗炭、公渙然冰釋之意、所以發動乎詠歌者如是矣、唐詩云天涯靜處無征戰、兵氣消爲日月光、

○三一六 島津家久詠草

『在家藏』
山かせも治れる世の時しあれは

花のこすゑハ咲も残らす

廿代
久幸第三
慶長六至
同十八

町田氏正統系譜

廿五

藤原姓町田氏正統系譜卷第廿五久幸三

○慶長六年辛丑二月廿七日、久幸施石谷新開・樋渡
田地三石三升於石谷永福寺、以為先人惟仙居士每
日齋供及每月廿八日月忌料、今日久幸授寄附狀於
永福寺也、

○三二七 町田久幸寄進狀
『在家藏』
目錄

一山之内しんかい

上田六畝廿六分 分米九斗六升三合 金藤
同ひわたし

上田老段四畝廿六分 分米貳石四升三合

内藏允

高三石三升

右知行之事、惟仙様毎日為御靈供并八月廿八日
毎々御月忌料、令寄進者也、仍狀如此、

慶長六年辛丑

町田勝兵衛尉

二月廿七日

久幸(花押)

永福寺

○慶長六年、久幸領伊作薩州阿多郡地頭職、當時地頭館
之故址、今呼地頭城、在伊作城内、前此久幸襲職
領市山一所地、食其邑入八百石、而館於長尾村、
且領大口地頭職者幾一周歲矣、久倍歿焉罷大口地
頭職、仍賜伊作地頭職也、抑又以市山為一所地兼
領大口地頭職者、義久公使久倍代、公處守大口
城之時所賜、而久倍領石谷私邑如故、而逮夫歿也

收市山一所在地及地頭職耳、而舊譜可笑翁覺書、以爲賜久幸本領石谷及城而收市山者誤矣、久倍・久幸相襲領石谷私邑、固自若矣、不然則久倍・久幸何以施捨石谷田地于先祖追薦之有乎、可笑翁手冊文義不昭晰、因辨識其誤云、

町田大概記曰、文祿二年、御國京檢地有之、其後御國一城之由、關白秀吉被仰定候、大口之城へ肥後境片端にて候得共、大口城を被爲割捨城にて無之候、御居城に被成御定 龍伯様へ、濱市富隈江被成御移、爲御名代大口江久倍被罷移候、其後久倍夫婦上洛之由、京都より被仰下被罷登候、庄内之弓箭町田少兵衛殿へ大口之地頭ニ而有之、既庄内山田之城責之時、大口之衆中少兵衛殿以同心、山田之城に早々被責上城も落候、其故へ、大口之衆中餘多戰死被仕候、少兵衛殿内之衆も戰死仕候、其弓箭之内に、出羽守久倍被致上洛、其旅之中に久倍病死にて候、夫より大口之地頭、勝兵衛殿より被指上候、其地頭所之爲代、伊作之地頭被相定

候、出羽守久倍大口之地頭相定被移候時、御外城ニ而候市山を一所に被給候、高へ八百石餘、其後爲加増、大口之内長尾村を被給候、大口之地頭被指上、長尾村に勝兵衛殿も被移、彼地より一兩年もかけて鹿兒島江御奉公、夫より御使役相續御老中役被仕候事、

○久幸短冊一枚、爲春月之作、而年題未知、摹於次、

○三一八 町田久幸詠草

『在家藏』

けふはなを春の海へを詠れば

とを山までも長閑なりけり

久幸

○慶長六年閏十一月廿七日、久幸新建伊作大汝八幡

宮拜殿在中、今日掲棟札、以久幸當邑地頭職故也、
原村

○三一九 伊作大汝八幡宮拜殿棟札写

『伊作篠原藏』

合奉新造大汝八幡拜殿一宇、

大檀越島津藤原朝臣忠恒

義久
當職町田久幸

大宮司

篠原政宗

慶長六年辛丑年閏霜月廿七日

伊作由來記曰、町田久倍・久幸相繼爲伊作地頭、

其後六年間無地頭、以市來八左衛門爲地頭云云、

稽諸市來譜曰、八左衛門名家繁、稱備前守、寬永

八年十月三日家繁自記曰、

吾等若輩之内より別而御奉公申上由者、顯姪地頭

被仰付、其より庄内高城之地頭給候、是ハ日州界

目にて被入御念候間、被仰付候て、衆中三百人被

召移、彼地六年變申候、又其後伊作地頭給候、彼

地之事、御先祖以來御誕生所候て、別而被入御念、

數年御老中衆江地頭被成御給候へとも、愚拙江被

仰付候条、及十年變申候、此節諸所地頭御改ニ付、

蒲生地頭被仰付候事、

繇是、則伊作郷以 國君岳降地故、令執政官任地

頭職、及知久幸領伊作地頭職、爲御家老故歟、

○慶長七年壬寅、使御家老下旨、命志布志町田織部

佑忠綱諏方神事居頭役焉、既臨祭期淹延不至、於

是七月廿四日、久幸咎其遲回重促即來會也按是歲

城于鹿島上山、更名鶴丸山而、
據下文、則久幸時居鹿島地也

○三三〇 町田久幸書狀

『申長町田新八藏』

以先札令申候、居頭役御つとめなされ候て可然由

申候処ニ、御まいり候する由御返事承候条、相ま

ち申候へ共、今日まで御參なく候、不可然候、こ

とに御老中よりの仁さしにて候、をそく被參候て

ハ、後日貴所心持いかゝに候、あまりく笑止之

儀ニ候、御まつりハ七月廿七日よりある儀候、こ

との外の御油断ニて候、片時もいそぎ可被參事、

可爲肝要候、恐々謹言、

勝兵衛

久幸(花押)

七月廿四日

町田織部佐殿

御宿所

〇三二一 諏訪神事社役交名

慶長七年壬寅社役之事

御頭屋圖書頭殿宅

左頭殿

新納助右衛門嫡子

御頭屋本田與兵衛殿宅

右頭殿

猿渡嘉左衛門嫡子

七月朔日御名代幣役

左

平田與九郎殿

右

平田五次右衛門殿

左宿灌聞宗連老

居頭

町田源六殿

幣役

隅州富隈衆

町田刑部少殿

初献

蒲生之土

町田仲左衛門殿

三献

川内山田土

町田彌兵衛殿

二献

町田休左衛門殿

相伴

隅州肝付之土

町田織部佑殿

右宿平田九郎左衛門殿

居頭

蒲生之土

鎌田長左衛門殿

幣役 鹿見島之土 鎌田八左衛門殿

初献 右同 鎌田右兵衛殿

三献 指宿之土 鎌田權右衛殿

二献 右同 鎌田利右衛門殿

相伴 右同 鎌田源内殿

諏方神事左右頭殿居頭役助于 太守忠國公、詳于

高久譜矣、是歲慶長七年、町田家與鎌田家為左右

居頭、自後町田・本田両家為左右一班也、按新納

氏社役記曰、自元龜三年至天正十三年、相尋勤居

頭社役、本田氏記曰、文祿比至慶長四五年、一往

居頭中絶、自慶長四年復初、其後再中絶、元祿十

四年辛巳五月、太守綱貴公於江戸命新納市正久珍

復興居頭役、自是到于今無廢絶矣、慶長時未有別

火所、假巨家廣座以為致齋所、稱之曰御頭屋、且

夫町田新五郎初命居頭而逗撓後期、是所以使町田

源六久昌代新五郎也歟、

〇慶長八年癸卯二月十二日、德川家康公征夷大將

軍宣下、四月廿一日、豐臣秀頼公任内大臣、

○慶長八年至九年事缺不書、且下文三月廿三日・六

月朔日二通尺素無年、權收于茲、俟他時考、

○石牟禮在伊作在地頭館南、七町三十間、源六殿當是町田久昌、當

時蓋館於伊作石牟禮、而石牟禮館火、故久昌齋居

于某寺内也、大佛殿在京師東大寺、慶長七年火、

令諸州押送材木、久幸課領所松材、因報曰、伊作

無有松樹、

○三三三 町田久幸書狀

『伊作篠原伊右衛門藏』
書狀令披見候、仍夕石牟禮へ火事出來候哉、咲止

之至候、就夫、源六殿事、寺領へ堪忍候哉、尤二

候、猶後日從是様子可申越候、兼又大佛殿之材木

松之事、其地へ者無之候哉、不及是非候、委細承

置候、恐々謹言、

町勝兵衛

久幸(花押)

三月廿三日

堀之内日向守殿

篠原源太輔殿

御返事

伊作町田實應呈狀曰、久幸領伊作地頭職時、愛兼

行司役曰堀内日向守重成、久幸嘗與日向守宅地、

其墟今在伊作城内甫心城之側、日向守同役曰田部

參河守、

○新納越後守住于柁木邑、疑久景也、久景祖父曰新

納越後守忠包、為始羅郡地頭、(始力)

○三三三 町田久幸外二名連署書狀

『加治木本田源右衛門藏』
昨日以新納越後守殿申入候、帖佐山田之内ニ罷居

とき仕候利介と申入、大口之衆中水橋伴介方を於

求名以鉄炮射ころし候儀曆然候間、早々被仰付、

彼利介事被擲取候而、此方へ可被遣事肝要ニ候、

右同類之者共有之所へも同前ニ申越候、爲御存知

候、恐惶謹言、

比志嶋紀伊守

國貞(花押)

六月朔日

三原諸右衛門尉
重種(花押)

町田勝兵衛尉
久幸(花押)

本田源右衛門尉殿
人々御中
『源右衛門親商 惟新公御家老』

○慶長十年乙巳二月、久幸詣國分、拝辭於 義久公、
以將有京師之行也、

○三三四 某覺

覺

一文數廿二

一文數卅二

一卷物六ツ

慶十年

二月廿七日

右之外、鹿兒島江慶十年二月廿七日、町田勝兵衛
殿御持參にて候、其留日記、

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一八号文書ト同文ナリ)

○慶長十年、久幸奉 太守忠恒公命使大坂、獻御太
刀一腰・御馬代銀十枚・緞子十卷於右大臣秀頼公、
上歳首賀儀、片桐市正且元奏達之、時久幸召見於
秀頼公、

○慶長十年四月七日、家康公辭征夷大將軍、稱大
御所、同十五日、秀忠公任征夷大將軍、為拝賀
朝於

後陽成天皇、 忠恒公從焉、久幸供奉、

○慶長十年五月廿四日、久幸在城州伏見邸、奉命使
於安藝國主福島左衛門大夫正則、駕舟過音海門、
宣旨訖還伏見反命、

○慶長十年七月十七日、 忠恒公臨於島津又吉常久
之伏見邸屋、久幸與樺山權左衛門久高・伊勢兵部
少輔貞昌、侍食 君前、是歳八月、公至麿島、

○慶長十年九月十二日、 忠恒公與島津又吉常久
長子書曰、為番代上伊集院肥前入道、始町田勝兵衛
隣忠

尉各當交代而還國也云云、肥前入道即久信元巢為御家老、是時久幸京師番直期滿、因將代御家老元巢而之國也、其始字可以見久幸為在京人總護使也、

○三三五 島津家久恒書狀

長、在京辛勞至候、然者、為番替伊集院肥前入道差上候、始町田勝兵衛尉各相替下向尤候、猶眞連坊可申候、恐、謹言、

九月十二日

忠恒御花押

又吉殿

○慶長十年十一月廿四日、久幸之室願娃氏卒願娃左馬介久

虎之、法名華陰妙蓮大姉、葬伊作多寶寺、置牌子

石谷永福寺、久幸以田穀六俵歲給多寶寺、為妙蓮

大姉之齋供、載多寶寺過去帳伊作由來記以妙蓮大姉、為久幸之母者固誤矣

○慶長十一年丙午、忠恒公獻歲首賀儀御太刀一腰、

御馬代銀二枚於 前大樹家康公、久幸為使者、其

答書本田正純狀曰、達 大御所様 高聽、舊譜以

此為獻歲首賀儀於 秀頼公同時事、然 家康公稱

大御所者當在慶長十年四月以後也、故置諸今年、

○是歲六月十七日、大御所様賜 公名家久、時稱

陸奥守、

○慶長十一年十一月廿五日至廿七日、家久公講御

代始犬追物、久幸預射手、

○三二六 島津家久御代初犬追物手組

川上十郎左衛門藏
家久公御代初

初日一番

犬追物手組之事慶長十一年十一月廿五日

殿家久二十七疋

親政右衛門左親孝子
本田彌六二疋

喜入攝津守李久子
島津攝津守五疋

村上祀伊守國貞子
比志島宮内少輔九疋

川上武藏守倍久子
島津十郎左衛門尉四疋

豐後守朝久嫡子
島津藤次郎五疋

北郷讚岐守忠虎子
島津次郎五疋

吉利下總守忠隆子
島津左衛門尉四疋

新納
島津勘解由次官三疋

重庸備中守子
三原次郎四郎三疋

長定石見守息
相良新右衛門尉三疋

伊集院宮内少輔息
島津助右衛門尉四疋

檢見

喚次

『川上』
島津上野入道
島津紀伊左衛門尉

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」二七九号文書ト同文ナリ)

二日一番

犬追物手組之事慶長十一年十一月廿六日

『忠倍圖書頭忠長子』
殿家久二十五足

『川上』
島津河内守二足

『川上』
川上左近將監久時子
島津式部大輔[㊦]三足

『川上』
島津十郎左衛門尉[㊦]二足

『町田出羽守久倍子』
島津少兵衛尉三足

『親政』
本田彌六五足

『菊地四郎左衛門尉子』
村田刑部少輔四足

『諏訪伊勢守兼子』
上井神六二足[㊦]一足

『喜入』
島津攝津守二足

『入來院』
澁谷石見守三足

檢見

『川上』
島津武藏守

『佐多越後守忠増子』
島津六郎兵衛尉

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」二八四号文書ト同文ナリ)

二日二番

犬追物手組之事慶長十一年十一月廿六日

『喜入』
殿家久十三足

『喜入』
島津攝津守五足

『忠倍』
島津河内守五足

『川上』
島津左京亮四足

『吉利』
島津左右衛門尉四足
『白濱』
澁谷三四郎二足

『貞成、有川雅樂介貞實子』
伊勢平左衛門尉四足

『政朝』
鎌田玄蕃丞二足

島津式部大輔五足

『町田』
島津少兵衛尉五足

檢見

『川上』
島津武藏守

『佐多』
島津六郎兵衛尉

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」二八八号文書ト同文ナリ)

三日一番

犬追物手組之事慶長十一年十一月廿七日

『常久三郎次郎忠隣子』
島津又吉六足

『北郷』
島津次郎一足

『喜入』
島津攝津守七足

『忠倍』
島津河内守四足

『川上』
島津十郎左衛門尉一足

『川上』
島津左京亮一足

三原次郎四郎三足[㊦]六足[㊦] ①本田弥六四足[㊦]

②佐多
嶋津又太郎三足[㊦] 比志島宮内少輔六足

檢見

喚次

殿家久
島津雅樂助

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」二九二号文書ト同文ナリ)

犬追物手組之事慶長十一年十一月廿七日

『忠倍』

島津河内守五疋

『吉利』

島津左右衛門尉五疋

『川上』

島津式部太輔三疋

『北郷』

島津掃部助三疋①一疋

『新納』

島津勘解由次官一疋

『頼景』

仁禮舎人一疋②三疋

『宗次』

平田新三郎二疋

『貞成』

伊勢平左衛門尉六疋

『新納圖書頭忠長二男』

島津近江守二疋

『川上』

島津十郎左衛門尉三疋

檢見

喚次

殿家久

島津雅樂助

(本文書ハ「旧記雜録後編四」二九八号文書ト同文ナリ)

御太刀之役

高崎彌六

御行騰之役

本田新助

右同

本田隼人佐

御沓之役

伊地知少八

御鞭之役

西川勝吉

『伊集院』(弥九)

島津孫七

射手奉行役

弟子丸右京亮

右同

本田與兵衛尉

狼藉奉行役

五代勝左衛門尉

右同

蒲生久右衛門尉

初日ト後日之
日記付之役

島津源左衛門

右同中之日

長谷場越前守

慶長十一年丙午霜月廿七日

『高山山下善之丞藏』
○年代記曰、慶長十二年丁未六月廿五日、奥州様

國分御打立、末吉江御光儀、七月四日、如鹿兒島

御歸宅、兼日者内浦江御光儀可被成候間、波見を

御通被成候すると、抱節より承候之間、御風呂な

と立申候、雖然、扁替り内浦様子可被見させため

に、川上左近將監殿・町田勝兵衛殿・松山之地頭

柏原周防入道殿越被成、七月二日、内浦より陸地

を波見を通り、高山のことく上り候、宗安高山四

十九所之馬場ニ而出合、兩人江高山之任合共、有

増申入候、將監殿へハ參不合候而、兎角不申入候、

○慶長十二年丁未八月廿六日至廿八日、家久公講犬

追物、久幸預焉、

○慶長十三年二月廿七日、島津又吉常久奉使於大

御所也、久幸詣常久第作別、按今茲幕府賜家

久公第宅地於武州豐島郡芝、

『島津左衛門藏日記』

○慶長十三年二月廿六日、日置を出立、戌刻、鹿兒

島江入、同廿六日、略中、町田勝兵衛尉殿・白坂宗

兵衛殿・平田淡路守殿御參被成候、何茂御酒御寄

合被成候、其より御内江已の刻に御指出被成、頓

而御歸宅、同廿八日、平松江御參被成候、

據斯日記、可以知久幸里第在麿島也御内即、鶴丸山

○慶長十四年己酉三月二日、久幸室島津氏卒、年三

十八歳、無子、葬福昌寺島津氏埜域、法名松岩昌

英父島津圖書頭忠長、母島津右馬頭忠將女、元龜三年壬申十一月十七日生、始配島津豊久、紀州高野山惠光院界内亦立石塔、

銘曰、島津圖書頭息女、正年卅九、松岩昌、榮大姉、慶長十四年二月二日關越後守建立

○三三〇 松岩昌英大姉祭文

祭松岩昌英大姉文 清吞和尚作

維慶長十四曆龍集癸酉暮春初二日甲申、新掩粧松

岩昌英大姉俄然而不安、然其菫葛競聚、醫巫不怠、

雖禱尔佛陀神祇無効、終唱無聲三昧於寢闈矣、無力挽留、不移異日、就福昌禪刹北邙之傍、設梵儀闈矣、

同十二日、孝弟藤氏忠倍不堪哀悼至、謹備溪毛山

髮之奠、昭告淑靈前、以短章、其詞曰、

嗚呼哀哉

天生淑質ナセ

婦道更全

綠髮梳柳

夙世善緣

嗚呼哀哉

五官所惱

馳走陌阡

命葉忽落

各々相聯

愛情作偽

齊離水鱣

若人稱賢

有九思慮

紅唇吐蓮

希代美譽

四体不闕

醫已不驗

容光即薦

慟哭無極

歡娛作悵

類失林鸞

坤義貞潔

無一言愆

求醫問巫

巫亦失便

金昆玉弟

俯地籲天

類失林鸞

類失林鸞

嗚呼哀哉

三十餘歲

春夢如圓ユメハハチ

恭奠兩楹

錯壽百年

百年嫌短

須臾何賸

名留牌上

靈弔法筵

有定無定

誰殿誰先

時哉三月

鳥啼花灑

天荒地老

物換時遷

三巡雀舌

一炷龍涎

鹿羞致誠

伏冀歆旃

尚享

松岩祥英大姉奠湯

清曇東堂作

頤神妙藥不傳方

拈起當陽彈舌嘗

大地火爐無寸土

東湖北海湧如湯

恭以

松岩祥英大姉 慈悲為室、柔和為床、四緣合成朝

露、片時青艸百骸隨散、春風一日白櫻、

正與麼時イナモト

出離五濁世中、已免三從、穩坐九品臺上、真斷五障、到這裏、不懼世間地獄、豈願有頂天堂、此是

英大姉出生入死之閑言語、即今臨苑園以何為薤露カイロ

一章、

千林花綻真如体、萬國春薰解脫香、

奠茶

宗乘東堂作

鶯舌持來真上味

無端吞却胸情清

大空廣闊沒蹤跡

頓證靈燄赴九鄉

恭惟新掩粧

松岩祥英大姉

當陽提撥正好辨明、銀簪嬋娟挾頭額、金星美目墮

連環、加之、專慈惠意、詣招提、誦日種尊玄妙、

忘恩愛思、參禪室、徹醜齷祖機生、

這箇是大姉平生愛用三昧臨行一句、子作麼生呈、イカカシカ

雨過添山翠雲收日月明、

○慶長十四年八月十六日、大山稻介幸綱後改佐々木氏、呈

久幸征韓事狀、

〇三三一 大山幸綱覚

覚

先年、久保様高麗江二月廿八日ニ御打立、栗野迄御供可申由被仰付候、本田伴兵衛殿氣相ニ付、御跡より可被參由候、就夫、栗野にて御兵具役被仰付候、然者 惟新様御両殿栗野まで三月二日ニ御打立、大口江御留ニ而候、拙者事も大口迄御兵具役仕、御供可申由被仰付候、然處、大口ニ而、秀賢爲御使、直ニ高麗江可被召列由上意ニ而候、栗野までと承候付、母一人候得共、暇乞不申御供申候處ニ、直ニハ迷惑之由候つれとも、上様ニ者不被存、替盛一錢も不被下、一衣之儘ニ而、田尻荒兵衛尉參合、名護屋まで御兵具役仕、御奉公申候、本田伴兵衛尉殿名護屋江被參候而、御兵具渡申候間、四日徒ニ罷居候、それより又御馬之役被仰付候、左様ニ候得共、御國元より御船壹艘も不參候、惟新様御両殿御事ハ、人數名護屋江被召置候而、賃船ニ而急御渡由、石田殿・大谷殿毎

日御陣江御座候而被仰候間、如其ニ御渡候、然者惟新様御馬一疋、久保様御馬式疋、一艘ニ立申候、野添善兵衛尉と御先に立渡可申由御意ニ而候、其時伊勢雅樂入道殿より唐錢壹貫文被下候得共、御くらひつに入置申、御先ニ御馬立渡申候、國分五右衛門事、盛ニも合、爰元より御馬之役と被相定候得共、名護屋江御馬式疋被召置候、それニ被相添、跡に被罷居候、拙子事者、奥陳以來御馬之役申閉目、から嶋江御出御番ニ而候、久保様御氣相不被召立、其御供申、御國元ニ參候福昌寺御さうばまで閉目申、御奉公申上候、又高麗より下大隅ニ御座候椎原殿を以、惟新様より御たび御はて候者、早々高麗之様に可罷渡由、堅御意ニ而候、それより御盛を申請、高麗江參候得者、惟新様御馬之役被仰付候而、御奉公申候、左様ニ候得者、奥州様 惟新様之御替として、から島江御渡候、拙子事者不及申、惟新様御供仕歸朝可申覚悟ニ存候處ニ、惟新様より上床藤右衛門・

宅間與八左衛門兩人を以、難被仰儀候得共、若殿様江御奉公可申由被仰付候、其上御馬之役被仰付候得共、扱々迷惑之由御侘申上候得者、御侘立申候、然者、から嶋御た々ミ、加徳嶋江御渡候而、御番可被成由、三奉行中より被仰候、如其ニから嶋御た々ミ、加徳島江御直し候之時、又御馬之役被仰付、一日御先ニ御馬立渡申、加徳島江參而、御馬之役仕申候、加徳嶋にて、白濱次郎九郎・伊地知七郎次郎御成敗被成候ニ、深手をおひ申候、百廿日はでに罷居、手半分調候時分、罷出申候處、京都伏見江早使被仰付、其使閉目、加とく嶋江參候、それより國元江廿日之はつニ御使被仰付候、爰元拾九日ニ仕合、八木民部左衛門殿同船を以可罷渡處ニ、番船出申、加徳嶋押卷、他之船一艘も無渡海、通路難成處ニ、民部左衛門兩人身躰ヲ捨渡海申候、船無何事加徳嶋江參着、拙子深手をおひ申、御奉公申候、其手仕立候得者、やかて御馬之役被仰付候て、から嶋番船くつし候ニ、其役中

辛勞申候、それより間もなく、奥陳入御供申候、御腰物持とほし、日夜御陳ニ詰、御奉公申候、奥陳見知參にて、そせんに御城取被成、御番候處ニ、かんなん人まうせい取掛申候、敵三萬八千七百餘打被成候、其時分居相中人數次ニ御奉公申候、そてんより日本ノことく御引陳候處ニ、番船出合中、乗船をば焼捨、其上手數拾七所おひ申候、又身をもやかれ申候、高麗ニ而年八ツとり申候、九年目にはだかニ歸陳申事ニ候、爰元にて手仕立候得は、庄内山田江罷出候、守田御陳取ニも諸人次に參候而、御普請等閉目候、長壽院組下ニ候得者、間のかき仕寄、一入目ニ立被召候付辛勞申候、志和知大手ノ口、たれ二ツ御座候、拙子かやヲせおひしをぬき忍付、二ツのたれ〔細門〕焼落申候、山ノ口江人數指向申時分、しいの大藏・谷山次郎右衛門・伊地知民部少輔、此衆同心を以鎌合仕候、拙子事者、其口ニ而出家はたらき申候ヲつきふせ申候而、御奉公申候、入來院又六殿〔伏兵〕ふし草被成御頼候、高城

なはせ口にて、敵忒人打申、同一人拙子打取申候、庄内御歸陳ニ而、慶長七年之年御上洛御供申候而、八年之年御下向之御供申候、又其年御上洛御供被仰付、阿久根迄御供申參候處ニ、御上洛御留、九年之年御供申候、御上洛ニもつゝ候て御供申候、御國元ニ而狩鷹野之御奉公ニも、諸人より一兩日先ニ、山ニも罷上り、御奉公仕申候、無其隱儀候、先々大方如此候、猶も聞召候ハ、書添可申上候、以上、

慶長十四年

大山稻介

一高麗ニ而年きむはいニシテ一ツ、によいんニシテ一ツ、二俣ニシテ一ツ、から嶋ニシテ一ツ、加徳嶋ニシテ一ツ、そてんニシテ一ツ、合ハツ年執申候、九年めニはたかに歸朝申候事、無其隱候、

町田勝兵衛尉殿

参

○慶長十四年十二月、久幸奉為 義弘公 家久公使於江戸、獻 家久公幣螺填牀屏風アラカヒノトコ二十四・緞子十

端、義弘公幣御太刀一腰・御馬一匹・緞子十卷

於 大將軍秀忠公是時久幸蓋見於秀忠、本月十五日、公也、而舊譜闕而不詳

授久幸答 公内書、是歲春三月、公遣樺山久高・

平田増宗伐琉球琉球始見隋書、天朝書記謂之拔玖、其後南島朝獻授位給祿、總紀不絶記、蓋養老・天平間、以南島隸太宰府、故延喜式太宰府別頁有南島方物、至後薩摩係管轄、二世、忠時公授三世、久經公書曰、十二島地頭職

平家談曰、夫鬼界島數十二、口五島隸日本、奧五島不從、鬼界當時南島總稱、口五島・奧七島合十二島、琉球即係奧七島、既而遣本邦紛濁、不供貢職、告諭再、

三、琉球王卒不聽、是以討其罪也

夏四月五日、王尚寧降、秋七月五日、秀忠公褒

速降琉球之功、賜 義久公 義弘公書、同月七日、

大御所賜 家久公琉球國也、於是、公將如駿府

拜賜琉球之恩、幕府優命使本多上野介正純告

公曰、今年鎮撫琉球、至明年以國王朝可也、由是、

冬十二月、久幸奉為 家久公、再獻歲暮賀儀時服

十副於 大將軍秀忠公、因久幸拜 秀忠公之台顏、

於是、授久幸今月廿四日、大將軍答 公内書及

本田正信奉復書、又至駿府見於 大御所、奉謝賜

琉球之恩、獻 公幣佛桑花・茉莉花各一本・唐板

屏風一枚・硫磺千斤・繡紵五卷、 義弘公幣緞子

十端・象牙一笏・南蠻鎗砲一挺、於 大御所、久幸亦獻太刀一腰・馬代銀、以為進見之贄、時 大御所樣賜久幸御紋附時服三襲也、即日詣本田佐渡守正信・本田上野介正純・山口駿河守直友・清水平左衛門光直之第、謝拜願恩賚之辱、各餽以太刀一腰、於是、授久幸今月廿六日、大御所答 公内書及本田正純・清水光直奉復書、既事還而反命按賀慶謝恩使用公族、且撰其人、久幸擢當其任、蓋於事體為宜、則久幸之為人、所謂使四方專對者可知已

○三三二 本田正信書狀

尚以巨細ハ御使者可為言上候、以上、

如尊書、先日者琉球之儀ニ付而、御使者進上被成候處、御内書被遣、殊從 大御所樣彼地被成拜領候儀、御祝着之段、則御參府候而雖可被仰上候、當年中、緩々御在國候て、琉球御仕置等可被仰付旨、御諒之通、上野介方より啓上仕候ニ付而、被任其儀之由被仰下候趣、一々披露仕候處ニ、尤被 思召候、然者、段子十卷并唐之床進上被成候、

爰許珎御進物ニ而、不大形御仕合共ニ御座候、就中、為歲暮之御祝儀、呉服十、何も被為御念之儀、不斜被 思召、御内書被遣候、隨而私江段子五卷送被下候、いつもく之御心付、難申謝候、猶爰元之樣躰、委曲町田庄兵衛殿可為言上候条奉省略候、恐惶謹言、

本田佐渡守

正信判

(慶長十四年) 十二月廿日

羽柴陸奥守樣

貴報

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」六四九号文書ト同文ナリ)

○三三三 清水光直書狀

貴札拜見、殊段子三卷拜領、忝奉存候、就中、琉球國被屬御理運、千秋萬歳目出候、御手柄之段、於此地其隠無御座候、將又、琉球御拜領、剩當年無御下向、為御礼御使者被成御下候、即本上州御披露候處、御所樣一段御機嫌能御座候、定而御満足可被思召候、萬々此表様子、町勝兵衛可被申

上候、恐惶謹言、

清水平左衛門尉

光直

⑨慶長十四年
極月廿四日

薩摩少將様

尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編四」六五二号文書ト同文ナリ)

○慶長十五年庚戌五月十五日、家久公引領中山王

尚寧、如駿府及江戸、

○慶長十六年辛亥正月廿一日、三位義久公薨於國

分隼人城即新、春秋七十九、二月廿日、葬麿島福

昌寺、久幸奉 義弘公命、監護葬殮事焉、

加治木日々記曰、

慶長十六年辛亥正月十六日丁巳 曇

一龍伯様御氣色然々無御座ニ付、國分江 惟新様被

成御越候、

正月廿日辛酉 晴

一龍伯様御氣色爲被成御覽、 惟新様御内江被成御

參候、

正月廿一日壬戌

一龍伯様申刻ニ御死去有之、

正月廿五日丙寅 晴

一比志嶋紀伊守殿・町田勝兵衛尉・三原諸右衛門殿・

平田越前守殿・市來八左衛門殿・喜入大炊助殿・

本田三河守殿・鎌田玄蕃助殿御食御寄合有、右加

治木 惟新様江、

正月廿九日庚午 雨

一國分江御使根占善藏被遣候様子者、伊集院肥前入

道・本田三河守・平田越前守・喜入大炊介・町田

勝兵衛尉江、御番之儀油断被下間敷候由被仰越候、

并御一臺江御言傳有之、

正月晦日辛未 雨

一國分御番衆江御使上井神三郎被遣候、并御死骸之

御前ニ而、法華讀誦之人衆江、辛勞被申由被仰越

候事、

○慶長十六年二月朔日、久幸降旨地頭所伊作變役堀

内日向守重成・篠原源大夫政宗、使中村・堀内氏

姓者來會 義久公葬事、時久幸留在國分、徵之以狀、見于左、

〇三三四 町田久幸書狀

伊作篠原伊右衛門藏

尚以爰元就御番、其元若衆中一兩人程可被差

越由申候へ共、此節者入間敷候、是又爲御心得候、

急度令啓候、今度 龍伯様就御葬礼、中村名字衆四人・堀内名字衆四人、役者ニ御盛申付候間、其地衆中の内、右名字之衆有次第、以書立鹿兒嶋へ各持參□有候、此旨可申渡由候条如此候、若伊作之衆差合ハ、定而余方へも可仰渡候条、片時も無延引、鹿へ可被申上事專一候、聊不可有御油断候、將又拙者事、來八日迄者、此地へ可逗留之間、何遍可被得御意儀共候ハ、鹿兒嶋へ直ニ可被申上候、是又爲御存知候、恐々謹言、

二月朔日

町勝兵衛尉

久幸(花押)

堀之内日向守殿

篠原源太輔殿

御宿所

○慶長十六年、久幸爲御家老、賜職田二千石按久幸

老、或在當年以、元和五六年間高帳曰、高四千二拾前也、今據舊譜

二斛、外二千石御免、一本曰、高二千二拾二石、

外役分二千石、乃知、二千石是御家老職田也、時

給與力之士四人姓名粗見于後、今漸省爲一人、謂用差

○領伊集院地頭職蓋拜御家老、而後所賜、舊譜曰、轉伊作賜伊集院、其後改轉高山地頭職

○慶長十六年、今茲 將軍家優命令我 公在國、三

月六日、大御所出駿府、同十七日、至京師、是

因、

後陽成天皇御諱周仁將讓帝位於 皇太子御諱政仁、即後水尾天皇也、

茲事預聞本國、於是、久幸奉命使於京師、獻幣奉

賀 大御所入洛、四月十二日、皇太子即天皇位

時聖算、十六歲

〇三三五 近衛信尹書狀

爰許之樣躰、具町田可爲演說候間、不宣、ひらうと二卷賜候、奇珍物候、

一 屏風之事承候處、久々相煩、于今未然候故、遅々候、乍去、今日染筆、町田勝兵衛ニ相渡候、
一 御下國之時分者風波之由、聞及申候、無心許候、御下着珍重候、

一 龍伯之事、多年申承候處、乍巡義殘多事候、

一 大御所御上洛候て、讓位・御即位等相濟、各含咲候、

一 秀頼公御上洛候て、是又諸侍・國民迄悦入候、か

しこ、

『慶長十六年』

卯月廿二日

信尹

鹿兒嶋少將殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」八二二号文書ト同文ナリ)

〇三三六 山口直友書狀

今度 大御所樣就御上洛、爲御音信町田少兵衛殿

被成御差上由候、本上州申談、則令披露候、御機

嫌殘所無御座候、御心易可被思召候、去十八日、被成還御候、御在京中御機嫌よく御座候、大坂より秀頼様被成御上洛、目出度御事共候、就中、御能二日御座候、常陸様御能去年御覽候よりハ尚以出來申候、上様御満足可被成御推量候、猶御使者へ申入候間、在増申上候、恐惶謹言、

『慶長十六年』
五月二日

山口駿河守

嶋奥州様

參御報

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」八二六号文書ト同文ナリ)

〇 吾庶町田新五郎忠直、是我宗高久之弟町田周防介胤久十二世孫、始住址伊作、曾徙日之櫛間、後賜田祿于志布志、至是、久幸有請移居隅之串良、隸串良衆籍、書中中務少輔殿是數根立頼、實島津圖書頭忠長三男、為數根氏嗣、慶長四年三月七日、賜立頼串良郷内細山田村、領串良地頭職、後同十五年正月、為證人如江戸、翌十六年、賜暇還郷、

五年正月、為證人如江戸、翌十六年、賜暇還郷、

由此則使新五郎忠直徙于串良、在久幸領伊集院地頭職以後也、

〇三三七 町田久幸書狀

『串良町田新八藏』

尚々、此度之五分出銀之事ハ、伊作ニ而被致

上納候、爲御存知候、

彼町田新五郎此中者雖伊作衆中候、知行自伊作遠方候故、移不罷成候、就其、一節串良へ可被召置候、拙者前より中務少輔殿ニ兼日御約束令申候、以其筋此度串良公役帳之高ニ相加申候、自爰者、其元衆中同前ニ軍役等被仰付可爲肝要候、餘者中書御歸國之時分可申談候、爲御心得候、恐々謹言、

町田勝兵衛尉
久幸(花押)

六月廿八日

『口裏ニアリ』
東丹後守殿

野村新兵衛尉殿

〇慶長十六年七月廿三日、久幸與比志島國貞・伊勢

貞昌・三原重種等、降法令書内檢使、預議薩・隅・日田地丈量事、

〇慶長十六年九月十日、久幸受旨執事連名書琉球歳

貢之定額、以授三司官、同九月十九日、久幸又與

樺山久高・比志島國貞・伊勢貞昌連判書、禁條十

五章、以布告琉球國、

〇三三八 樺山久高外三名連署掟書

『私要秘書』
掟

一薩广御下知之外、唐江詔物可被停止之事、

一從往古由緒有之人たりといふ共、當時不立御用人

ニ知行被遣問敷事、

一女房衆へ知行被遣問敷事、

一私之主不可頼之事、

一諸寺家多不立置問敷事、

一從薩州御判形無之商人、不可有許容事、

一琉球人買取、日本江渡之間敷事、

一年貢其外之公物、此中日本之奉行如置目、可被致

取納之事、

一 關三司官就別人可爲停止之事、

一 押賣押買可爲停止之事、

一 喧嘩口論可令停止之事、

一 町人百姓等ニ被定置諸役之外、無理非道之儀申懸

る人あらは、到薩州鹿兒府可被致披露事、

一 從琉球他國へ商船一切被遣問敷事、

一 日本之京判形之外不可用之事、

一 博奕僻事有間鋪之事、

右條々、於違犯之輩有之者、速可被處嚴科之も

の也、仍下知如件、

慶長十六年辛亥九月十九日

(伊勢貞昌)
兵部少輔(花押)

(比志島國貞)
紀伊守(花押)

(町田久幸)
勝兵衛尉(花押)

(權山久高)
權左衛門尉(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」八六〇号文書ト同文ナリ)

○慶長十六年十月廿三日、公使有司丈量田地、以

自文禄丈量僅逾廿年、税則不均攤沒無算也、於是、

久幸與重種・貞昌・國貞等連署、書法令三十餘條

以告示校田吏、

○本田彌□、疑本田三省親貞養子、右衛門佑親孝之

男、彌六親正歟慶長十八年十二月、人衆賦候、御使番衆本田彌六有之

○三三九 町田久幸外三名連署書狀

『平田監物藏』
態申入候、加治木之内崎森村、蒲生内米丸村島等

之事、風干等いゝ而、最前請合之納方罷成間敷之

由、百姓申候通、代官被申候、備者各荒地候、檢

地之次而、様子被爲見候而肝要候、後日御檢者衆

口柄次第物成之分量以談合可被相定候、其御校量

尤候、恐々謹言、

三原諸右衛門尉

重種(花押)

拾月廿四日

伊勢兵部少輔

貞□(花押)

比志嶋紀伊守
國貞(花押)

町田勝兵衛

久幸(花押)

本田彌
亂分

○慶長十八年、大將軍秀忠公下令徵諸侯之質子、
故夏五月、義弘公季女千鶴姫為質於江戸、久幸
護公姫如江戸、

○三四〇 御質様(千鶴姫)御供衆賦銀渡方

帳抄

『蒲生岸崎三右衛門藏』

慶長十八年六月廿三日、加治木御打立、御質様御

供衆賦銀渡方帳 御質様千、
鶴姫也

慶長十九年十二月、銀之つもり帳究申候、

銀子さし引申人衆ノ内

一銀九十四匁六分老厘 町田勝兵老

伊藤八兵衛祐保書物之中

慶長十八年丑六月、家久様御妹様江戸江御質と

して、御下之時御供申候、於江戸普請奉行被仰付
候、次之年罷下候時、上井次郎左衛門殿御使ニ而、
御小袖・京錢拜領申候、御老中町田圖書殿ニ而候、

○三四一 軍役賦帳抄

○慶長十八年十二月朔日、人衆賦帳、

一番備之中 ③三番左備之分

四人 乘馬一疋 町田縫殿助

弓奉行

六人 乘馬一疋 ④高三百五石四斗六升
町田甚兵衛尉

⑤三番 右備之中

五人 乘馬一疋 ⑥高式百三拾九石式斗七升三合
肥後長次郎

鹿兒島陸小姓衆之中

三人 ⑦百四拾石老斗八升
町田弥兵衛尉

三人 町田源六

御道具持又内より出分之中

十四人 ⑧高式千六百六十四石三升
町田勝兵衛尉

夫賦之中 ⑨人うき

七人

町田勝兵衛尉

合二百六拾六人

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一〇七三号文書ヨリノ抜粋ナリ)

以上、鈔録係町田名氏者、而是歳久幸不在御留守
衆之中、出而在江戸也、

(表紙)

廿代
久幸第四
慶長十九
至元和四

町田氏正統系譜

廿六

藤原姓町田氏正統系譜卷第廿六久幸四

○慶長十九年甲寅正月八日、先是、久幸以御家老職留守藩邸也、今日 太守家久賜親書曰、汝宜告福島正則曰千鶴從者皆田舍人須煩卿之指教、仍餽以琉球醃物一甕、又宜輸之正則、若夫可否則謀諸謁者千鶴姬 義弘公季女、始適伊集院忠實、而退婚、去、年質於江戸、蓋三十歲、左右後嫁島津元久稱御下、

○三三二 島津家久書狀

羽柴左衛門大夫殿于今其許へ被成御逗留候哉、以

書狀可申入候へ共、題目無之候間、無其儀候、妹

事、田舍者迄付置、別而心遣候間、諸事不被差置、

可被加御指南由、切々申入候通肝心候、將又、琉

球漬物一壺送進申候、遠路之儀候間、わろく成儀

可有之候条、致持參取次衆之前ニ而試、能候ハ、

差出候而可然候、爲其一書如此候、謹言、

『慶長十九年』
正月八日 家久(花押)

町田少兵衛尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一〇八一号文書ノ本文ナリ)

○慶長十九年正月十日、久幸老母在家、差町田源六久昌於加治木、獻 義弘公酒樽一荷及土産キヤウニツ眼鏡、上歳首慶禮也婦人有輪幣於公者大臣之禮也、凡以其土産樹果菜根類供進御、盛用眼鏡、故呼其器稱眼鏡、古之、今年久幸每江戸邸報、輒呈書獻幣、以候間 公起居、散見于 惟新様御日記、鈔寫于左、

○三三三 御日記抄

惟新様日帳曰、慶長十九年甲寅正月十日 亥 癸 晴

一 町田勝兵衛尉殿母儀より、年頭之御礼使町田源六被參候、進上御樽を荷井めこ、

一 伊集院源左衛門内儀より、年頭之爲御礼使飯田小内記、瓶子一双并目籠進上□、

正月廿日未 雨午ノ齋ヨリ晴

一 東國江戸より飛脚參候、

一 書狀一通 町田勝兵衛尉殿より

一 書狀一通 上井次郎左衛門尉

蒲地備中守兩人より

右飛脚去年十二月十八日ニ江戸を打立之由申候、

二月廿日卯 雨

一 田畑全兵衛尉江戸より下着ニ付被參候、

一 雁一ツ、町田勝兵衛尉殿進上、田畑全兵衛尉江御

振舞有、相伴新納越後守、

一 奥州様より爲御使森内膳正被參候、

但江戸より飛脚下着ニ付、様子被 仰越候、

一 伊勢兵部少輔・町田勝兵衛尉より、惟新様江上

被申候狀被成御遣候事、并 奥州様江右兩人より

被上候狀、爲御覽御遣被成候、右狀御らん候而より聽而御返進也、

三月十七日巳 小雨

一 有川平右衛門江戸より下着、

一 御文箱一ツ并小箱一ツ、

一 鮭式尺、御料人様より、

一 文箱一ツ、右御女房衆より、

一 御文箱一ツ、懸川 御孫様より、

一 御小袖二ツ、色白黒 右同、

一 御返札一通、福嶋左衛門大夫殿より、

一 御返札一通、松平河内守殿より、

一 御請一通、町田勝兵衛尉殿、

一 御請一通、吉祥院、

七月廿八日卯 晴

一 江戸江御女房衆被參候付、古郷全兵衛尉被相付候

御音信物之事、

一 御書一通、町田勝兵衛尉殿江、

外ヶ条略ス、

八月九日 己 晴

一 右馬亮江戶より使檢見崎久兵衛尉并書狀到來、右之便ニ町田勝兵衛尉殿より傳書被申候、

但去六月廿日之日付也、右馬亮殿江御返書在之、

使江御酒給候、

九月三日 丑 癸 晴

一 窪田備前守江戶江被參候ニ付、御音信之事、

一 御書一通、町田勝兵衛尉殿江、

十月二日 巳 辛 晴

一 奥州様ヨリ東國へ爲御使者被參候、市成藏人下着

ニ付被參候、東國より御音物之事、

一 御請一ツ、町田勝兵衛尉、

十一月四日 子 壬 晴

一 自鹿兒島江戶御使者川上式部太輔被罷下ニ付、

惟新様御用之儀御座候ハ、可被仰聞之由、南郷

淡路守迄、以書狀被申上ニ付、御傳書之事、

一 御文并いちやう一箱、御料人様江、

一 御書一通、町田勝兵衛尉

上井次郎左衛門

蒲地備中守ハ

右御狀鹿兒島迄、池上宮内左衛門持參候、

十二月六日 申 甲 晴

一 古郷全兵衛從江戶罷下候、

一 書狀二、町田勝兵衛尉殿、

○慶長十九年七月廿五日、義弘公賜久幸手書、勞

問在旅之久、嘉尚奉公之勤也、當是之時、寇亂雖

平推固多事、關原以後藩邦懷危懼、久幸留守藩邸、

備嘗艱難、其勞想苦心不可舉言矣、是故 公愍側

之之恩言生於情見於文也、且命曰、江戶諸藩都會

各邸美惡皆藉人口、祇足累國體、率諸臣庶、維持

風俗、一以卿之聽從、須令祇役暨阜隸嚴下戒諭務

加謹慎也、ナメテ 公女謂千鶴姫、其公孫島津藤次郎久賀妹、即 公之

外孫女、慶長十年十二月 公以爲己子、嫁松平河内

守定行、守定行 侯者云

〇三四四 島津義弘書狀
『在家藏』

尚々、就中、おくおもてニ立入之中間小者共
ニ、右之旨能く被申聞、聊以氣任不仕様、兼
てかたく可被申付事專一候、

其後者不申通心外之至候、先以其元娘并孫殿勇健
之由、満足不少候、扱々長々の在江戸、御辛勞之
儀申も中々疎候、度々如申盡、江戸之御事者、日
本國之大名衆御着合候而、諸事善ニ付ても悪ニ付
而も、御取沙汰可有之候間、別而入念、人にくま
れをも不被顧、他國之批判無之様、何も相嗜而、
御奉公疎意有ましき之由、上下共堅可被申聞事頼
申候、猶重而可申上せ候間、不詳候、恐々謹言、

七月廿五日

惟新(花押)

町田勝兵衛殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二八四号文書ト同文ナリ)

○慶長十九年甲寅十月十三日、義弘公賜久幸書曰、
今也聞、駿河與大坂將有事也、余前年關原之役大

懼社稷之隕、内府公曾不之間、却荐荷大徳、感
激不盡、今既 陸奥守殿家久告絶於大坂矣、卿當
決意以致力於東師也、設令聽商旅之風聞、莫懷猶
豫也、又敢告示諸藩邸士庶人俾昭知余之意矣、餘
囑鎌田左京亮政徳、猿渡新介信元、不悉、

〇三四五 島津義弘書狀
『在家藏』

尚々、大風以後、御屋敷之普請何程ニ相調候
哉、承度候、弥油断有ましく候、

其後者御左右不承候、定而其元弥可爲御静謐と目
出度存候、仍此比駿河と大坂之間不和之由、爰元
風聞申候、如何無心元存候、然者、世上爲何出入
之雖有之、陸奥守殿事、東國之御奉公一篇ニ可被
成之地盤ニ而候、就其無別心、早々江戸・駿河へ
爲可有御申、鎌田左京亮・猿渡新介爲御使被差上
候条、其元何モ爲心得候、遠方之儀候条、縦此元
之儀付、何かと雜説申候共、正儀ニ被仕間敷候、
諸事被任御書面、御供衆其分別可爲肝要、巨細口

上ニ申含候間、不具候、恐々、

十月十三日 惟新(花押)

町田勝兵衛殿

(本文書ハ「旧記雜錄附録二」二八七号文書ト同文ナリ)

○慶長十九年、先是、久幸奉職江戸櫻田邸也、大

將軍家方ニ建築江戸城、乃武野為疆宇、重樓譙門

比第羅肆、懸隔千里、周袤百雉、崇壇尤室、目中

既已無大坂、丁是時、内大臣秀頼公鑄京師大佛殿

洪鐘、使東福寺清韓為銘、銘有國家安康之句、

大御所見之怒曰、是呪詛我者也、秀頼雖謝其過、

大御所弗聽、遂與大坂絶焉、是年十月十一日、

大御所率麾下兵、發駿府征大坂、同廿三日、大

將軍發江戸城西轍、至伏見、兵馬旌旗如雲似牆、

矧總軍二十萬人、犒銀八千貫目、其振旅揚武之勢、

令我師衆張膽威敵之風可察矣、既而江戸・大坂講

和議、

○三四六 川島永佳日記抄

〔川島家藏〕

川島新左衛門永佳日帳曰、江戸御城御本丸の御普

請、慶長拾八年迄者、惣城芝土手にて御座候、同

十九年二月初より、大名衆江被仰付、御普請初り

候、秀忠公毎日御普請場御巡見、所々に御茶屋

立、路地ニ木を植、御座敷江金の屏風を立、御茶

被食上候、同八月初の夜更まで、御普請の音いた

し候処、あかつきはたと止候故、不審にて、此方

御屋敷より人を遣見せ候得ハ、人夫老人もなく、

則町田圖書御懇意之御方に参り候而、被伺候得者、

公方様より御条書を以、大坂江被仰遣候処、秀

頼公御承引無之に依て、來ル十月廿三日午刻ニ、

大坂江御馬を被向筈候也、

一右御日限寅刻、此方櫻田御屋敷の前を夥敷人數通

候ニ付、御門を開き出て見候得者、小荷駄無際限

通り候、そのうち式百駄者御褒美の金銀、老延に

四拾貫ツ、と承及候、

一右小荷駄通り候て少間有之、御弓・鉄炮・長柄、

物頭之出立様にて、或者勝軍地藏をせなかにおし、或者運者在天、或者經かたひらに、又蘭蓆を道服にし、或者紙この羽織也、いづれも羽織者袖なしにして、まのりをあげ、地に曳様にして馬をのり廻し、下知を被成候、

一すてに御定の刻限、午のときに成しかは、棒突の衆御先に、つくはへ／＼と申候ニ付、御門の前に躡居、奉拝 公方様を、御嬖束ハ御道服、地黄色に基盤かうし、御かるさんはしゅちん、御馬月毛、紫糸をうちませたる大房、馬面金の角御引添、數疋御先に牽せ御通候、御跡二行ニ備、酉の刻、

一廿五日、本多大隅守殿・同出羽守殿御立候、同廿八日、本多出雲守殿・淺野采女正殿・秋田城之助殿父子三人、同廿九日、眞田伊豆守殿、此分見物仕候也、

一其後大坂落城之物音、今日／＼と承居候処、江戸中様々雜説申散候、町人とも財寶を寺ミ江頼ミ遣し候、大坂の城主強クして、すてに 御所様御陳

近ク働申候而、弓・鉄炮打掛、御負軍になり候由、風聞申候処、御和睦之由御左右御座候、

○是歲慶長十九年、久幸在于江戸、聞東西戒嚴之狀、則千里飛檄報諸我 公也、於是、 家久公將會大御所師、使闔國為準備、十一月十一日、 義弘公頒布軍律于藩中、紀律嚴明、今据其書以供于詳焉、嘗聞之、 神君征大坂佗藩諸侯不與、唯從宗室族人者靡佗、當初各把兩端、叛服未測也、故我公亦不與焉云、

○三四七 島津義弘条書

奥州様大坂御出張ニ付、御陣中御法度之條々、

一喧嘩口論堅停止之事、

一防戰ニ可及時、無御下知、一人茂備之場を罷出間敷事、

一如何様之騒動之儀雖在之、請取之場慥ニ相圍、他ニ不可混事、

一 若大合戦など可在之時者、諸軍者方々へ不走散、御馬廻を可相圍事、

一 鉄炮みたりにうつましく候、若ためしつゝ在之者、奉行衆江申理可仕之事、

一 對他所衆、うてたて過言停止之事、

一 惣別他國衆江致入魂、互出入共候而、無等閑躰可爲停止候事、

一 傍輩中口論共仕出、深々之遺恨雖在之、其節之儀者致堪忍、言上公義之以御愛可達存分候、私として於事破者、曲事ニ可被仰付事、

一 於陣中、縦人々しひ候とも、大酒停止之事、

一 諸下知衆之可申付旨、不可相背事、

一 今度御上洛之御供衆、於路次中、濫妨狼藉堅停止之事、

右條々於違乱之輩者、可致嚴科者也、

一 諸外城御置目之事、

一 一番普請無懈怠可相勤事、

一 他行停止之事、

一 御留守中辻切可申付候、然者與之内功者を相添、鹿相成儀無之様ニ可致分別事、

一 普請帳ニ星をさし、月々の帳を 惟新様可懸御目事、

一 他國衆江聊尔ニ宿かすましく候、若不審成者於在之者留置、鹿兒嶋江可致披露之事、

一 海邊之諸所者、船之出入念を入、他所之船於着津者、能々尋究、早々かこしま江可致披露事、

一 他國境之諸所、他にかゝり不可致違乱、就中、世上若さはかしき儀雖在之、無御下知不入儀仕まじき事、

一 一人々留守之宿に出入可爲停止、乍去、無余儀用談之儀在之者、其亭主之親類欵、又者老者など致同道、用談可相達事、

右條々、於違乱之輩者、可被處嚴科者也、

慶長十九年十一月十一日

嶋津兵庫入道

惟新 御花押

(本文書ハ「旧記雜録後編四」一一八九号文書ト同文ナリ)

○元和元年乙卯改元六月、以前慶長廿年、三月廿九日、久幸代三原

備中守重種、發江戸將歸國、時 大家以賜我 公奉書數通被付久幸也、乃上東海道神名川、則相遇東軍凱旋陸繼反江戸、久幸四月抵京師、又聞東西不協之風、仍留五日、久幸私謂須駐邸屋速夫戰期、福崎某止之曰、如聞卿多齎 大家奉書、恐其書中有所告我 公大事矣、不如卿速還藩而致諸 公之愈也、於是、十三日、發京師、時大坂戒嚴、港口巨出、乃枉路逾尼崎、主大物浦胡麻屋、十四日、開洋、比及播州室津海、浮哨船數隻按驗往來、吾舟辭而過之、十六日、得順風疾駛至豊後大島、遂入日向耳津、捨舟登岸、直次紙屋、翌日、冒大雨詣霧島一宿、廿六日、到柘木見 義弘公、言東西之消息、今日歸鹿島、其始終具于當初久幸之與力川島新左衛門永佳手録日曆矣、暮膳於後、

○三四八 川島永佳日記抄

『川島家藏』
川島永佳日帳曰、慶長式拾年三月、此方御質之御

妹様、御家老町田圖書頭代として、三原備中守重種江戸江着候、依之三月廿九日、圖書江戸を立歸國也、神奈川邊にて、大坂歸陣之衆ニ逢申候、鑓を束にして相荷ひにし、或は鉄炮を束にして肩負通り候、中々多勢にて海道通りかたきほとこの事也、
『相模馬入川』 『伊達政宗』
一馬乳の渡りにて正宗に參り逢候、

一勢州龜山に一宿、亭主かたり候ハ、又大坂江御馬を被向候由ニ而、城主松平下總守殿もその支度被成候由申候、

一四月朔日、圖書頭上京在番、福崎新兵衛道正庵ニ罷在候、圖書頭被申候者、龜山にて如斯風聞ありいかゞ、新兵衛言、其通無別条、もはや冬の陳所を大名衆使を差こし格護のよし、承及候と申候、圖書曰、御國に御觸在之候哉、未無之候、圖書さらは御國江申遣、自身ハ在京仕由也、新兵衛曰、尤之儀ニ候へとも、御奉書數通御持參乃由、若その内ニ、御陳觸の御奉書御座候ハ、遅く相届可申儀如何ニ候、早々御持下り候得と進メ申ニ付、

御下り之筈ニ被定、併五日聞合可被成とて在京也、

一同十三日、此内聞合候得共、何の物音も無之故、

伏見より下り、大坂へ往來無之由ニ而、なからの

河に舟を廻し、尼ヶ崎大物の浦胡麻屋三郎兵衛所

江、新兵衛相役大寺主計助御物の道具を除罷在候

ニ付、圖書も彼所へ同宿也、新兵衛一舟ニ而罷下

ル、

一十四日、尼ヶ崎を出舟、順風よく、同十五日の朝、

室乃津を走過候處、番船來て何舟かと尋候ゆへ、

薩摩家來江戸屋敷在番して、今歸國なり、御奉行

衆御狀も御座候、早ニ船中御改可被下由被申候得

とも、不及其儀とて、御通し候、その夜は備後乃

ともへ入津、同十六日、追風ニ而豊後大嶋まで、

夫より日州美々津へ入津也、八ツ時分乃事也、則

打立紙屋まで、翌日大雨にて候得とも、霧嶋長座

主坊へ一宿、

一卯月廿六日早天打立、加治木 惟新公江御目見得、

その日戌の刻、鹿兒嶋へ來着候、

右拾三行、川嶋新左衛門永佳事、慶長十九年町田

圖書頭久幸與力ニ而在江戸、旅中日帳之内より書

技也、日帳全篇、其後川嶋家ニハ紛失いたし候、

以後全篇を可寫入者也、

○比紀州即比志島紀伊守國貞、河内守立頼之弟美濃

守義方之後也、歴事 義久公 義弘公 家久公、

與久幸同官、元和六年不祿、 家久公悼惜之、作

歌供追薦焉、國貞次子國隆襲父職、有罪被戮、然

家久公賜長子義之新恩地五百石、立國貞之嗣、左

之書無年、且家譜不載 家久公臨止之事、因闕考、

○三四九 喜入忠政書状

『有馬家藏』 返、右之様子町田殿比紀州へ御内儀共□得、

尤候、若又、紀州御宿にても可然仕合共候ハ

、於彼方も能候へんと存候間、御内儀次第

可被成候、以上、

態用一札候、仍貴所御前へ可有指出候事、拙子其

方へ參上之時分と、從町少兵衛殿これへも承候、

然者、此十三・四日比、比紀州老へ上様可爲御成候者、就夫、拙子も參上可申候由承候間、十二日比參上可申候、但紀州へ御成日限方次第候、左様候へ、貴所御祝共進上可有候事、罷成候へ、其時分も可然候へん哉と存候、早と相濟候て、可目出存候、十四日・五日者吉日にも候と存候、十六日ハ悪日候、彼是御聞合候て、御分別專一候、恐と謹言、

二月十日

喜攝津守

忠政(花押)

林藤七殿

御宿所

○加治木人宮原主計介景親者、昔年慶長庚戌之冬、

從吾而至駿府、不圖因本田正信之吹嘘、(A)景親辱得

見於大御所、而所費數金、假銀京人田邊屋道與、而還郷、乃有所訟、與給田祿、久幸宣之命也、宮原譜

自慶長十五年至元和三年、歲輸納五十石田租于官者八年、而償道與之假貸云、然則左方之書、在元和初年之間也、

○三五〇 町田久幸書狀

『宮原五兵衛藏』

此中永々御逗留御大儀之至候、仍貴所へ御知行御給之由、今朝御支配衆へ申渡候条、早と貴殿前より被仰理尤候、子細者以御面可申候、恐と謹言、

四月十五日

久幸(花押)

町田少兵衛尉

(上包)

宮原主計助殿

人々御中

元和四年戊午十二月九日、加治木宮原主計助景親呈狀ニ曰、

○三五二 宮原景親書狀

一先年、町田圖書頭殿爲御使者、江戸・駿河御上洛之時分、惟新様より爲御使圖書頭殿江被相附拙者事、主從五人之御盛にて罷上候、御意之趣者、関ヶ原以來之御禮并琉球御領知之御禮ニ付、本田佐州様・本多上州様迄被召上せ候処に、存之外佐

州様御下知を以、惟新様御爲之儀候間、拙者事
茂 將軍様江御目見へ可仕之由、被仰付候、重々
御託申上候得共、佐州様御下知にて候条、可任御
意由、圖書頭殿も被仰聞候間、御目見へ仕候、就
夫、御馬・太刀進上仕候、又御奉行中井御取次衆
へも御禮申上候、

○元和元年乙卯 改元六月以前、慶長廿年也、大坂・江戸復有變、大

御所再軍大坂、先是、秀頼亟遣我 公内書、請戮
力大坂、公却之弗納、然而巷説紛紜、於是、京
都道正菴主休甫窃憂之、乃馳書久幸曰、遲 公遣
率軍兵來會 兩御所師、カナフスイニテ要緊母得後期矣、抑當時
國老豈止久幸哉、而道正菴唯告于久幸者有以焉、

○三五二 道正庵休甫書狀

尚々、夜白御急被成候様、被仰上尤奉存候、
已上、

御着船被成候哉、御出船已後不承、無御心元奉存

候、

一 大御所様、去十八日之末之刻、二条御所へ御宿被
成候、一段静ニ御座候、

一 奥州様御上洛可被成之旨ニ候、去年、何角取沙汰
申候、又當年もはや大坂へ御籠被成候なと申、
米なと御入被成候なと、虚説御座候間、片時も御
急被成 御上洛尤奉存候、

一 將軍様廿三日ニ御上洛之由申候、御先手上總様・
伊達殿ニ而候、大坂表指而御手間入申間敷と申事
候、京中取乱申□事、御推量可被成候、恐惶謹言、

『元和元年』
卯月廿日 道正庵
休甫(花押)

町勝兵様

人々御中
〔本文書ハ、旧記雜錄後編四〕二二四三号文書ト向文ナリ

○元和元年夏五月、家久公將出麿島會東師于大坂
也、於是朔日、久幸等馳檄國分地頭喜入大炊助久
正入道紹嘉、以示師期令辨嚴焉、同四日、家久

公出于魔島舟至肥前平戸、得山口直友今月九日書、
曰、大坂、八日既陷、公宜來賀、勿帶兵衆、六
月二日、公至攝津尼崎、同五日、公見於大
御所及將軍秀忠、公遂之國也、

○三五三 伊勢貞昌・町田久幸連署書狀

尚々、山口殿より、早々御上洛可被成之旨、
今朝御到來候、就其、來四日ニ御打立ニ相定
候、爲御存知候、以上、

急度令啓候、兼日如申候、奥州様御出陳之日限
可申渡候間、内々用意候て可被相待之由申候ツ、
然者、來四日ニ被成御打立候、先々御手廻迄ニて
御出船候、諸所之一人被差遣、比志嶋紀州へ被相
尋、彼返詞次第不移時日、可被罷立候、御前御立
之處、早々於延引者曲事之由、後日可被仰付候、
聊以由断有間(數候力)、恐々謹言、

五月朔日

町田勝兵衛尉
久幸(花押)

紹嘉老
人々御中

伊勢兵部少輔
貞昌(花押)

○元和元年五月八日、即大坂城陷之日也、先是四月、
本田正純遣オケリ家久公書曰、將復有事於大坂、公
宜飾兵衆征繕イサグイシテ以待命、於是、公帥師向於大坂、
而大坂城已陷、未聞于本藩、故久幸傳公命使東
郷殘兵速會、公帥于大坂、是蓋召募オイツク之書耳、

○三五四 町田久幸書狀

急度申通候、從其元此度立衆之内、自然相殘人衆
於有之者、急ニ可被罷立様ニ可被申渡候、先日者
船元へ一人被遣、到來次第可被罷出之由、申渡候
へ共、早々可罷立通被仰出候間、少茂延引有間敷
候、各打立之日限追而可致糺明候、恐々謹言、

五月八日

町田勝兵衛尉
久幸(花押)

東郷
喉衆中

〇三五五 町田久幸・比志島國貞連署書狀

急度令啓入候、

一先年御檢地之砌、現作之外荒地田畠分別札ニ被調
置候、後年者可作打之由候ツ、雖然、其後とかく
の沙汰無之候、定現作ニ罷成たる地も可有之存候、
雖爲少分、納之儀無緩上納可被仰付候、巨細者浮
所奉行より可被申越候事、

一大坂落人、不寄男女童、何方へも隱爲者於有之者、
被改からめとられへきよし、御法度之儀候間、其
心得尤候、縦大坂之者にて無之な□申者候共、一
切許容有間敷候事、

一大坂御普請役ニ付而、來秋出物過分ニ可仰付候由、
相聞得候、兼日より其用意肝要たるへく候、行不
申下ニいたる迄不入事不致、雜作出物方一篇ニ
才覺油断有ましく候、恐ニ謹言、

『元和元年』

六月廿七日

比紀伊守

國貞(花押)

町勝兵衛尉

久幸(花押)

東郷暖衆中
御宿所

〇元和元年、家久公在上方、邦事方^{ツツ}棘、久幸與比
志島國貞奉 義弘公之旨、事無大小贊知國政、

〇三五六 島津義弘書狀

尚々、來月者諏方之御祭禮ニ付、早晚衆中之
躍有之事情得共、當年者貴所御留守之儀候間、
衆中躍ハ先被相留候へと、老中衆談合申候、
乍去、御存分共候ハ、追而可被仰下候、如
其可申候、百姓之躍者旧例迄ニ小路にて躍申
候而可然候半と申事候、旁爲御存知候、

幸便之条、企愚翰候、

一市來八左衛門一昨日廿三日致下着、去ル四日之御
札、慥ニ令披見候、先以口上之趣委細承届、何も
得其意候、折節、紀州・町田勝兵も當所江罷越被
相合候間、彼是懇遂熟談候条、可御心安事、

一將軍様御目見得仕合能相濟申候由、先日巨細被仰

越、誠老後之安堵此上有間敷候、殊倍諸大名衆より御念比之由、御外聞不過之候、就其何篇被入御念、御分別可爲肝要候事、

一御留守中、聊無相替儀候、殊更孫殿たち一段勇健ニ御坐候、東之丸御料人之小瘡、最前ハかミのうち不殘皆ミ申候つれ共、此比者はや平愈申候条、目出度存候、我等も鹿兒島へ節々見廻ニ相越、諸事紀州・勝兵ニ致談合候、惣別國元之儀、少も無油断、老中衆被申付候、是亦爲御心存知候事、一たはこの儀、天下御法度之由被仰出ニ付、御奉行衆より到貴所被遣候廻文之趣具ニ致拝見、得其意申候、弥以爰元之儀、其分に堅可申付候、如御存知たはこの儀ハ、是非共御法度堅固に被仰付候ハんハ、以來可爲笑止儀多々有之候、此中我等申つる、乍案中、其段聊無相違と存事候、御分國中ハ御法度稱敷候得共、求摩より尔今も、たはこ商賣被通候由、内ニ承付候間、笑止ニ存、比紀州・町勝兵へ談合中、一昨日廿三日、猿渡新介長壽殿爲

見舞求摩へ差越候間、内藏助殿迄、此元たはこかく法度申付候条、自然其表より商人衆なとたはこの荷物此表江通候而者不可然候間、左様ニ無之様ニ、御領内江被仰渡候而可給候、然間、自今以後、求摩より此表へ可通荷物者相改候様ニ、眞幸表へ内ニ申付候条、旁其御心得尤たるへき由申遣候、如此、求摩へも申越候跡へ、市來八左衛門尉罷下、御奉行衆より之御法度狀致一覽、愚老きとくに申合たると存事候、尚巨細之儀共伊勢兵部少輔迄申上せ候条、不詳候、恐々謹言、

(元和元年)

閏六月廿五日

惟新御花押

陸奥守殿

まじる

○元和二年丙辰二月九日、家久公發鹿島、三月十九日、至駿府候 大御所不豫 大御所 家康公、是歲三月二十七日、拜太政大臣、 四月十七日、祖駿府

○元和二年二月、久幸領高山地頭職、

年代記曰、元和二年二月九日、家久公御上洛御

打立、二月ノ末、町田勝兵衛尉殿高山地頭聞、五月十二日、家久公魔島江御下向、

町田大概記曰、圖書殿者存命之時より、萬事被頼候、殊ニ高山之地頭被指當候、圖書殿留守如何様成事有之共、圖書殿代ニ高山に罷越可承之由、上様御意を以、圖書所に入出候、

○元和二年四月、公如京師、五月今茲、公室負債至千貫目餘、公命久幸等、參謀所以償之、於是、詣明年龜田祿一石出銀一匁三分報可、

○三五七 町田久幸・比志島国貞連署書狀

追而、去年之一匁出銀有未進之由相聞得候、不可然候間、早ニ皆濟候様可被仰付候、已上、態申入候、去々年以來度々御上洛之入目、江戸御屋形不慮之火事出來候、彼是御借銀千貫目余在之儀ニ候、此返弁、一年ニ者罷成間敷候間、來秋之出銀一石ニ一匁三分ッ、可被仰付之由相定候、扱者、銀子・鳥目・八木、此三色之内にて可有上納

候、八木直成之事を追而可申定候、兼日爲御用意、先以用一書候、早ニ可被仰付候、恐惶謹言、

元和二
五月三日

比志嶋紀伊守
國貞判

町田勝兵衛尉
久幸判

樺山權左衛門尉殿
人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一三四七号文書ト同文ナリ)

○是歲六月二日、世子虎壽丸君誕生即光、久公、

○勝兵衛久幸賜名稱圖書頭元和二年九月四日御家老連名中有町田勝兵衛尉、由此則改名當

在九月以後、翌三年之交、

○元和三年丁巳正月、家久公發魔島、二月、至大

坂遂如京、因近衛信尹公、候

天皇御水尾帝起居、

天皇賜 公箏琴及薰香、

○加治木彦右衛門經宣者、久幸之與力也、寺師筑後

守以下三人、大口衆而贈遺久幸以遠路土儀者、蓋

修曩時大口地頭之舊好也筑後守子孫寺師新左衛門、丹波守子孫關幸田八郎右衛門現在大

郷口、

○三五八 町田久幸書状

以上

加治木彦右衛門尉所送之御狀、具令披見候、仍爰許跡敷木崎わらひ送預候、至遠路御心付畏入候、何様可致賞翫候、猶以御面御礼可申達候、恐々謹言、

町田圖書頭

久幸(花押)

(元和三年)

三月十七日

寺師筑後守殿

蘭牟田丹波守殿

伊集院備後守殿

御返報

○按慶長七年諸浦掟中、有山川御假屋云云、由此、

則七年以前、揖宿郡山川既置假館也、野間口彦左衛門名信昌、時看守

山川御假館者、

○三五九 町田久幸書状

『山川野間口藏』
以上

其許御假屋之御番、一日一夜衆中兩人充ニ而、可被相勤候、諸所右之通ニ候間、聊緩候へぬ様ニ可被申付候、雖不及申候、大風或火用など之時者、御かり屋之様罷出、其格護可仕事、可爲肝要候、恐々謹言、

町圖書頭

久幸(花押)

三月廿日

野間口彦左衛門尉殿

御宿所

○元和三年七月八日、江戸従行家老伊勢貞昌、致舊債宜償事於久幸等、

○三六〇 伊勢貞昌書状

尚々、我等存候者、か様成借銀本纒之事に候を、年重過分之利足を付候事、合點不申候間、銀子御返弁候共、其御分別候而、御なし候半

ハと存候、其故者、此銀子之事者、三文子ニ
而候、當時京都にて各被借上候者、一分五リ。
六リ・八リにて御坐候、然時ハ、左様成算用
も可有之候、此已前も久銀子など御なし候時
者、利足過分ニ御押候つる、惣別此銀子之事
候、最前借銀被成候衆三人之内兩人被相果候
迄、ケ様押移候間、被仰様共可有之と存候、
以上、

先年田邊屋又左衛門口入にて、 惟新様御役人衆
より銀子売買目御借用、其利足算用可被下之由、
達而雖被申候、はや數年押移被申、其上借狀共被
仕候衆、かちきへ有之事候間、左様成衆江茂不致
談合候者、有無之御返事難成由、又左へ申候へハ、
國元へ人を差下可申候間、一書可相付由候間、如
此候、於其地被成御談合、能御濟候而肝要候、猶
様子ハ口上ニ可被申達候、恐惶、

(元和三年)
七月八日
(町田久幸)
町圖書殿

(伊勢貞昌)
伊兵部

(比志島國貞)
比紀州老
(三原重種)
三諸右殿

○元和三年七月十二日、 家久公自伏見還賜圖書頭
久幸・三原重種・比志島國貞書、令諭諸臣曰、今
也天下太平風俗漸變、鞍馬・衣服皆尚華美、邸屋
居室率爲宏麗、當是之時、寡人當朝江戸、費用皆
須假貸、困心衡慮正在今日、而國中諸臣恬不之恤、
逋責苟免、何其不解事也、巨室所嚮一國慕之、宜
使相模守 仍・牛菊丸常久子・下野守元・北郷讚岐守
忠・北郷加賀守久首、率諸臣以紓國難、

○三六一 島津家久条書

家中衆江可申聞條々

一世上太平ニ有之故、 公方様御前之様子、其外諸
侍着合之躰、從前々も、以之外華麗ニ成候事、
一江戸諸大名之屋形皆々結構ニ被調候、當 公方様
御行儀たゞしく被成御座、御法度つよく被仰付故、

大名・小名少も油断無之躰ニ候間、國ニ役儀於無沙汰、可及氣遣候事、

一諸大名内衆、馬鞍・衣裳等、寄麗ニ有之候事、

一借銀過分ニ成行候之事、

一從來年、毎年の可爲在江戸事、

右之條々、不輕始末候處、在國之衆それ程ニも不

存、無氣遣可送月日事、笑止候、右之條目、ひと

つとして銀子不入事無之、就其借銀過分ニ成候、

江戸屋形作、又來春上洛之調茂、借銀ならては調

ましく候、此返弁之儀、諸侍以出物可弁濟候、然

ハ毎年之出物未進之衆有之候而、諸人之覺ニ茂不

成、銀子茂過分ニ不足事、雖曲事深重候、知行可

召上儀、餘り依痛入ニ、何とそ可相調欵と數年遠

慮のミにて押移候得共、その遠慮故、手前之出物

相勸衆も、未進之者を見合、致遅ニ事眼前候、世

上之様を見及候分者用捨にて、家之相續可難成候、

我等毎年凌波濤、數百里關東江參候事茂、爲國家

にて有之事ニ候之處、家中衆奉公無沙汰之輩故、

及家之滅却候半事、無念之次第ニ候之間、自今以後者、出物未進衆、不依大身・小身、知行可召上候、如此申出スニ付、諸人も驚、我と耕作をも仕、妻子をも可養、可致分別事、肝要ニ候得共、國之慣ニ而、離知行候日迄ハ緩々と押移、可及迷惑事不便ニ候、就中分限之衆相模守・牛菊・下野守・北郷讚岐守・北郷加賀守などの衆、人之手本ニ成候様ニ被申付、家之奉公尤たるへく候、若於油断用捨有之間鋪候条、諸侍同前ニ、此由堅可申渡者也、

元和三年七月十二日

家久御花押

三原諸右衛門殿

比志島紀伊守殿

町田圖書頭殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一四二四号文書ト同文ナリ)

○三六二 伊勢貞昌書狀

鮫島筑右衛門殿下向候間、令啓候、

一當年出物之儀ニ付、以書物被仰遣候間、被遂御談合、諸人能ニ染心肝候様可被仰渡事、

一當年者唐船未參由、無心元候、おらん唐船數十艘かけ取候由、向後者唐船着岸申間敷かと取沙汰申候、定 公方様御耳ニ入候而、おらんだ曲事之由、可被仰付由申候事、

一公方様御逗留も可爲九月比迄由、本多上州老被仰候間、九月初ニ欵、八月末欵、諸大名衆御暇出可申由申候、猶委細者、筑右衛門殿口上ニ可被申達候、不能詳候、

(元和三年) 七月十二日

伊兵部

比紀州

町圖書老

三諸右衛門老

○元和三年七月、家久公造伏見營、見 大樹秀忠

公、同月十八日、家久公為宰相、宣旨曰、宜任

參議、是時 公及伊達政宗・前田利常有二宰相按宰相公卿以上之稱、而參議乃參議、朝政之義、故任參議則稱宰相

同月廿一日、將軍秀忠公朝

天皇、公從、

○元和三年八月七日、家久公候

太上天皇後陽成帝起居、同月廿六日、太上天皇崩、

○三六三 伊勢貞昌書狀

今度從 惟新様御使被差上ニ付、御傳書相届、則致披露候、

一御國相易儀無之候哉、就中、御三方御子様達御無事ニ御座候由、被成御祝着候、

一爲御遣物焼酒其外種ニ御上候由、待遠ニ存候、今

度者御知音衆御着合にて、互米なと過分ニ御音信

共候處、此方何そ御遣物無之候ハ、難被成御挨

拶躰ニ御座候、せめて琉球物なと參候ハ、左様

成物にて、御補候ハんにと申事候、何を申而も遅

候へハ不入事候、

一奥州様今度宰相ニ御成候而、昨日廿一日、御參内之御供、自例年も御外聞能御座候へと、誠ニ目出度御事不可過之候事、

一當年者、唐船不參由咲止ニ候、先日從 惟新様被成下 御書候ニ、根占へ唐船一艘着船候、如鹿兒

島被相廻候、巨細者自老中可被申上由、被仰聞候得共、其由ハ未相通候、昨日溝口覺左衛門罷上候

ニ、圖書老・諸右老より之御狀ニ、大泊ニ唐船着岸候由相見得候、又先日從御三人之御狀ニ、久志

浦へ小唐船一艘參來候得共、難風ニ逢候而、湊口にて致破損候、荷物少も不殘由被仰上候、また川

浦へおらんたかけ來候、唐船之様子被仰上候、外根占之舟之儀共、兎角無御座候、後便ニ可被仰上

候、

一公方様御參 内も相濟候而、諸大名御暇近日出可申由、取沙汰候条、与風御下國も可有御座欵と存候、

一池田武藏守殿御息、此中播磨之國主にて御座候つ

るを、因幡・伯耆へ御繰替にて、播磨本田美濃守殿を被遣候、脇坂中書なども伊与にて知行被爲執候を、如何候哉、信濃へ御繰易にて、此外ニも御

改之衆可有之哉と取沙汰候、猶相替儀候者、追々可申入候、恐惶、

七月廿二日

伊兵部

比紀州

町圖書老

三諸右老

人々

○元和三年九月朔日、將軍家賜 家久公松平氏、

改稱薩摩守、

○阿蘇玄與惟永號墨齋、肥後阿蘇郡阿蘇宮神主從三

位惟前之子惟富男也、天正十六年、玄與始來本藩、

事 義久公、輒陪連歌席者、至是、移居魔島、仍

就御使役市來八左衛門家繁、有訟於久幸也、前此、

天正十五年、 義弘公自豊後班師時、玄與統領阿

蘇軍而効忠于 公者、見于久倍譜中、

○三六四 町田久幸書狀

尚々、御地之儀とも相調候へかしと存候、隨

分各へも御談合可申候、以上、

今朝者預御狀、具令披見候、然者、市來八左衛門尉殿を以御申之儀とも、細々承届候、定各以御談合御返事共可有之と存候、如被仰聞、貴老御事、先年對御家、無少儀被成御奉公候事、無其隱御事候、就中、至存松御念比之筋少も無忘却候、殊去年已來、此元へ被成御移、別而御前之御仕合共能候事、我等迄も大慶ニ存事候、何れも以御面可申伸候、恐惶謹言、

十一月七日

久幸判

町田圖書頭

玄与老

御報

久幸

○元和四年戊午七月朔日、新修伊作大汝八幡宮寶殿、

公命也、既落成、則久幸與比志島國貞・三原重種・伊勢貞昌、今日掲上棟文于神廟也、是時比志島國貞為伊作地頭故、書曰當職耳、

○三六五 伊作大汝八幡宮神殿棟札写

大檀越嶋津藤原朝臣家久

奉造立八幡宮神殿

嶋津兵庫頭義弘朝臣

當職

比志嶋紀伊守國貞

三原諸右衛門尉重種

伊勢兵部少輔貞昌

町田圖書頭久幸

大宮司

篠原源太夫政宗

奉行

大久保宗如

嚙米

堀之内日向守重成

田部四郎左衛門為晴

元和二年戊午

七月朔日

遷宮導師

海藏院法印秀岳

○

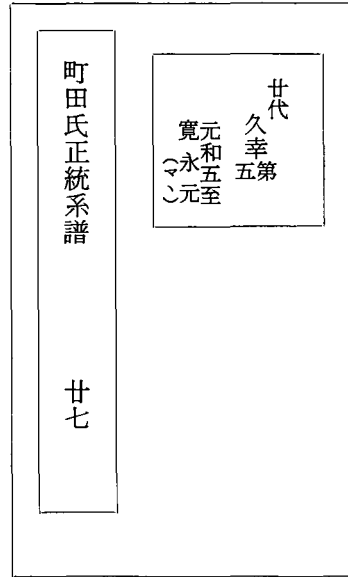
圖書頭久幸之印章

久幸



(黑印)

(表紙)



藤原姓町田氏正統系譜卷第廿七久幸五

○元和五年己未二月廿一日、家久公發薨城如京師、

久幸與島津久元為從行御家老、是時公携次息又八

郎忠平君、君生四年矣、後為加治、木領主、稱兵庫忠朗五月、至京館於道

正菴、本年夏、大將軍秀忠公將朝於

天皇後水尾帝納秀、忠公姫為皇后乃豫命關西諸侯會于皇都也、

○國分左田九兵衛尉有 公上京之日程ダウチヤウニツキ、半紙、横折可

以概見久幸從行其海陸泊次之事蹟、因省寫于茲、

○三六六 本田九兵衛尉京都御供日記抄

國分左田十左衛門藏

京都御供日記曰、元和五年二月廿一日、麿島午之

刻被成御打立、伊集院江六ツ下ニ御着候、衆中御

進物紙・青銅也、其内上書不知御座候、日、記処

江可尋首尾申懸候、我宿大迫殿、

一同二月廿二日、伊集院辰之時御立ニて、串木野江

申之刻ニ御付候、此日長谷寺參申候、御かり屋參

候て、其晚町江宮原殿江禮申候、

一廿三日、串木野御立ニて、直ニあひ川御狩ニ上

様御登候由被成候、我々者向田御さきニ參候、御

かり過暮候て御付候、

一廿四日、攝州御曹又八郎忠平君江為御進物銀子御進上候、請

取我等調候、右銀本ノマ甚丞相合請取候て、其後箱入

□なとあひ仕、其後銀箱へ入、又此出銀、萩原慶

左衛門三人衆着進上并平右衛門殿へ音信之返事調

候、此目錄公儀より受取、

一廿五日、向田へ御滞留、攝州老成候、此日助左衛

門本ノマ魔島へ歸し申候、

一廿六日、新田八幡へ御参にて、御遊興□、京泊へ

積荷ニひま入候て、御崎より京泊下り申候、宿孫

太郎、向田へ用所候て参、此晚留り候、善兵衛殿

國府江参候、泊罷居候、我等も用候て、京泊より

向田江参候而留り申候、

一廿七日之朝辰之刻ニ、太平寺薬師御上候、我々も

ミの刻ニ、久木田殿何連も同心にて京泊へ罷下参

候、此日、御□山新兵殿ためし候て不思之請取、

此日、善兵ミの刻ニ京泊ニ歸し申候、善兵へ召列

京泊参候、今晚、京泊善兵滞留仕候、

一廿八日申之刻、上様京泊御着候、

一廿九日、京泊御出船にて、阿久根へ申之刻ニ御着、

浪路五里、我々宿濱の吉兵へ、其より御かり屋参

候向御振舞被下候、

一二月廿九日、雨ふり散々天氣にて候、御かりの由

候へ共相延候、三月朔日、御きんたんひの由候て、

御狩相延候、御舟皆くら戸へかゝり居候、くら戸

へ此日参候て、積荷書物等調、暮方傳問ニ而阿久

根へ罷歸候、歸さに、喜丹州江参候、紹嘉江白銀

八匁爲御見舞被差越候、丹州國民部左衛門殿同宿、

此夜放棄鎌盛次郎殿・長弥三・貴島傳左殿、余多

御放候、此晚ニくら戸ニて舟中振舞あひ申候、

一同二日卯の刻ニ、阿久根御出船候て、ハひもと迄

御出候、其より瀬崎御狩ニ御のほせ候而、鹿八十

三取れ候、こしらへ、次ニ舟乗候て、舟ニ而公儀

振舞被下候、

一同三日、瀬崎御滞留候て、今日も御狩被遊、鹿七

十五まろひ申候□此日、鹿兒より爲御使白濱如兵

殿銀箱一ツ七貫目入・鹿皮五百六十枚・猪ノ皮九

十九枚、合六百五拾九枚被持せ、午之刻和泉瀬浦

江被参候条、請取申候、宮傳左殿同心にて、下野

守様へ参、印數請取申たる由申候、諸舟賦付御の

ほせ有へく候由被仰下候、御ふれ篠崎十兵衛御付

候而、舟奉行相渡候、

一四日、右同所瀬浦御狩候、鹿五ツとれ申候、又此

日朝迄、御公儀賄被下候、此晚ニ者付飯米相加被

下候、

一五日、辰之刻瀬崎御出船にて、和泉長嶋之内師子の嶋江八ツ刻ニ御着候、此間八里、御かり屋近所御からせ被成候、

一三月六日、右同所和泉長嶋ノ内師子の嶋御滞留にて、御かり屋の前ニさかしき片平岡御からせ候て、鹿余多御取候、上様鹿六丸あそはし、根占丸江乗衆振舞、越前殿被成候、又此朝も我等振舞預候、

一同七日、右同所御滞留、今日も御かり被遊候、此晚御てうつあたりの鹿のゑた、勝目行丞殿御使にて被下候、辰時御かり屋へ參候て、納戸衆迄御禮申上候、又蒔絵御盃ニツ御舟へ御用たるへく由候て、我々舟へ山内新兵使にて、河崎傳兵殿へ被渡候、

「本ノマ、」
候、文箱勝行丞殿使にて候間渡申候、

一同八日、師子嶋之湊御出船たるへき由候へとも、天氣悪敷候て、無御出船候、終日雨ふり申候、

一九日、和泉長嶋之内師子之嶋、辰之刻ニ御出船候て、天草之内柳の瀬戸へ申之時御着候、此舟路十

五里、志摩守殿御領分なり、有瀬戸弓二十三と有、めて下ときと申立名なり、其より肥後城近見得候、左候て、柳の瀬戸と申湊へ七ツ時御着候、此処地頭關主水佑殿・なきはらとやらん申仁兩人、御見舞ニ被參候、小船にて御出合にて御見相候、陸ざしき御ミさせ候て、御両殿おり被遊候、御ざしきにてはいかい被遊候、信濃殿發句、

春の夜の月をミきハのしゆゑんかな

一三月十日、天草之内柳の瀬渡湊をとらノ刻ニ御出船ニ而、申之刻肥前ノ内風嶋へ御着候、舟路廿五里、柳のせと湊よりロノ津迄八里、ロノ津よりかは嶋迄十八里、合廿五里なり、此間ニちゝハなたメテニアリ、右かばしま肥前より松浦武藏守殿領分也、

一同十一日、天氣悪敷西風しきりに吹、かばしまへ御逗留、

一十二日、無順風候て、右同所風嶋へ御滞留あり、一十三日、かばしま、うしの時御出船にて、備前マの内

よぶこへ御舟かゝり被成候、此日、ひら渡まへ瀬にて、我々乗舟、塩早ニてかちツかせ、瀬ニ舟すハリ、舟そこね申、漸難儀にて取のひ候、左候而、日入時分、よぶこへ付申候、其より御物大事成荷物、納戸舟三艘へ乗移、御談合ニて候、とらノ時ニ、三艘荷乗移し候、右舟路三十五里、

一十四日、備前ノ内かまた、うしノ時御出船にて、備前なこやへ巳ノ時御付候、寺澤殿御かり屋御成候て、廳而七ツ計ニ御船被出、名護屋之内相嶋へ酉之刻、御船被留候、かまたより相嶋迄十六里、一十五日、備前名護屋之内相嶋、うしノ時御出船ニて、筑前之内あひの嶋江辰之初ニ御舟かゝり候而、巳午未迄御舟被留、申頭より御出船にて、周防之國下ノ關ノ内はへとまりと申処江亥之刻ニ御舟付候、右舟路廿里、此在所毛利殿御領分、一十六日、周防之内はへとまり、とら之時分御出船にて、豊前之内文字關の浦と申処へ、午之刻御船かゝり候、順風なく、又御供舟關之前塩早ニて、

もしのふもとへ諸船塩かゝり候、申之時計より順風候間、御舟被出候へとも、天氣無然々候間、田のうらより一里程御出船候へ共、御留候て、又田浦へ此晚御船かゝり候、から津へ小早船被遣候、右もしのふもとより御歸し候、右之はゑ南風留よりもしの田の浦三里、

一十七日、豊前之内田の浦、うしの時御出船にて、上之關迄御船可被召候へとも、雨ふり天氣悪敷候て、長門國向ノ嶋と申湊江申ノ下ニ御船被留候、此舟路十六里、

一十八日、右向ノ嶋より周防國之内宮ノ酬瀬渡迄十里、御塩懸二時被遊候て、此□右同國鹿室江御船被留候、宮酬より十五里、合舟路廿五里、

一十九日、右鹿室ニて、朝狩被遊候て、未之刻御出船候而、つはに船懸り被遊候而、藝國之内かまかりノ瀬戸ニ御留候、舟路鹿室より十三里、

一廿日、あぎの國かまかりより卯刻ニ御出船にて、同三原めかりの瀬戸ニ塩かゝり被成候て、備後之

田嶋へ御船被留候、田嶋迄船路十七里、但福嶋殿領分、但此日田嶋より二里前にて、前信濃守殿乗船、其外三艘、瀬江乗上候、

一廿一日、備後ノ内田嶋之瀬渡辰之時ニ御出船にて、播磨しもつゐへ御船被留候、酉之刻下り御着津、此在所迄舟路十三里、但江戸より武藏・宮内殿御藏入之由候、雨降、

一廿二日、播磨之下對、とらの刻ニ御出船候て、右同内大たふ之湊江西之時ニ御付候、舟路十三里、京ノ上郎の瀬戸出口にて、八木民部左殿・西侯彦右衛門之罷下ニ被參合候、左候て、此晚戌ノ時ニ御先ニ東郷越前守・伊及右衛門・包丁人其外代所付來、御使舟にて被參候、『久幸』圖書頭殿御先御のほり候、此宵天氣惡敷候て、廿三日未明御先參被成候、

廿三日 西風晴天、卯時計ニ少雨フル、

一播摩田部湊、卯時出船候て、むろへ九ツ時ニ着船候、然処ニ、御船ハ辰之時ニ右湊御出船候て、家嶋未時ニ御着候、我々乗船ハ直ニ可乘ニ仕候へとも、

天氣惡敷候処ニ、御船も家嶋之様ニ參候間、我々も家嶋之様ニ乗申候、未下着申候、然処ニ、妙見丸より宮傳左殿御座候て、伊集院にて進物無首尾談合候て、其より日々記衆江宮内丸へ參、稅次郎左衛門殿・井尻殿あひ候て、相方日記見合候、

廿四日 晴天但晚ニ雨少降、

一家嶋卯之時御出船候、戌之時者大坂江御着津候、根占丸天か崎迄參候時、北風つよく候而、なたニもき寄難成候而、奥江かゝり申候、戌之刻下計ニつなき留候、

廿五日 晴天

一あまか崎六ツ時ニ碇取候て、大坂江九ツ時きず口『木津川口』の川うちニ乗籠申候、又ひらとにて船そこね刻、舟奉行よりくき爲用心、根占丸被成乘候、今日返弁として墨付相添、舟頭善兵へ渡候、折頭廿・落九ツ・かすかい四ツ、田尻小左衛門殿合懸申候、一根本占丸荷物、七十石舟にて一艘御かり屋ニ迄のほせ候、

一 五十石舟一ツ、右同、右二艘請取拙申候、

廿六日 晴天

一 大坂江御逗留也、

一 御假屋守弥左衛門被御振舞上候、

一 納取舟四艘、積荷おろし候、荷物日記久木五兵殿、

一 宮傳左殿參合改候、我々乗船積荷并琉球酒壺數、

油壺數あへせ申候、

一 鹿・猪皮受取拂請取、舟奉行調遣、

廿七日 七ツ時遇雨少降、

一 大坂御滞留、石山御城より風呂屋殿御使ニ參候、

一 御食米爲調、藤岩介今老人京江被遣候、其代銀傳

左殿御渡之由候、

廿八日 晴天

一 右同石山御城より御使あり、

一 たなへ屋道与 上様江御茶被上ニ付、八ツ時より

御出ニ而、夜入候て御歸宅、

一 越州老、亭主又兵殿へ振舞ニ付、御物取喰衆・肴

奉行・我々振舞預候、

一 買物仕度ニ付、五兵殿同心ニて、本町へ參候、

一 納取衆より御包丁人・臺所代官衆三人・御女房衆・

朝夕調衆・御汁小番衆・傳左衛門殿・我等使ニて

巨細被仰下堅固申談候、

一 うつり樽、根占丸より加子ヲロシ持來候、但數四

ツ、内一ツ拙宿江着、

廿九日 晴天

一 大坂江御逗留、夕越州老亭振舞ニ付、被召寄候之

条、早朝禮ニ參候、然処ニ、江戸より兵少様寄力

鬼塚源太左衛門殿御使ニ夕被參候由承、御かり屋

御すへ參候而あひ申候、江戸御無事之由承候、

將軍様都江御上着迄待、御合可被成御左右被申候、

一定衆番御供之賦可仕由、納所衆より被仰ニ付、傳

左殿參合首尾候、

一 御城より松平殿御見舞ニ而候、

一 右御客來ニ付、時繪盃一ツ・高麗鉢一ツ、十五番・

卅一番之荷より新兵參合出候、

一 久五兵殿參合候而詰前之事、

一 石山御城より松平下総守殿九ツ時御見舞候、御振

廻被調候へとも、御急ぎにて候、歸宅候、臈而三

原備中殿御出候、明日右之衆へ爲御返礼御出有へ

く候爲、八ツ時より進物調候、

一 銀百枚下総守殿へ進物、付紙等調候、

一 御太刀・御馬右同、

一 銀廿枚・御太刀、山田半右衛門殿へ進物、

一 同十枚・御太刀、黒井敷馬助殿、右同、

一 同廿枚、一人ニ付五枚ツ、町奉行四人、御太刀

同、

四月朔日 晴天

一 大坂御滞留、辰時ニ罷成、伊肥後殿・土平右衛門

殿・有仲右殿御礼候て、其後御老中二人・東越州

老礼儀申候、

一 昨日進物調候、今日ハ違候て下総殿銀五十枚・御

裕廿・御馬一疋、

右、其外之衆へ被進物、不替候、

一 我、詰前之日記賦候、

二日 雨降

一 大坂御逗留、石山御城江下総殿へ御見舞被遊候、

御進物銘々、昨日之日々記ニ付置候、

右御城江九ツ時御出にて候、臈而御歸宿、

一 宮傳左殿・山新介殿詰前ニ而候間、五兵殿同心に

て、五時より〔本ノマ、〕きる物詠置候ヲ取ニ參候、

三日 晴天

一 右同御逗留、下総守殿より御振舞之由候て、九ツ

時ニ御出にて、七ツ下ニ御歸宿、五兵殿我等詰前

にて、日入時ニ我等宿へ罷歸候、此日、鹿皮百四

十九枚請取、袋へ入候、吉兵殿參合入候、

一 根占丸、五帖請取候、殘紙式帖拂申候、玄蕃殿江

渡、

四月四日 晴天

一 大坂江上様御逗留、昨日三日ニ下総守殿振舞ニ御

出ニ付、今日者御礼可被仰爲、五ツ時御出にて、

四時臈而御歸宿、

一 御先江伏見江可參由被仰付ニ付、卯ノ時より御物

荷御藏より出、川舟のせ候て、ミの時ニ大坂打立、橋元迄參候、此間八里、

一 納戸荷積、舟數三艘、

右同五日

一大坂江上様御逗留、我々者橋元卯ノ時打立、伏見江午之時參付候、

一 御物荷納殿所江入候て罷る候処ニ、右船三艘分ノ手形之儀申ニ付申候、我々乗舟六十五石舟、見玉筑後守殿乗舟六十石舟、右二艘分ハ我等、有玄蕃殿判ニて手形出候、臺所壱艘者定竹傳右衛門殿被出候らん、

六日 晴天

一 上様伏見江御逗留、

七日 晴天

一 右同所江御逗留、

八日 晴天

一 上様京都へ先歸リニ御上せ候、已刻伏見御打立候て、直ニかなたや御成候、其より板倉殿江御禮候、

左候て、道正屋江七ツ時御付候、

○元和五年五月三日、八條智仁親王招饗 家久公於華第、因為和歌宴、親王以下公卿會者十四人、披講管絃六十年來未曾有之盛事云、久幸亦倍侍其下座、

○三六七 町田久元・町田久幸連署書狀

『在私要秘書』

猶々、宮原主計助早々可被罷下候へとも、從

御前御用ニ付被召留候、此等之旨、各より加

治木へ可被仰上候、以上、

用幸便令啓入候、

一 公方様御上洛御打立之日限、今月五日と御座候つれとも、未相定由候事、

一 五月三日、於八條様御歌會御座候、相公様御會

席へ被成御出候、寄道祝と有通題ニ而、御詠歌被遊、披講管弦御座候、其外終日之御會釋式正之御振舞、更不及言語儀候、畢竟 相公様御馳走之御

興行と聞得申候、六十年以來、如此之御會御座候
之由、其沙汰候、我々不承馴儀を聴聞仕候、御歌
御座候躰、後日書記可令進入候事、

一 福嶋太夫殿儀、七ヶ條之違目、就中、去々年在國
にて、城普請候ニ付、曲事被思召候、就夫、國替
可被成候旨被 仰出候つれとも、依御申分無事ニ
罷成候由風聞候事、

一 諸大名衆次第ニ上洛にて候、近比、加藤殿・細河
殿・毛利伊勢守殿・長尾殿・寺澤殿・山名禪高上
着候事、

一 爰元之御入目之儀、日ニまし無際限候、各可有御
推量候、毎度申候銀子・八木差上候様尤候、猶追
而委細可申入候、恐惶謹言、

『元和五年』

五月六日

町田圖書頭

久幸(花押)

下野守

久元花押

喜入攝津守殿

比志嶋紀伊守殿

三原諸右衛門殿
人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一五九五号文書ト同文ナリ)

寄道祝

智仁親王

君も臣も國をさめしる教とて

世にもてあそふ敷嶋の道

又

四辻中納言季繼

^{〔左〕}をさめしる道はいつれの跡をしむ

思へはふかき世のめくミかな

又

中御門大納言資胤

^{〔右〕}天下をさまる時と君か代に

まかひて絶ぬしきしまの道

又

中院中納言通村

^{〔左〕}をさまるハ七の道をはしめにて

外のすかまで國もうこかす

又

阿野中納言實顯

^{〔右〕}をさまれる世の聲しれと聞おきて

たのしみふかきことのはの道

又

薩摩宰相家久

^{〔左〕}淳なる世にすむひとの心にも

たくへてそ見る敷島の道

又

西洞院宰相時慶

^{〔右〕}あつぎ弓やしまの浪のをさまるも

たゞしき文の道にまかせて

又

西洞院新三位時直

^{〔左〕}ちかひてし神のこゝろの道よりも

豊あしはらの國そさかふる

又

五辻右兵衛尉元仲

^{〔右〕}なほき世の聲をうつせる言の葉も

その國曲の道あふくらむ

又

飛鳥井中將雅胤

^{〔左〕}弓筆のふたつの道をゝさめ來て

心よせくる和歌のうら浪

又

▽◎藤右衛門尉永慶▲

^{〔右〕}言の葉ハ散うせぬ松を種として

世にさかえゆく敷島の道

又

綾小路少將高直

^{〔左〕}神代よりいまたたえせぬ敷島の

道のつたへや猶あふくらむ

又 冷泉中將道頼

^{「右」}すたれしもまたあらたむる君か代に

わきてさかえよ敷島の道

又 大弼 忠 定

^{「左」}しな／＼の道ありとても我國の

よのことふきや歌に見すらん

又 久世少將通式

^{「右」}なが／＼れと神や守らんなへて人の

誠の道にかなふてふよハ

又 昌 琢

^{「左」}さかふるやにしの海よりあらハれし

神の守りの敷島の道

又 玄 仲

つらぬへき數をもわかぬ歌にさへ

道すなほなる世をあふくかな

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一五九二号文書ト同文ナリ)

○元和五年六月朔日、家久公登伏見城、見於大

樹秀忠公、同月四日、又八郎忠平君亦見 大樹、
時年甫四歳、久幸從而輔導之、

○三六九 本田九兵衛尉京都御供日記抄

『國分本田子之丞藏』
○京都御供日記曰、六月三日 晴天

一御曹子様 御目見得可被成由、公方様より夕夜

入候て、亥ノ時計ニ御注進候て、殿様伏見江今

日申時より御打立候て、御兩殿共ニ伏見御假屋

元迄御越候、其ニ付、我ニ進物調彼是之御用とし

て、有仲右殿・宮傳左・我等定衆達少ミミの時よ

り京ヲ打立參候、此晚、帷・單物過分ニ五代手前

より出候ヲ伊次郎右殿より請取候、伽羅の臺ほそ

く寵成候、彼是伊兵少様江得御意調候、

六ノ四日 晴天

一御兩殿様 御目見得、九ツノ下ニ 公方御前江

御出候、我ニ者御進物持せ候て、御先ニ宮傳左殿

被參候、御城御門口江伊兵少様御待候て御入候、

鎌左京殿・有仲右衛門殿・土平右衛門殿・平盛右

衛門殿・川の利兵殿、此衆進物ニ付候て、辰の下

りより御城江參、御進物銀子千枚・御帷子二十・

御單物十・しゅちん五十たん、殿様御進物也、

金子三十枚・虎皮三枚・伽羅二百五拾七匁者、

御曹子様御進物也、右之色々臺ニうけ、御城御廣

間江なをし候て待申候處ニ、公方様御喰參由候

て、二刻計程候て御目見得有御仕合殊之外能候、

一右御歸るさに直ニ又、右馬頭殿へ御入候て、御振

舞有、脇之衆御進物參ニ付、可調ため御假屋のや

うに參候、左候て、進物色々取合持せ候、殿様酉

ノ下りより御歸京候、日入ちと前より、我々も木

の下のやうに罷歸候、

六の五日 晴天

一昨日 御曹子様御目見得仕合能候、爲御祝言伊兵

部少輔殿御喰上被成候、御供之衆不殘御振舞候、

御振舞過候而、御亂舞有、長門守御はやし、初は

んくれは、二のミミヤ、三夕かほ、四井筒、五定

家、六たうせん其外二はん有、井筒ノ鼓天下一石

井良運、小鼓正田与右衛門、笛上手、夜入更候迄

御酒もり御座候、

京都御供日記曰、七月四日 晴天

一殿様尾張中納言殿・同駿河中納言殿江爲御礼、五

ツ時ニ京都御打立候て、竹田鳥羽御出候、

一御太刀・一銀百枚・一帷十内單物五・一芭蕉十端、

尾張中納言殿江進物、

一御太刀・一銀百枚・一帷十内單物五、駿河中納言

殿江被遣候、

一太刀・馬代三貫文・段子十たん・帷十内單物五、

尾張中納言殿内成せ隼人殿江、

一太刀・銀十枚・帷十内單物五、右同内竹腰山城守

殿江、

一太刀・馬代三貫文・段子十たん・帷十内單物十、

安藤帶刀長殿、

一太刀・銀十枚・帷十内單物五ツ、水野出雲守殿被

遣也、

右者、七月四日御礼ニ御行ニ付、御進物分、

一今朝早々出仕候て、右調候、又右之色々書付『久幸』圖書

頭殿江進上可申由、川新右衛門殿より承候間書写、

高勘左殿迄渡申候、

○元和五年七月、家久公在京師、下令收世祿廿五

石以上百石各二分半租、以至萬石皆如之、寺社產

三分之二止遺其一、

○久幸奉職藩邸時、會值當家族諏方社役、故町田久

慶代吾宜之申良士町田新五郎忠直、而未詳年紀、

權收今茲而供放、

○三七〇 町田久慶書狀

『申良町田新八藏』
急度令啓入候、仍而名字中今年居頭役參候、然處、

圖書頭殿御留守之儀候間、彼是難調儀候条、後年

被差延可給由數度御侘申上候へとも、是非共名字

中以談合可相調之由被仰付候、就夫、如早晚精進

彼是を被成誠、今月十六日、當所へ參着候様可有

御校量、其故者圖書頭殿御留守候儀条、各御談合共

候する間、無延引必十六日ニ者當所可有御揃、名

字中以談合可相調之由、御老中様御内意ニ而候

間、以私之儀此度之役儀御懈怠有間敷候、爲後日

堅申渡候、恐々謹言、

町田勘解由次官
久慶(花押)

七月八日

町田新五郎殿
御宿所

○元和五年七月廿一日、前宰相義弘公薨於隅之柁

木城、春秋八十五、葬麗島福昌寺、

○三七一 本田九兵衛尉京都御供日記抄

『國分本田千之丞藏』
京都御供日記、八月三日 晴天

『又八郎様江戸下リ』
一御曹子様三ノ時計、京木下御打立候て、此晚御留

大津御着候、

一殿様八ノ時ニ伏見江被成御參候、

八月十四日

一惟新様御死去之御左右、夜半ニ聞得申候、御使加

治木の二皆堂采女殿、鹿兒嶋より橋口彦兵殿被參候、

八月廿二日申 晴天

『中納言様御國下向』

一京御屋形九ツ時御打立候て、伏見御假屋江御着候て、此晚御逗留候、晚候て上州守殿・土井大炊助殿江爲御暇乞御見舞候、右御兩人よりも御使之由承候、

○大家遣 公之國、又將使花房五郎左衛門元則至薩藩弔 公喪歸賻、久幸乃致書於元則所由山本某、請聞知元則所護行馬匹從者之多少、是久幸欲使報之本藩逆備先置也、此時元則之手答載左方、

○三七二 花房元則書状

山本大[門]門前まで御料紙致拝見候、誠節々被入御念之段忝候、我等事明日此地罷立、備中高松我等知行所ニ候彼地ニ五三日致支宅候て、それより備中笠岡へ罷出、それより船ニ而、小倉まで可參

候間、天氣次第ニ而ハ候ハんつれ、多分來廿二三日比至小倉ニ可參候、就其ハ我等召連候者、馬乘人數之儀被成御尋候、此度、俄ニ被仰出罷下儀ニ候間、四五人ならてハ、左様之者召連申間敷候、併此者共も皆々路次乘懸ニて召連可申候間、たとへ御領分へ入候共、乘馬之儀ハ必々被仰付候儀、御無用ニ候、被入御念候通、薩州様へも具ニ可申上候、恐惶謹言、

花房五郎左衛門元(花押)

『元和五年』

九月朔日

町田圖書様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一六三五号文書ト同文ナリ)

○元和五年九月八日、又八郎忠平君到江戸代千鶴姫君、仍調護忠平君、留守江戸邸 是年十一月十三日、先賢千鶴姫君罷歸、久幸送之、至尾州宮驛、而舊譜闕其事、

○元和六年庚申正月、忠平君以質子登城、獻歲首賀儀、見於 大樹秀忠公、久幸從而相之 自是每 年為例

○元和六年二月廿七日、御老中土井大炊頭利勝與久幸奉書曰、大樹秀忠公命又八郎殿、明日登城觀猿樂、但念幼稚、或將不堪長坐、雖辭亦可、

○三七三 土井利勝書狀

明廿八日、御能被仰付候、又八郎殿御見物候之様ニと上意候、然共御幼少之事候間、長座如何と思召候者、御登城候へても不苦候、恐々謹言、

『元和六年』
二月廿七日

『在口裏』

利勝(花押)

土井大炊頭

(上書)
町田圖書頭殿

利勝

(本文書ハ「日記雜錄後編四」一六六九号文書ト同文ナリ)

○元和六年三月六日、又八郎忠平君在江戸邸、病痘、久幸還書比志島國詮・上井里兼・本田親存、報之本藩、忠平君於是生五年矣、

○三七四 町田久幸書狀
『加治木本田源右衛門藏』
以上

一書申入候、仍 又八様御痘瘡一段御心易御座候、一昨日迄ニ御疱うミ揃申候、昨朝より次第ニやねを引申躰候、三日中ニすハリ可申由、道三被仰候間、目出度存候、別ニ替儀無御座候、此等之段爲可申上、飛脚差下申候、細々申入度候へとも、急便之故書中大方候、追而御吉左右可申入候、恐惶謹言、

(元和六年)

三月六日

町田圖書頭

久幸(花押)

比志嶋掃部助殿

上井次郎左衛門尉殿

本田源右衛門尉殿

人々御中

(本文書ハ「日記雜錄附録」三九〇号文書ト同文ナリ)

○是歲四月、家久公至自本藩、

(表紙)

廿代
久幸第六
元和七至
寛永元

町田氏正統系譜

廿八

藤原姓町田氏正統系譜卷第廿八久幸六

○元和七年辛酉□月四日、公之國、同五日、江戸

留守執事伊勢貞昌・喜入忠政、與久幸・島津久元・

三原重種書曰、幕府賜 公銀五百貫目、為櫻田

邸火災故也、

○元和七年九月十七日・同廿日、公與臣庶十四人

同賦聯歌、久幸預焉久幸所賦、三十三韻、奉納諸薩摩千臺八幡

新田宮也、久幸所賦摹寫、特表出云或人謂、元和七

江戸、賀、秀忠公女和子入内也、而是冬、公歸國也、然而觀今

年九月、公與侍臣等俱講連歌、則秋九月、公現在藩也明矣、或

說謂冬、歸國者、固非此、年之事、其誤可知也

〇三七五 賦何人連歌

『新田宮藏』
元和七年九月十七日

第一

賦何人連歌

花に釣簾まきの戸かほる御哉

薩摩宰相

あさ風すさむ宿の梅かえ

久幸

鶯のこゑする月はほのかにて

忠通

おき出てゆくみちのすゑく

久元

かさなれる雲のあなたや山ならん

其阿

暮るかたより鐘ひくくなり

紹嘉

興津船みなどの波にさしとめて

玄與

みたるゝあしの陰はいくむら

貞豊

馴くし友を千とりやしたふらん

意閑

嵐はけしき霜の真砂地

日説

山をしもかこひそへたる内廣ミ

宗可

たちならひぬる松の木高さ

貞親

涼しさをもとむる袖はあまたにて

元綱

むら雨すくる野ハしつかなり

薩摩宰相

駒いはふかたや夕日ののこるらん
 やすらひつゝもかへる柴人
 里かけてかよへる山はとをかれや
 雪氣の雲は風のまに／＼
 とふ鳥の翅を寒ミ鳴おちて
 しほ干の跡ハしるき濱川
 袖ふれて月により藻やひろハまし
 秋のよな／＼あつさのこらぬ
 暮ぬれは螢のかけもうす霧に
 そこともわかぬ竹の下みち
 山あひは人の往來や稀ならん
 たちかへらしとすつる世中
 江をとをミひとりの舟を漕出て
 なみの上より明はなれ行
 俄にも吹増りたる風ならし
 冬めく氣しき雲にみえぬる
 たえ／＼にめぐり來にけり村時雨
 こすゑつゝきの蟬の聲／＼

久幸 忠通 久元 其阿 紹嘉 玄与 貞豊 意閑 日説 宗可 貞親 元綱 清昌 久幸 薩摩宰相 久元 忠通 紹嘉

岡越をはる／＼としもよちのほり
 杖をしたのむ老の悲しさ
 いさめぬるこゝろは月に日にそひて
 よミつらねたる露の玉つさ
 しな／＼の色をあらはす思ひ草
 萩やすゝきをあきといふ人
 武藏野ハ行つくすへきものならて
 けふもかり寝の夢のあはれさ
 問くやとこゝろいられに待うかれ
 なみたなからにあかす夜な／＼
 さゆるにも月より外は友もなし
 きこんはてけりなうつミ火のもと
 花にのミなかめをうつつ春ハきて
 幾重かすみをわけてゆく山
 今しハとおしむ名殘の鴈のこゑ
 みきはにひとり田鶴のおりある
 かけとをく芦分小舟さしくたし
 みれは住家のけふりたなひく

其阿 貞豊 玄与 日説 意閑 貞親 宗可 薩摩宰相 元綱 久元 久幸 玄與 其阿 薩摩宰相 元綱 玄与 紹嘉 忠通

たれか世を通るゝかたのしるからん薩摩宰相

こゝろのはゆるあらましの山 日説

しけれも 柚木のためと植置て 意閑

雨遠し するあとのしつけさ 久元

めてぬるも ふたりならはの空の月 宗可

身に しめつゝもおもひやる中 其阿

うつり香は 秋になされぬ捨衣 紹嘉

おりくにし□も なミたおちそふ 貞豊

すむも たゝうきになれたる柴の庵 玄與

人氣ま ねなるみちのかたへら 久幸

かるとし もみえぬ 秣は深かれや 忠通

ふりつゝ きたる五月雨の比 意閑

心あてに おもひこそやれふしの嶽 薩摩宰相

のほるも さらにとをき大ひえ 元綱

幽なるこゑは いつくそ夕雲雀 其阿

かすみの かゝる野路のかたく 久元

すみれつむ 袖はあまたに打はへて 日説

ともまつ 雪の消はつるころ 薩摩宰相

さしうつる ひかりしつけき朝なく 玄與

夜は あらしの竹に音する 紹嘉

山賤は かけほまへらに住佐て 貞豊

月を まくらにあかしはてぬる 薩摩宰相

遠かたに うつや砧のものさひし 久元

いかに 馴けん淺茅生の秋 宗可

なくこゑに それとしらるゝ片うつら 玄与

真野の 入江になみやかくらん 日説

うかひたる 雲さへ花ににほの海 紹嘉

松ふく かせハ春としもなし 忠通

心をし のとむることのしらへにて 元綱

めくらし あかぬ酒のさかつき 久元

しはしたゝ 旅行袖やしたふらん 薩摩宰相

しなく なれやむまのはなむけ 其阿

讀かはす 歌になさげの色みえて 紹嘉

つれなきも いまうちとけぬめり 玄與

年かけて 思ふもふかき事の帯 日説

世に有へく のたのしみやなに 薩摩宰相

ひたすらに法の道をやねかへまし	忠通
さし籠りたる室の戸の内	貞親
ともし火の影ハ常にしかゝけそへ	久幸
あふくに空の月をそき暮	日説
そこしもはねかく鴨の聲ハして	貞豊
こゝろなき身も秋のあはれさ	紹嘉
露霜に稻葉そよめく比なれや	薩摩宰相
うちなくかたにつるゝとりく	玄與
出てゆく今朝の狩場の野を遠ミ	久元
山のかたへのみちのさむけさ	久幸
雲まもる日影のすゑは幽にて	其阿
こと木も花の色にかくるゝ	忠通
はひまとふ藤のしなひのいか計	意閑
氏のさかへをいはひぬる春	紹嘉
薩摩宰相十二句	日説 八
久幸 七	宗可 五
忠通 八	貞親 四
久元 九	元綱 六

其阿 八	清昌 一
紹嘉 十	
玄與 十	
貞豊 六	
意閑 六	

○三七六 賦山何連歌

元和七年九月十七日

第二

賦山何連歌

橋こゆる水をつゝミの柳哉	其阿
霞かたよる池のうき草	貞豊
ぬる鳥の羽風のとかに暮初て	紹嘉
山の端しるく月うつるかけ	薩摩宰相
みるまゝにあぎの時雨の晴とをり	意閑
露をきわたす野へのすゑく	玄與
えらふるにあかすともなふむしのこゑ	久幸
陰たかくなる草はいくもと	久元

あら小田は作りすてたるまゝにして	忠通
流るゝかたもあらぬあさ澤	日説
岩かねの水やとちもそひぬらん	貞親
床かへて行をしの一つれ	元綱
音もたゝすさむ嵐のこすゑにて	宗可
わけぬるまゝに山路はるけし	武金
賢きやうき世の塵を拂ふらん	□
ことわりしるぎ文の捲く	其阿
傳へぬるそのいゑ家ハ淺からて	薩摩宰相
うくる笈の水そあまれり	紹嘉
川上やこのまの雨の過けらし	玄與
月ハたかねにあけのこる春	意閑
花ハたゝ色なをまさるおりにして	久元
わか木の梅はさきそめにけり	久幸
鶯のこゑをみきりに移しかへ	日説
野をこめつゝもかこひぬる宿	忠通
陰ふかき竹の下道とをかれや	元綱
暮ぬるまゝによはふ川舟	貞親

いか計いもに心をつくすらん	宗可
前わたりする袖のおりく	貞豊
柿をおく山住のたよりにて	其阿
歸る木こりをまちてこそたけ	薩摩宰相
かきくもりひめむす雪のさゆる日に	紹嘉
風ハあらしにふき替り行	玄與
草くのしほるゝ秋の野を遠ミ	意閑
なを聞はやな松むしのなく	久元
さやかなる月をしるへの道のすゑ	久幸
さしなかしぬるをちの舟長	日説
俄にも雨氣もよほす雲みえて	薩摩宰相
かた山はとの物すこき群	元綱
陰高き木すゑの入日色うすミ	忠通
茂りあひたるならの葉かしハ	紹嘉
すゝしきをもとむる袖の集りて	玄與
暮るまにくはたるみたるゝ	宗可
村竹をわくる音する風ならし	貞親
とひ來る人もまれの隠れ家	其阿

ゆかりさへおとろへるれはうとかれや 日説
 治まれる世に出ぬはかなさ 薩摩宰相
 光たゝみかゝは玉もあらへれん 玄輿
 霞のひまの月のゆふ露 忠通
 白砂に花さきかほる比なれや 貞豊
 庭の真砂におふる春草 紹嘉
 そゝきぬるあまりや程を經にけらし 宗可
 またれて遅き山ほとゝきす 日説
 しはしそと舟漕とむる明石かた 意閑
 しまきの風儀なりけり 薩摩宰相
 雲にいまひれふる龍やのほるらん 元綱
 さしむかひたるうつし絵の色 玄輿
 みるもたゝかた見の扇をきかたミ 其阿
 契りのすゑは秋とならめや 貞親
 いか計おもふ思ひや露涙 薩摩宰相
 月にひとりの國のかなしき 日説
 いつかへと待うかれたる遠つたひ 久元
 船ハ松浦を出てこそゆけ 紹嘉

朝なきの波より波ハ遙にて 元綱
 雲に名残の鷹そつらなる 其阿
 麓よりみねをかけての春の花 玄輿
 心かすまぬ明ほのゝやま 薩摩宰相
 うららなる日影静にさし移り 久幸
 霜の雫にぬるゝ竹の葉 意閑
 一むらのみちのめぐりやとをからん 日説
 かたへハ朽て残るたなはし 久元
 乗駒をおりたちつゝもひきつれて 薩摩宰相
 けふのまつりそあへす過行 忠通
 春日野やおもかけさらぬ清間みに 紹嘉
 かゝる思ひをいかにしらせん 宗可
 使さへつれなき人にかたつきて 玄輿
 いつはりのミのさかしらそうき 日説
 うらみあるとはかり月にうちむかひ薩摩宰相 貞豊
 りちのしらへそ秋にならせる 其阿
 すさましく軒端つたひの雨落て 久元
 木葉をさそふ風の度／＼ 紹嘉

山ハたゝかさなる雲のうちなれや	久元
歸りみやこのたひの哀れさ	元綱
やつれをもはつるかひなきかり衣	日説
世をいとふ身はかけの草葺	久幸
たくひもや又もあらしと侘ぬらん	薩摩宰相
おもふすかたににたるさへなき	其阿
わりなきは恋路にまとふ心にて	玄與
明すきにたるきぬくはうし	宗可
ねたみあるつほねわたりをいかへせん	紹嘉
窓のうちまで月そさし入	久元
夜なかさを學ひのみちのよすかにて	意閑
ふることをしも露にかそふる	日説
手すさひに思ひの玉をくり返し	玄與
命なかきをねかひこそすれ	意閑
飼なれし鶴はみきりにうち羽吹	貞豊
さらに留ぬるこの門のうち	忠通
陰ひろく移すいく木の花さかり	薩摩宰相
道ハつゝけるさくら青柳	日説

九重に行かふ袖ハのとかにて	其阿
あかすましわるけふのことぶき	久幸
其阿 九	忠通 六
貞豊 六	日説 十一
紹嘉 九	貞親 四
薩摩宰相十二句	元綱 六
意閑 七	宗可 六
玄與 十	武金 一
久幸 六	
久元 七	

○三七七 賦何木連歌

元和七年九月十七日

第三

賦何木連歌

うくひすハ竹の林を宿りかな	久元
ふるもかたへは雪さそう庭	玄與
池ひろミ春をうかふる水晴て	元綱

岸根の松の聲そしつまる

日説

鐘やなを山あひちかく冴ぬらん

薩摩宰相

月はさなから霜しろきかけ

久幸

半天に一むら鷹羽吹いて

紹嘉

あけはなれゆく雲のをちかた

意閑

暮ぬれは草を枕のかりねして

貞豊

馴しとやこをおもひこそやれ

宗可

かハしをくちきりの程ハあさからす

其阿

かためもあらぬとさしうれしも

貞親

おさまれる世にあふ坂ハ関ならて

忠通

今朝よりしるき春のはつかせ

清昌

いつる日の光や霞はらふらん

玄與

露もろくしも花そうつろふ

久元

青柳にねぬる胡蝶の飛ざりて

日説

なにのくまなく夜ハ明にけり

元綱

恨をしいひつくしてのきぬく

久幸

しはしなこりや月にしのはん

薩摩宰相

おもかけの立はなれぬハ秋の空

意閑

けふりもきりもちるのしほかま

紹嘉

さひしざや松より送る夕あらし

宗可

さむきをわふる鶴のひとこゑ

貞豊

はつ霜は真砂地とをく置けらし

貞親

しきすてつゝもまくら起行

其阿

古郷をしのふも夢ハ見えかたミ

忠通

袖をしほらす涙いくたひ

玄與

かきやらぬまゝにしすちのミたれ髪

久元

またれてふミの返しつれなき

日説

余所にしもかハりはつるハうき心

元綱

はや川くたす舟の行すり

久幸

かたよりに霧まの波の明終て

薩摩宰相

尾花かす糸の月うすきかけ

意閑

鳴たつやなにをうつらの床ならし

紹嘉

つよきもかせの吹すさふあと

宗可

空にしもたゝよふ雪の散かゝり

貞豊

こなたかなたになひく呉竹

貞親

小車やしはしとめつゝ休むらん

其阿

はこふ真柴は道のかたハラ 忠通

山高ミ見おろすかたハすみかにて 玄與

木すゑつゝきの松はいくむら 久元

箱崎や末はるかにも明渡り 日説

波まの月は船かあらぬか 元綱

うき雲ハたゝ秋風のまゝにして 意閑

とふ鴈たかくなりまさり行 紹嘉

暮る夜の螢はいつちいにけらし 玄與

竹のは山そ茂りあひぬる 薩摩宰相

植をける花は菌生のかたなれや 宗可

かこひなしつゝのとかなるさと 其阿

立まゝに朝けハ深き霞にて 玄與

きゝすゑとりそ狩場もれ行 紹嘉

くさむらの陰なを高さ野ハ廣し 日説

ところ／＼に見ゆる澤水 意閑

霧こむる伏見のかたの夕ま暮 薩摩宰相

それかとはかり衣うつをと 忠通

身にしめて人待氣ハひしるかれや 元綱

よそめつゝむも月にあやしき 貞親

むつまじき中にへたての有もうし 薩摩宰相

後も親とし頼むはかなさ 紹嘉

あハれミヤしもかしもまで深からん 日説

もれぬハうたのむしろなりけり 宗可

試る筆にいつくも年越て 其阿

いハひそへたる門の松かえ 久元

今しハとたれも春日の神まつり 玄與

百代もつかへ來ぬる宮人 薩摩宰相

のほりたる位の程の如何ハかり 元綱

雲はふもとなひく山こえ 紹嘉

穂に出る稲葉にちかき鹿の聲 忠通

風におれふすすゝきいくもと 久幸

朝露にゆふへの霜の置かハリ 意閑

かけなをうすき月のはし板 日説

やすらへるおはしまにしも小夜更て 久元

さらにとひこぬ人やうらミン 其阿

ちらはうき花にも忍ぶこゝろしれ 薩摩宰相

しつかになりてそゝけ春さめ 紹嘉
 永き日もあかぬこそたゝ鞠あそひ 玄與
 むかしをのこす白川のやと 宗可
 なを人の向後ハさらに忘られて 薩摩宰相
 道をわかつてるやまとことのは 日説
 善悪の品さためこそやすからぬ 意閑
 つれ／＼にしもこもる物いミ 貞豊
 夏むしの影に思ひや添けらし 其阿
 あくれば蟬も聲たてゝなく 紹嘉
 をく露や秋のけしきの森ならん 玄與
 生田の小野のうら枯のころ 忠通
 はけしくも月の川風春つれて 宗可
 あそひのふねのしけき行かひ 薩摩宰相
 たひ／＼に友にをくるゝゆふ千鳥 久幸
 はなれもやらぬ鷺のひとつれ 紹嘉
 うち出る田面はるかに見えわたり 久元
 かすかにつゝく里の中みち 元綱
 なひきぬるけふりハしつかいほならん 薩摩宰相

蚊のほそこ糸のとをさかるくれ 意閑
 たらちねにつかふるこゝろあさからて 其阿
 たちこそさらね御佛の前 玄與
 摘入てそゝく花皿たひ／＼に 貞豊
 あかつき起に馴なるゝ春 紹嘉
 霞ぬるそてはさなから静にて 久元
 ゆくす糸の世をおもふかしこさ 日説
 久元 八 宗可 七
 玄與 十 其阿 八
 元綱 七 貞親 四
 日説 九 忠通 六
 薩摩宰相十一句 清昌 一
 久幸 五
 紹嘉 十一
 意閑 八
 貞豊 五

〇三七八 賦何□□□連歌

元和七年九月廿日

第八

賦何三字中略連歌

手折えぬ露をやまかき菌のきく

紹嘉

むしの音ちかしやすらへる袖

重長

穂涼しわけ行野邊の道暮て

久元

ふきこそおつれ月の山かせ

祐昌

いかハかりよるなみあらしきみなと舟薩摩宰相

旅のやとりにほとを經にけり

其阿

をくれぬる友まちえてやいそかまし

玄與

雨になりつゝ歸る柴人

久幸

朝のまは雪のふりしく市路にて

重種

袖にをとするあらしハけしも

祐辰

陰たかき松を軒端の住ところ

忠通

かけひの水をおとす岩か根

貞豊

かたへよりつくり添たる小田の原

武金

爰にかしこにならふ草葺

紹嘉

岡越のふもとのみちハはるかにて

たちならしつゝをしか鳴やま

うすくこくいろを見せたる村紅葉

ゆふへのきりのはるゝ月影

よむ文ををこたらぬこそこゝろなれ

稀のなさけそありてうれしき

きぬくのおもかけのこる花のうて

明行ハるの夜半のみしかさ

うくひすのねくらなからに鳴出て

藤も見きりの雪うすきころ

うとかりし友もとふやと待うかれ

響きまちかき須摩のうら波

夕風やみちくるしほをはこふらん

真砂つたひにさハくとりく

神墻やしけるさかきの枝ミらて

月にはほそきひかりならすや

けたものゝ通ふ野原は露淺み

霧まくの末とをきみち

重長

久元

祐昌

薩摩宰相

其阿

玄與

久幸

重種

祐辰

忠通

貞豊

重長

紹嘉

祐昌

久元

其阿

薩摩宰相

久幸

空よりやこほるゝならし瀧の水	玄與
絶／＼になる山のしたかせ	祐辰
見る／＼もなひきし雲の色きえて	重種
ゆふたつあめそ一とをりふる	貞豊
巻まゝに涼しき露の玉すたれ	忠通
茂りあひたる軒のハせを葉	紹嘉
ふりにけりおくいかならん寺のうち	重長
それかハかりのともし火のかけ	薩摩宰相
橋立や海つらとをき見たし舟	玄與
なかくつゝけるすゑの松へら	紹嘉
かへりゆく人のちきりはあへれなり薩摩宰相	薩摩宰相
たかさかしらのうらみなるらし	祐辰
中にたゞ物うたかひをくせにして	其阿
書つくしたる歌のいつへり	重種
夕暮のかねにもちらぬ花のもと	紹嘉
小鳥さへつる山のかたへら	貞豊
おほろにもさし出にける月見えて	久幸
清水のなかれ末へるかなり	玄與

駒とめてしハしやすらふ野路ならん薩摩宰相	其阿
色もこ萩のまじる篠へら	祐昌
風絶るゆふへは露の置そひて	薩摩宰相
秋のしくれのすくるあかつき	紹嘉
かなしきはよを宇治山のね覺なり	久元
とふもまれなる柴ふきのかけ	玄與
郭公暮行空に待わひて	忠通
猿なく群はほとちかきかた	重長
爪木をや冴ぬる月にハこふらん	□
冬籠りするさとのかしこ哉	薩摩宰相
埋火はへるも絶せぬかけなれや	久幸
草はかす／＼下蒔のいろ	久元
かたへよりとくる氷のなかれきて	其阿
夏をよそなる山路なりけり	忠通
きり捨し柚木は茂る陰もなし	紹嘉
うらかれにしもなれるよもきふ	玄与
松むしのこゑよへり行よるの霜	祐辰
袖ひやゝかにさせる真木の戸	

暮ぬれは外面の風や吹ぬらん

重種

静になりてつものしら雪

薩摩宰相

絶くのみちはそこも分かたミ

久幸

郭のわかれにまよふたひ人

紹嘉

こなたかなたこゝろをさそふ花の春

其阿

翅やすめすこてふとひかふ

祐昌

暮る野へ霞のうちも風をあらみ

玄与

汀にちかき舟のかちをと

重長

いましへと沖に漣もや出ぬらん

薩摩宰相

なかめ八月の澄のほるころ

久元

鷹かねへ雲井へるかにとをさかり

久幸

秋更つゝも霜のしら霧

玄与

仙人のすまゐいかにとおもひやり

其阿

うちむかひたるみたれ暮の末

重種

賢きはゆくゑもしるき物にして

薩摩宰相

かふる住家はたひくこそ

忠通

いつかさて歸らまほしきたひの袖

祐辰

夢にハかなくみゆるふるさと

貞豊

伏ておもひ起ても親はわすられず

紹嘉

月にしらふるこのあつま琴

玄與

杉たてる秋の雲井は物さひし

重長

影すさまじきつねのともし火

祐昌

くらからぬ學ひのみちやまとのうち薩摩宰相

おりぬふ色になるゝしらきぬ

紹嘉

祝言のかすをつくせる袖にして

忠通

いくたひかたゝめくるさかつき

久幸

隔ても又あふさかの関むかへ

薩摩宰相

とれるあふきはかた見とそなる

久元

ゆふかほの宿りをかりに問よりて

紹嘉

花にうちなく鳥のあへれさ

玄與

春深くなれば霞の淺みとり

貞豊

言の葉つらねなかきひめむす

其阿

紹嘉 十二 久幸 八

重長 七 重種 六

久元 七 祐辰 六

祐昌 六 忠通 七

宰相 十三句 貞豊 六

其阿 九 武金 一

玄與 十二

○三七九 賦何船連歌

元和七年九月廿日

第九

賦何船連歌

冬山やねふりおとろく朝嵐 玄與

かもめ啼たつ波のあら磯 其阿

入海の松へら白く雪みえて 祐辰

かたふきなから月のこる影 久幸

曳すつる跡にハ秋の雲もなし 祐昌

なひくも霧のうすぎ半天 紹嘉

急雨のふりくるかたはまきれめや 薩摩宰相

ともなふ袖の端居すゝしも 久元

夕風の釣簾のひま／＼洩入て 重長

外面にたてる竹は幾むら 忠通

岩か根にたゝひとものそなれ松 重種

やとりもとむるとり／＼のこゑ 貞豊

船とむるかたに綱手を打はへて 清昌

みなとによする波しつかなり 玄與

おりたちて出る田つらは程近ミ 其阿

里のあハひのみちはまきれす 祐辰

暮るより螢のかけの打ミたれ 久幸

待わひけりなをそき夜の月 祐昌

つれなきはみぬや雲ふく秋の風 紹嘉

うきたるこゝろ身にしめる空 薩摩宰相

瀧波におられぬ花のかほり来て 久元

松の木すゑにかゝる藤かえ 重長

春日野やかすみかたよる朝ほらけ 忠通

里につゝきて山みとりなり 重種

呉竹はうへそへつゝも茂りあひ 貞豊

聞にもしのふ人のかしこさ 其阿

みるにいま墨糸の色の浅からて 玄與

かへさやいそく舟よはふこゑ 久幸

雨雲の立まよひたるかたとをミ
祐辰

我ぬるやまの風のはけしぎ
紹嘉

松をしもめぐりにすめるひとつ庵
祐昌

はらひつくせるミちのくさむら
久元

いさみぬる駒は足にや任すらん
薩摩宰相

名をのこさんのたゝかひの場
忠通

月にたゝえらふる中の大和歌
重長

野をわけゆけは虫のこゑく
貞豊

いくもとか小篠の露のこほるらん
重種

はなちうしなふ跡そとめぬる
其阿

たまはこの道の屋すらひ爰かしこ
薩摩宰相

なかれの水そ石にさへれる
紹嘉

誰もけふ春のさかつきめくらして
玄与

すみれ摘つゝあそふさと人
貞豊

見るにたゝ霞のうちの花衣
久幸

その山姫のありかしらはや
忠通

よちのほる宮ぬはるけき道の末
薩摩宰相

それかはかりのともし火の影
祐辰

海原やうかひいてたるあま小舟
久元

よはりにけりな風のおりく
祐昌

雲に月みえミ見えすミ明終て
紹嘉

秋なからはやしくれ音する
玄與

板まもる露や雫に落ぬらん
重長

なかき夜すからものおもふそて
其阿

夢はたゝ行ゑいかにととまほし
重種

まさしきみちのうらかたもかな
玄与

唐人のまなひやさらに深からん
薩摩宰相

春の花をし織あやの色
紹嘉

長閑なる波に柳の糸はへて
忠通

かすむ入江によする河水
久元

釣舟は出しほとなく漕歸り
其阿

雨をもよほす雲のむらく
久幸

とりくにすけの小笠や求むらん
薩摩宰相

をとめのつれて田をこふるころ
紹嘉

さととをく夜を待月の影にして
重種

秋立からに風のすゝしき
玄與

日くらしの啼音に蟬やましるらん

貞豊

行つかれたる山あひのみち

祐辰

けふも又草の枕をさためまし

重長

たひのよそひハあはれなる袖

薩摩宰相

けにもれる飯をハ柴の上にて

紹嘉

かた岡山にやすらへる人

玄與

幾木にもあかぬさくらのもとなれや薩摩宰相

汲かハしたるかすみなりけり

重種

類ひろくいま新年のいはひして

其阿

うふやしなひの袖のかすく

忠通

ふくるまていとハさりけり宿直守

薩摩宰相

たゞしき國の司するしも

祐昌

月とともに玉をよせたる浦の波

玄与

秋なをひろふこのかいつも

紹嘉

ことの葉の色もあるしのまうけして

忠通

たひく／＼とへるあひおもふとち

久元

草かりもこゝろく／＼にいさなハレ

久幸

つゝしりうたふみちのかたく

貞豊

誰をまつ心やあたしうかれ妻

薩摩宰相

袖にしのふるなミたいくたひ

重長

哀にもかへらぬむかしこひく／＼て

紹嘉

またもきかはや山ほとゞきす

玄与

うかひぬる舟や明石を過ぬらん

祐辰

跡に多嶋のなこりこそあれ

薩摩宰相

行春に梢の花のさそハれて

玄與

のこりて月のうらゝなるかけ

薩摩宰相

風かよふ空にたなひくうす霞

紹嘉

去年のまゝなる雪のおちこち

其阿

たはなせる鷹やつかれをしたふらん

重長

袖さむ氣なる野路のすぢく

重種

うち出る旅はやとりを求かね

久幸

日は落かゝるさとのはるけさ

祐辰

いりあひの鐘やさたかに響らん

久元

難波をさしてよするうら船

玄與

敷嶋のみちをしのふる代々にして

薩摩宰相

おさまりけりな天の下風

貞豊

玄與 十一 忠通 七

其阿 八 重種 七

祐辰 七 貞豊 七

久幸 七 清昌 一

祐昌 五

紹嘉 十二

薩摩宰相十四句

久元 七

重長 七

○元和八壬戌六月朔日、家久公作和歌十一首及

光久君・忠直各作一首、又教諸臣分題各詠歌賦詩

者凡九十一首歌七十、詩廿、久幸預焉、與公歌合百四

首、今日奉納諸大隅正八幡宮也、久幸之歌初冬・

愁スナキ・歸雁三首、摹寫特表出云、

『正八幡宮藏』
○三八〇 島津家久等詠草

立春

家久

四方にミつひかりうらゝにあまつ空

はなの春たつけふにも有哉

子日

二葉より千代のためしを高砂の

まつに小松の初子日せん

霞

たくひやハみとりの色も残りなく

霞たなひくしのゝめの空

慮橋

軒ちかき花たちはなの匂ひきて

わか袖ながら忍ふいにしへ

萩

露おもみはなのさかりをみやき野の

こ萩かもとに鹿叫ぶらん

鷹

曳すつる朝けの雲の晴まより

つはさならへて渡る雁金

初逢恋

家久

家久

家久

家久

家久

家久

うちつけのことの葉なからむつまじき

人のなさけの色に出らん

忍恋

家久

人しれすつゝむおもひや忍ふ山

しのふにたへぬ露涙哉

暁

家久

柴の戸に谷のこゑすむね覺して

うき世の塵を拂ふあかつき

松

家久

住よしの濱松風のをさまれと

たのミをかくる神牆の内

家久

たのみおく神路の山の松ふりて

常葉かきハに祈る行末

虎壽丸

萬代のけしき色そふ神牆の

秋にはあひぬ又花の春

岩松丸

神牆や松に小松のたちそひて

千代のかけすむ月のした水

元和八年六月朔日

當座

若菜

忠俊

春立ていくかもあらぬ野へに來て

つむや二葉の若菜なるらん

鶯

貞昌

綿蛮樹上感春情

流羽邊喬猶更鳴

鸚鵡能雖伸妙語

爭如百善囀琴聲

殘雪

玄碩

六出消殘寄我情

如山如畫萬峯清

若其范蠡比斯雪

何用功成不遂名

梅

理心

獨占群花第一春

氷恣不受半分塵

暗香引出林和靖

今日羅浮夢再新

柳

玄與

青柳のなひく下枝にせきとめて

なわしる小田も水ゆたかなる

櫻

櫻はなさけるあたりはしら雲の

きえなくかゝる山かとそ見る

春雨

春のきていつしか空もかはるらん

そをふる雨のおとのしつけさ

春駒

若草のみとりにミえしころとてや

かすみにもれて駒いはふらん

早蕨

紫の塵かとみえて岩まより

もえこそいつれ嶺のさわらひ

古郷春月

半庭清願慰吟身 氷鏡清飛萬里新

一刻千金閑夜月 梅花香渡故郷春

堇

古ひたる宿の籬のつほ堇

むかし恋てや露けかるらん

元綱

重高

貞豊

忠通

重饒

紹可

款冬

款冬の花のさかりに朝露の

おくをしりてやたゆむ春風

杜若

水上はきよき沢邊のかきつはた

遠近人やしはしなかめん

苗代

春雨の空晴やらて小山田の

苗代水そみとりそひ行

藤

なへて今藤の盛に成ぬれば

春日の神をあふくなりけり

初冬

冬たつとつけこし今朝の時雨にそ

紅葉ちりしく山のした道

三月盡

けふのミの春にいつしかうつりけん

日もいりあひの鐘のあはれさ

重将

政徳

久賀

其阿

久幸

惟興

更衣

爲為

一夜家山入暑威

三春佳節夢中歸

伴花紅錦多香袖

爭耐今朝更葛衣

時鳥

玄碩

積雨連朝晴未分

郭公向暮幾回聞

華山處士得何賤

叫裂聲と松末雲

葵

玄與

かさしぬるけふのあふひハちはやふる

神のめくミヤかけてたのまむ

泉

理心

混と清流晝夜同

涓と鳴玉起涼風

千金不換源頭味

到底終歸四海中

氷室

忠栄

四の海もをさまるからにもしきの

ひむろもるてふ名そくもりなき

蓮

久供

さかりなる花のはちすの色香にや

池のこゝろもすみ渡るらん

蚊遣火

有栄

柴の屋の下にこかるゝ蚊やり火ハ

むせふはかりのゆふけふりかな

螢

忠栄

夕月夜いるさや空に待ぬらん

さハへのほたる影みたれ行

五月雨

久充

つくりなす庭にあらぬもおのつから

瀧つなかれのさみたれの空

菖蒲

秀長

沼水の入江のまこも立そひて

あやめもわかぬ花の色かな

早苗

重高

ときぬとちさとのさなへ植わたし

いくかもあらずふし立にけり

照射

意閑

爰かしこともしハあれとこゝろひく

かたに鹿子やよりて行らん

荒和祓

夏はらへ涼しきこゝろ一すちに

神をあふきて萬代やへん

立秋

常盤なる陰とハみれと立秋の

けしきしらるゝ松のこゑかな

七夕

爲感二星不耐情 銀河此夕奈陰晴

人心難測女牛約 何厥一年一夜盟

萩

萩の葉のそよぎ出つゝ朝露の

たま置ちらす庭の面かな

露

おしなへて千種の花に置露の

めくみはふかき色にそ有ける

槿

咲そむる色をそれかとわかぬまに

もろく消ぬるあさかほの露

忠栄

忠増

貞昌

重長

元綱

忠張

蘭

獨秀秋叢淺碧花 驢人愛見玉無瑕

衆芳争立論芳意 一草門東定等差

薄

秋風に野邊の薄の散あとを

したひてやなく松むしの聲

荳萱

秋風のやゝはた寒き夕露に

ミたれあひぬる野邊のかるかや

女郎花

たちよりていさや手折むをみなへし

袂はあたし露にぬるとも

鹿

たひくゝにね覺せよとやあかつきの

時雨の後のさをしかの聲

虫

山外新涼過暮棲 寒蛩唧々報清秋

巧機竟夜長鳴處 白露如珠滿草頭

玄碩

久幸

有栄

玄與

忠通

爲善

露

其阿

足曳の山邊の露を今朝見れば

松かえこゆる入うみのなみ

駒迎

意閑

いかばかり雲井はるかにかけるらん

かけもち月の駒のあしなみ

擣衣

久充

とたえてはまたうち出るから衣

月にいくたひまきかへすらん

菊

祐昌

うつしうゑて久しき宿の白菊や

千とせの秋の友と成らむ

紅葉

久賀

たひく／＼にそく時雨の跡までも

紅葉をそむる夕日影かな

月

理心

嫦娥捧出玉盤光

萬里無雲照四方

秋色誘人眠不得

梧桐倒影入池塘

九月盡

貞豊

ちりつもる色をなこりの木の葉さへ

うつミはてぬる秋のくれかな

歸鴈

久幸

花になと別れいそきし鴈かねの

何所の雲にはねしほるらん

寒蘆

玄碩

江頭日暮捲沙塵

葱下影寒侵老身

漁叟霜深欲休釣

蓑衣輕立両三人

千鳥

忠増

返く／＼てね覺こそすれ烏羽玉の

夜の更行ハ千鳥鳴なり

水鳥

為善

寄跡長洲與白沙

投身萍葉又蘆花

飛來飛去冬雲裏

處々長江爲爾家

鷹狩

重長

かへるさは夕暮ふかく降雪に

たかのかり場の野こそ遠けれ

霜 重饒

青女降時成幾功 錦繡織出脱機中

寒威自有兩般徳 鐘吼豊山楓染紅

水 尚演

ふくる夜のこほりやいたくとちつらん

今朝はなかれの音も絶つゝ

霰 玄興

片岡のならの枯葉のそよさゝに

たまりもあへぬ玉あられかな

雪 惟興

またき夜ハ雪より明る真木の戸の

外山の木す多雪かゝるなり

炭竈 其阿

朝夕のなかめにあかぬ炭竈の

けふりたなひく雪のとほ山

爐火 理心

爐邊暢飲爨烏銀 滿坐寒身作暖身

惟願人間同此樂 火中便見起陽春

網代 紹可

散へてゝ四方ハ木の葉のなき物を

しるしみとむる瀬々の網代木

神楽 忠張

折をえて心もすめる明かたに

かくらのこゑはさたか成けり

初恋 忠増

見初つゝわすられもせぬ面影は

こゝろもふかきえにしならずや

不逢恋 玄興

かたしきの枕もしれなよひくの

ひとりね衣うらみ侘つゝ

後朝恋 尚演

うつり香はあかぬ袖にし留めても

うはの空なる今朝の面かけ

會不逢恋 秀長

たまさかに逢とはすれと隔つる

こゝろやつもるうらみなるらん

旅恋

三嶋江や芦のかりねのかり初に

なれしをいかてわすれはつへき

思

何となく消かへりをくゆふ露に

ものおもひ草の色まさり行

片思

いかにしておもへぬ人を恋そめて

我こゝろさへあやしかりけり

恨

書つくす文の返しのみまきまに

かこつ計の我なみたかな

苔

かけたかき岩尾にうふる苔衣

いく春秋をなれてきにけん

卯花

咲つゝく卯花かきのあやしきに

こゝろありてやすめる里人

忠通

意閑

有栄

重将

重高

忠俊

時雨

染わたす山のしくれやはれぬらん

あさ日さやかにさし出る空

除夜

一年とおもほえぬまにくれはとり

あやしくのこるこよひなりけり

鶴

しら雲に翹ならへて飛たつ

こゑも千年の初成るらむ

竹

緑竹猗々知國豊

邨々繁茂簇西東

有靈此物莫輕愛

或是鳳棲或化龍

山

欄干上觀句尤工

不改清陰今古同

料識吟身仁者樂

一塵無動碧玲瓏

河

河上のなかれうけつゝ大御田を

つくれる世こそ民ゆたかなれ

重長

元綱

祐昌

貞昌

玄碩

久充

述懐

ことの葉のさかふる世にし生ても

學ひえぬこそ身の恨なれ

夢

なかゝれとおもふその夜もあかつきの

かねに覺行夢のみしかさ

関

たひ人のゆくも歸るもさへりなく

ミちしある世は関もりもなし

海路

ふるもよひ思ふ海路のすゑかけて

をさまる浪を霞にそしる

橋

いさなひて渡りやせまし川橋は

波こそすはかり袖の涼しさ

野

經路蕭々縦復横

草頭遙見夕陽傾

青々原上難行盡

何處牧童笛一聲

其阿

忠張

久供

其阿

惟興

重饒

山家

すみわひぬとなりもうとき山さとの

柴の戸さしのあけ暮の空

田家

露さむくいな葉のほすゑ打なひき

月のあらはす庵なりけり

懷舊

昔日緬懷竹馬童

同遊悉得遂忠功

曲肱爲枕獨閑事

數十年光移夢中

無常

ゆふされハ雨をもよほす嶺の雲に

なき面かけそおもひこかるゝ

別

あふ坂や関を限に立わかれ

ゆくゑハ旅のならひとをしれ

旅

一別家山幾斷腸

天涯蓬鬢已成霜

傍人莫道他方事

十夢枕頭皆故郷

忠俊

貞豊

貞昌

久供

政徳

為善

祝

久賀

千尋にも立ならひたる呉竹は

さかえ久しきよのしるしかも

元綱

千早振神代の秋も色かへぬ

まつに小松のかけあふく哉

右御詠歌御短冊ニ而候、

『右口裏』

元和八年六月朔日

當座と有之、

○元和八年九月廿三日、肝付兼武之第 家久公御成

記之内、

同廿四日、被成御役御人衆

喜入攝津守殿

町田圖書頭殿

山田民部少輔殿

佐多越後守殿

顯姪長左衛門尉殿

八木民部左衛門尉殿

本田甲斐守殿

岩切雅樂助殿

但三尺中略
二こん

腹白

町田圖書頭殿
より

○元和九年癸亥、久幸奉職在江戸、是歳 大樹秀忠

公讓征夷大將軍於 儲君家光公、於是、十月、

公遣桂山城守忠能、猷虎皮・中山酒及本國製陶器

等、陳賀 家光公嗣位也、久幸視其事、

○三八一 島津久元外三名連署書狀

『桂太郎兵衛藏』
急度令啓候、然者貴所御事、今度當 將軍様御世

渡被遣候、其御祝儀可爲御使由 御意候間、其心

得候而町田圖書頭殿へ被成御談合、御進物等御持

參尤候、最前貴所御承候御使之儀者、江戸へ被罷

居候衆江可然由候間、定而圖書頭殿より可被仰付

候、委者面高主馬首殿可被申達候、恐々謹言、

『元和九年』
十月廿三日

比志嶋宮内少輔
國隆判

伊勢兵部少輔
貞昌判

喜入攝津守
忠政判

下野守
久元判

桂山城守殿
御宿所

(本文書ハ「旧記雜錄後編四」一八二五号文書ト同文ナリ)

〇三八二 猪俣則康日記抄

『猪俣伊右衛門藏』

元和九年猪俣伊右衛門則康日記曰、元和九年廿一

歳之三月より在江戸仕候而、さん用方大田丹波守

と承候之間、買物役も仕候、明ル六月罷下候、其

時分、御老中町田圖書頭殿御詰候、其外澁谷四郎

左衛門殿・五代少左衛門殿・北条土佐守殿也、伊

地知民部少輔殿・米良縫殿助殿ハ普請奉行也、芝

御屋敷長や作ニ御座候ニ付、御番ニ卅日餘かわり

合相勤候、其時市來五兵衛殿なと同前也、罷下候

而御奉公方ニ隙なし、

○寛永元年甲子六月十七日、久幸以疾終于武州江戸

櫻田邸、享年五十三歳、葬同國豊島郡駒込諏訪山

吉祥寺、法名江山隣月菴主墓銘前、秘書省、又藏遺髮於麿

島福昌寺、後合葬室氏花窓了榮大姉于茲、因一墓

置兩牌、可笑翁手冊曰、久幸在勤江戸、將西歸

病卒江戸品川驛、而今從舊譜享保十八年、久幸七世孫

墓、文化三年、十世孫久親造久幸藏檀主、納諸吉祥寺、實

紫銅茶碗・香爐・花瓶於其前、並詳于各傳及墓表圖記、

町田大概記曰、圖書頭殿度々在江戸被仕候、終に

ハ於江戸被成死去候、寛永元年甲子六月十七日之

事也、其時分、黃門様御在國被遊、右之一左右江

戸より相聞得候、次々之夜、黃門様圖書殿在所

に被成御出、町田弥兵衛挑燈火奥座に申請候、其

夜在所ニ被居候事、度々笑止之御意辱之儀不及申

候、按是歳、家久公在國、嘗以為國初以來、使諸大名

送質子於江戸、不如使置其妻子也、乃使伊勢貞昌

因土井利勝以言 大御所秀忠公、從之云云、此時久幸既歿于江戶、故使貞昌代久幸為江戶留守御家老云、抑又 公聞久幸之訃、屢哀臨于私第、數發悼惜之言不一而足矣、於戲久幸為 公之親臣、而天不假多年、可慨矣、

○久幸初娶穎娃左馬介久虎之女、先卒、葬于伊作多寶寺、法名華陰妙蓮大姉穎娃家譜曰、穎娃左馬介久虎第二女者町田勝兵衛久幸妻、母桐原氏、是久幸稱勝兵衛時事、乃知初室矣、

○久幸繼聘島津圖書頭忠長入道紹益之女、慶長十四年三月二日亦先卒出既、

○次配稅所宮内少輔篤正之女、寬永八年七月三日卒、法名花窻了榮大姉、葬麿島福昌寺出後、並無子、

○澁谷家譜曰、澁谷周防守重政第二女町田出羽守久幸室、母面高石見坊之女、今伊作多寶寺有墓、銘曰、明室妙聯大姉、是澁谷氏之墓云、然而澁谷譜曰、出羽守久幸是為久倍乎、將為久幸乎、未能詳果某人、必乎居於一矣、今推其年間、蓋久倍之初室歟、又按久幸之歿也、澁谷次郎左衛門重治入道

伴松重政嫡子會喪關事、則於吾家必有緣故者也、而舊譜闕明據、姑書其說以俟參考矣、

○大口鄉里村專念寺號大來山口稱院、在地頭館乾方七町許、相州藤澤山末寺、開山相阿上人、開基年月不詳、初號大法山、元祿八年、遊行尊通改今號云、真本主一座、高一尺一寸二分・跌高二寸三分、陽朱漆書歸真稱阿彌陀佛靈位之九字、陰有町田少兵衛之五字、且專念寺藏校割帳曰、

〇三八三 大口專念寺校割帳

『大口專念寺藏』高老石代

一錢三貫三百三拾貳文

右町田少兵衛殿寄附、

此間中略

右者高代錢前方銘、先祖為菩提、買地を以寄附候故、濱田仁左衛門附高ニ而取納有之候処、正徳四年午五月附高御法度被仰渡、右高御物御買入ニ被仰付、代銀被下候ニ付、錢ニ相直記置候、後代見合ニ茂可相成候間、本高片書ニ記置也、

又專念寺山中有多寶塔製之荒墓一基、高三尺九寸七分、其前面二所刻十字各一、猶如紋號、此佗沒文字、則為孰之叢塚不可得而知矣、文化九年、因大口地頭代兒玉貞皎、摸其本主與墓石之圖、而登載墓表圖記、今按、文祿三年、太守義久公賜久倍大口一所在地兼地頭職、翌歲、久倍携家累移鎮大口城、至于勝兵衛尉久幸猶居于鄉之長尾村焉、夫為一所在地、移妻子于此、則遠石谷私邑既隔絕、而上厥墓拜厥廟不可常得矣、於是、一集各靈設招魂^イ墓及位牌于專念寺、寄附田祿以給其香花洒掃之資費也、然校割帳無年月、因置此于茲云、